独立行政法人日本学生支援機構の
令和６年度における業務の実績に関する評価

令和７年

文 部 科 学 大 臣

１－１－１	評価の概要	・・・ｐ１
１－１－２	総合評定	・・・ｐ２
１－１－３	項目別評定総括表	・・・ｐ４
１－１－４－１	項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）	・・・ｐ６
	項目別評価調書 No. Ⅰ―１　奨学金事業	・・・ｐ６
	項目別評価調書 No. Ⅰ―２　留学生支援事業	・・・ｐ40
	項目別評価調書 No. Ⅰ―３　学生生活支援事業	・・・ｐ81
１－１－４－２	項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）	・・・ｐ96
	項目別評価調書 No. Ⅱ―１　業務の効率化	・・・ｐ96
	項目別評価調書 No. Ⅱ―２　組織の効果的な機能発揮	・・・ｐ107
	項目別評価調書 No. Ⅱ―３　情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善	・・・ｐ108
	項目別評価調書 No. Ⅱ―４　適切な情報の発信、調査分析等の推進	・・・ｐ110
１－１－４－３	項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）	・・・ｐ113
	項目別評価調書 No. Ⅲ―１　収入の確保等、寄附金の活用	・・・ｐ113
	項目別評価調書 No. Ⅲ―２　予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理	・・・ｐ118
１－１－４－４	項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）	・・・ｐ123
	項目別評価調書 No. Ⅳ―１　内部統制・ガバナンスの強化	・・・ｐ123
	項目別評価調書 No. Ⅳ―２　個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進	・・・ｐ130
	項目別評価調書 No. Ⅳ―３　施設及び設備に関する計画	・・・ｐ135
	項目別評価調書 No. Ⅳ―４　人事に関する計画	・・・ｐ137
別添	中期目標、中期計画、年度計画	・・・ｐ140

１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本学生支援機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和６年度
	中期目標期間	令和６年度～令和 10 年度（第５期）

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		文部科学大臣		
	法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	学生支援課、春山浩康
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、生田知子

３．評価の実施に関する事項
令和７年７月 25 日　独立行政法人日本学生支援機構の評価等に関する有識者会合に評価結果案を諮り、意見を聴取した。

４．その他評価に関する重要事項
－

１－１－２　中期目標管理法人　年度評価　総合評定

１．全体の評定						
評定 （S、A、B、C、D）	B	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
		B				
評定に至った理由	法人全体の評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。					

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められ、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。 ○貸与奨学金の減額返還及び返還期限猶予について、周知の拡大及び利用者の利便性向上に取り組み、申請数に占める電子申請の割合が計画値を上回る実績となった。（p.24 参照） ○貸与奨学金の代理返還制度について、企業用 web ページの開設や周知の拡大、口座振替による支援開始に取り組み、利用企業数が計画値を上回る実績となった。（p.25 参照） ○海外留学イベントの実施及び協力回数について、計画値を上回る実績となった。（p.70 参照）
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	－

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	○海外留学イベントの実施及び協力について、今後は、これらのイベントの成果についても確認するなど、質的な評価に係る指標も追加すること。（p.69 参照）
その他改善事項	－
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	－

４．その他事項	
監事等からの意見	－
その他特記事項	－

※　評定区分は以下のとおりとする。(「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(以降「評価基準」とする)」p13～参照)

Ｓ：中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

Ａ：中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

Ｂ：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

Ｃ：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

Ｄ：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

１－１－３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定総括表

中期計画	年度評価					項目別調書No.	備考
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
１．奨学金事業	Ｂ○重					Ⅰ―１	
（１）給付奨学金	（Ｂ○重）					Ⅰ―１（１）	
（２）貸与奨学金	（Ｂ○重）					Ⅰ―１（２）	
（３）奨学金事業に共通する事項の実施	（Ｂ○重）					Ⅰ―１（３）	
２．留学生支援事業	Ｂ○重					Ⅰ―２	
（１）外国人留学生に対する支援	（Ｂ○重）					Ⅰ―２（１）	
（２）日本人留学生に対する支援	（Ａ○重）					Ⅰ―２（２）	
３．学生生活支援事業	Ｂ					Ⅰ―３	
（１）学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供	（Ｂ）					Ⅰ―３（１）	
（２）障害のある学生等に対する支援	（Ｂ）					Ⅰ―３（２）	
（３）キャリア教育・就職支援	（Ｂ）					Ⅰ―３（３）	
Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置							
１．業務の効率化	Ｂ					Ⅱ―１	
（１）一般管理費等の削減	（Ｂ）					Ⅱ―１（１）	
（２）人件費・給与水準の適正化	（Ｂ）					Ⅱ―１（２）	
（３）契約の適正化	（Ｂ）					Ⅱ―１（３）	

中期計画	年度評価					項目別調書No.	備考
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度		
２．組織の効果的な機能発揮	Ｂ					Ⅱ―２	
３．情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善	Ｂ					Ⅱ―３	
４．適切な情報の発信、調査分析等の推進	Ｂ					Ⅱ―４	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
１．収入の確保等、寄附金の活用	Ｂ					Ⅲ―１	
２．予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理	Ｂ					Ⅲ―２	
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項							
１．内部統制・ガバナンスの強化	Ｂ					Ⅳ―１	
２．個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進	Ｂ					Ⅳ―２	
３．施設及び設備に関する計画	Ｂ					Ⅳ―３	
４．人事に関する計画	Ｂ					Ⅳ―４	

※１　重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※２　困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※３　重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※４　「項目別調書 No.」欄には、本評価書の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

※５　評定区分は以下のとおりとする。

Ｓ：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

Ａ：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合)。

Ｂ：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上)。

Ｃ：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満)。

Ｄ：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

なお、「Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ．財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ．その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

Ｓ：－

Ａ：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

Ｂ：目標の水準を満たしている（「Ａ」に該当する事項を除く。)。

Ｃ：目標の水準を満たしていない（「Ｄ」に該当する事項を除く。)。

Ｄ：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―１	奨学金事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標５　奨学金制度による意欲・能力ある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第１号
当該項目の重要度、困難度	重要度「高」: 少子化が進む状況の中、また教育の機会均等の観点からも、政府の「こども未来戦略」等に基づく高等教育費の負担軽減のため、機構の奨学金事業の重要性が一層高まっているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
（1）貸与奨学金の新規返還者回収率（年度計画値）	中期目標期間中に97.2%以上とする。	―	97.20 % 以上				
（実績値）	－	97.47%	97.24%				
（2）貸与奨学金の要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合（年度計画値）	中期目標期間中に3.83%以下とする。	－	3.01%以下				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和 7 年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	2,104,792,192				
決算額（千円）	2,012,151,896				
経常費用（千円）	213,323,972				

	（実績値）	－	2.81%	2.74%						経常利益（千円）	△223,278				
	（3）減額返還及び返還期限猶予の申請件数に占める電子申請の割合（年度計画値）	中期目標期間中に50%以上とする。	－	31.26%以上						行政コスト（千円）	213,323,972				
	（実績値）	－	26.57%	38.21%						従事人員数（人）	272				
	（4）代理返還制度の利用企業数（年度計画値）	中期目標期間中に4,600社以上とする。	－	2,358社以上											
	（実績値）	－	1,798社	3,266社											

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
（1）～（3）各項目を参照	（1）給付奨学金【B】 （2）貸与奨学金【B】 （3）奨学金事業に共通する事項の実施【B】	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものとして評価し た。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ （1）～（3）各項目を参照 ＜その他事項＞ （1）～（3）各項目を参照	

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－１	奨学金事業（１）給付奨学金		
業務に関連する政策･施策	政策目標５　奨学金制度による意欲・能力ある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第１号
当該項目の重要度､困難度	重要度「高」：少子化が進む状況の中、また教育の機会均等の観点からも、政府の「こども未来戦略」等に基づく高等教育費の負担軽減のため、機構の奨学金事業の重要性が一層高まっているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
（1）貸与奨学金の新規返還者回収率（年度計画値）	中期目標期間中に97.2%以上とする。	―	97.20 ％ 以上				
（実績値）	－	97.47%	97.24%				
（2）貸与奨学金の要返還債権額に占める３ヶ月以上延滞債権額の割合（年度計画値）	中期目標期間中に3.83%以下とする。	－	3.01%以下				
（実績値）	－	2.81%	2.74%				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	2,104,792,192				
決算額（千円）	2,012,151,896				
経常費用（千円）	213,323,972				
経常利益（千円）	△223,278				

	（3）減額返還及び返還期限猶予の申請件数に占める電子申請の割合（年度計画値）	中期目標期間中に50%以上とする。	－	31.26%以上						行政コスト（千円）	213,323,972				
	（実績値）	－	26.57%	38.21%						従事人員数（人）	272				
	（4）代理返還制度の利用企業数（年度計画値）	中期目標期間中に4,600社以上とする。	－	2,358社以上											
	（実績値）	－	1,798社	3,266社											

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
	①奨学金の的確な支給【B】 ②適格認定の実施【B】	〈評定〉　B 〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成した上、計画に定められた業務実績であることからB評定とする。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 各項目を参照 ＜その他事項＞ 各項目を参照	
〈1〉給付奨学金の給付状況 ＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に対し奨学金の給付を的確に実施し	○給付奨学金 (1)令和６年度給付奨学生の募集・選考（在学採用） 令和２年度から開始した給付奨学金について、国等の確認を受けた大学等に在籍する学生等を対象に春と秋に募集を行い、下表のとおり採用決定した。また、多子世帯や理工農系の学生等の中間層への支援拡大により令和６年度から新たに対象になる者についても、下表のとおり採用決定した。審査に際してはマイナンバーを活用して適切に行った。 さらに、学びの継続のため、令和５年度に引き続き令和５年９月以前の適格認定（学業）において「警告」が連続することにより「廃止」となった者について、２回目の警告が「GPA事由」のみであった場合には、次の学年（２年以下の課程・高等専門学校は学年の半期）の学業成績等が適格認定基準における「継続」相当であれば給付奨学金を再申込できることとした（令和６年度実績649件）。	〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・令和２年度から開始した給付奨学金について、募集・選考を行い、該当者を適切に採用したことは評価できる。 ・令和６年度より開始した多子世帯や理工農系の学生等の中間層への支援拡大により新たに対象になる者を適切に採用したことは評価できる。	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ ・中間層の支援拡大や能登地震での被災者対応など、柔軟かつ迅速に対応したことは評価できる。	

たか、奨学生採用等の実施状況を参考に判断する。

〈給付奨学生の新規採用状況〉　（単位：人）

区分	令和６年度	（参考）令和５年度
合計	136,381	119,673
大学	90,591	76,203
短期大学	6,495	6,647
高等専門学校	1,765	1,644
専修学校（専門課程）	36,725	34,465
通信教育課程	805	714

〈上表のうち支援区分〉　（単位：人）

区分	令和６年度	（参考）令和５年度
合計	136,381	119,673
第Ⅰ区分	63,747	67,616
第Ⅱ区分	27,917	29,027
第Ⅲ区分	23,557	23,030
第Ⅳ区分（多子世帯）	14,792	－
第Ⅳ区分（理工農）	6,368	－

(2) 令和６年度給付奨学生の募集・選考（家計急変採用）

令和２年度から開始した新たな給付奨学金について、国等の確認を受けた大学等に在籍する学生等のうち、生計維持者の死亡や事故、病気、失職又は震災等による被災といった予期できない事由で家計が急変した学生等や家庭内暴力から避難等した学生等を対象に、年間を通じて随時、給付奨学生の募集（家計急変採用）を行い、下表のとおり採用決定した。また、令和６年能登半島地震において被災した学生等に対しては、甚大な影響が生じていることを鑑み、申請書類（罹災証明書）の代替措置を認める弾力的対応を行った（令和６年度実績22件）。

〈給付奨学生の新規採用状況（家計急変）〉　（単位：人）

区分	令和６年度	（参考）令和５年度
合計	1,065	923
大学	924	781
短期大学	19	36
高等専門学校	7	10
専修学校（専門課程）	111	94
通信教育課程	4	2

・生計維持者の死亡、災害等により家計が急変した学生等や家庭内暴力から避難等した学生等を対象とした給付奨学金について、募集・選考を行い、該当者を適切に採用したことは評価できる。また、令和６年能登半島地震に被災した学生等の申請を弾力的に受け付け、該当者を適切に採用したことは評価できる。

・令和７年度給付奨学生採用候補者の募集・選考について、学校宛通知等を通じて高等学校等の生徒等及び奨学金事務担当者への情報提供を行った上で、高校等と連携を図りつつ募集・選考を行い、給付奨学生及び採用候補者の決定を確実に実施したことは評価できる。

(3) 令和 7 年度給付奨学生採用候補者の募集・選考（予約採用）

高等学校等に「給付奨学金案内」等の資料を送付し、貸与奨学金と併せて、令和 7 年度に進学を予定している高校 3 年生等を対象に令和 2 年度から開始した新たな給付奨学金の募集を行い、下表のとおり採用候補者を決定した。審査に際してはマイナンバーを活用して適切に行った。

また、自宅外月額の支給開始時期を早期化するため、進学前より自宅外月額に係る審査を開始することについて、採用候補者に配付する冊子により周知を行った。

〈給付奨学生採用候補者の決定状況〉　（単位：人）

区分	令和 7 年度進学予定者	（参考）令和 6 年度進学予定者
採用候補者数	153,899	93,444

〈2〉給付奨学金における適格認定の実施状況

＜主な定量的指標＞

－

＜その他の指標＞

－

＜評価の視点＞

奨学生としての学業精励の自覚を促す取組や適格認定を適切に行ったか、適格認定の処置状況等を参考に判断する。

○給付奨学金における適格認定の実施状況

・適格認定（家計）について、奨学生及び生計維持者のマイナンバーを利用して支援区分の見直しを実施し、令和 6 年 10 月から 1 年間の支援区分及び給付月額を決定した（令和 6 年 9 月）。

・適格認定の適切な実施に資するよう、令和 6 年度適格認定（学業）の処理要領を定め、学校に通知した（令和 6 年 11 月）。

・奨学生向けの給付奨学金の適格認定のチラシ「適格認定（学業）とは」を学校担当者ホームページに掲載し、適格認定への理解促進及び給付奨学生としての自覚と責任を持つことについての給付奨学生に対する指導を依頼した。

・令和 6 年度末において、学校報告を踏まえ適格認定（学業）を実施した。

・2 年制以下の課程及び高等専門学校の給付奨学生については、年度末に加えて 9 月にも適格認定（学業）を実施した。

〈給付奨学生に係る適格認定処置状況〉

（学業）　（単位：件）

区分	令和 6 年度実績（375,773 件中）	（参考）令和 5 年度実績（356,314 件中）
給付奨学金廃止（学業成績不振者等）【返還が必要】	992（0.3%）	766（0.2%）
給付奨学金廃止（学業成績不振者等）【返還不要】	15,477（4.1%）	11,884（3.3%）
給付奨学金停止（継続希望無等）	1,837（0.5%）	1,586（0.4%）
給付奨学金停止（学業成績不振者等）	7,295（1.9%）	5,860（1.6%）
警告（学修評価が劣る者）	43,205（11.5%）	41,729（11.7%）

〈評定〉　B

〈評定根拠〉

真に支援を必要とする者に給付を行うという目的を達成するため、適格認定を厳格に実施したことは評価できる。また、適格認定を厳格かつ迅速に行うため、適格認定に係る基準について十分な周知を図るとともに、適格認定の実施により、奨学生に給付を受けて修学している者としての自覚を一層促したことは評価できる。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

－

＜その他事項＞

－

合計	68,806 (18.3%)	61,825 (17.4%)

（家計）　（単位：件）

区分	令和6年度実績 (368,083件中)	(参考) 令和5年度実績 (352,959件中)
給付奨学金停止 （家計基準が支援対象外等）	22,933 (6.2%)	24,076 (6.8%)

○在籍報告

令和6年度在籍報告について、「在籍報告（兼通学形態変更届）」の提出手続き（リーフレット（入力準備用紙））を大学等に配付し提出指導を依頼した（令和6年4月、10月）。

４．その他参考情報

特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－１	奨学金事業（２）貸与奨学金		
業務に関連する政策･施策	政策目標５　奨学金制度による意欲・能力ある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第１号
当該項目の重要度､困難度	重要度「高」：少子化が進む状況の中、また教育の機会均等の観点からも、政府の「こども未来戦略」等に基づく高等教育費の負担軽減のため、機構の奨学金事業の重要性が一層高まっているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
（1）貸与奨学金の新規返還者回収率（年度計画値）	中期目標期間中に97.2%以上とする。	―	97.20 ％ 以上				
（実績値）	－	97.47%	97.24%				
（2）貸与奨学金の要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合（年度計画値）	中期目標期間中に3.83%以下とする。	－	3.01%以下				
（実績値）	－	2.81%	2.74%				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	2,104,792,192				
決算額（千円）	2,012,151,896				
経常費用（千円）	213,323,972				
経常利益（千円）	△223,278				

	（3）減額返還及び返還期限猶予の申請件数に占める電子申請の割合（年度計画値）	中期目標期間中に50%以上とする。	－	31.26%以上						行政コスト（千円）	213,323,972				
	（実績値）	－	26.57%	38.21%						従事人員数（人）	272				
	（4）代理返還制度の利用企業数（年度計画値）	中期目標期間中に4,600社以上とする。	－	2,358社以上											
	（実績値）	－	1,798社	3,266社											

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
	①奨学金の的確な貸与【B】 ②適格認定の実施【B】 ③債権の適切な管理及び返還金の確実な回収【B】 ④減額返還・返還期限猶予制度の適切な運用【A】 ⑤多様な返還方法の提供【A】 ⑥返還免除制度の適切な運用【B】 ⑦機関保証制度の運用【B】	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成し計画に定められた業務実績であることから B 評定とする。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 各項目を参照 ＜その他事項＞ 各項目を参照	
〈3〉貸与奨学金の貸与状況 ＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 適切な審査に基づき支援を必要とする者に対し奨学金の貸与を的確に実施したか、	○貸与奨学金の実施状況 貸与基準に基づき、マイナンバーを活用した適切な審査を行い、奨学生の新規採用及び令和 6 年度大学等進学予定者の採用候補者決定を(1)、(2)のとおり行った。 令和 6 年度新規採用者より、原則として申込者から提出されるマイナンバーにて所得等の情報を確認する方法に変更したことで、家計審査におけるペーパーレス化を実現した。 (1) 令和 6 年度奨学生新規採用状況 令和 6 年度採用者数、緊急採用・応急採用者数、猶予年限特例採用者数は下表のとおりであった。	評定〉 B 〈評定根拠〉 ・貸与基準に基づき、マイナンバーを活用して奨学金の申請に係る適切な審査を行ったことは評価できる。 ・原則として申込者より提出されるマイナンバーにて所得等の情報を確認する方法に改めることで、家計審査のペーパーレス化を実現したことは評価できる。	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・ペーパーレス化が実現できたことは、それ自体も評価の対象となり得るが、それによる事務の効率化・迅速化など、より重要な効果に焦点を当てることで、評価により説得力が増すものと考えられる。	

奨学生採用等の実施状況を参考に判断する。

〈令和６年度 貸与奨学生新規採用状況〉 （単位：人）

区分	採用者数	緊急採用 応急採用	猶予年限 特例
第一種　計	185,874	334	60,918
大学	111,003	270	37,945
短期大学	7,590	7	3,123
大学院	24,783	22	－
高等専門学校	388	4	138
専修学校（専門課程）	41,983	31	19,644
通信教育課程	127	－	68
第一種 授業料後払い制度 計	150	0	－
大学院	150	0	－
第二種　計	203,015	203	－
大学	138,584	170	－
短期大学	7,731	5	－
大学院	3,437	8	－
高等専門学校	206	0	－
専修学校（専門課程）	52,876	20	－
通信教育課程	181	－	－

（参考）〈令和５年度 貸与奨学生新規採用状況〉 （単位：人）

区分	採用者数	緊急採用 応急採用	猶予年限 特例
第一種　計	183,441	313	33,347
大学	110,868	255	19,787
短期大学	8,305	5	1,905
大学院	22,430	17	－
高等専門学校	376	3	73
専修学校（専門課程）	41,394	33	11,547
通信教育課程	68	－	35
第二種　計	206,317	161	－
大学	138,246	113	－
短期大学	8,600	3	－
大学院	2,994	14	－
高等専門学校	213	2	－
専修学校（専門課程）	56,144	29	－
通信教育課程	120	－	－

・大学院修士段階における「授業料後払い制度」についても、令和６年度中の制度開始に向けて準備を進め、適切な審査に基づき奨学生を採用したことは評価できる。

＜その他事項＞

・大学院進学者（進学予定者）への授業料後払い制度の新設については、研究意欲のある学生がまとまった資金が準備できないために進学を断念することを回避できるという点で、評価できる。

（注 1）緊急採用・応急採用とは、生計維持者の失職、破産、事故、病気、死亡等又は火災、風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合に申し込むことができる貸与奨学金。緊急採用が第一種奨学金（無利子）、応急採用が第二種奨学金（有利子）に当たる。

（注 2）猶予年限特例とは、申込時の世帯収入が一定基準以下（例：給与所得のみの世帯の場合、年間収入金額 300 万円以下）の第一種奨学生について、卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度のことである。

(2) 令和 6 年度「授業料後払い制度」採用状況

大学院修士段階における「授業料後払い制度」について、準備を進め、令和 6 年度の秋の二次採用や令和 7 年度予約採用において、適切な審査を行い、奨学生の新規採用を行った。採用者数は下表のとおりであった。

〈令和 6 年度　大学院授業料後払い制度新規採用状況〉　（単位：人）

区分	新規採用者数	（うち先行実施分）
授業料後払い制度	150	142

（注）授業料後払い制度は令和 6 年度 10 月から採用。

(3) 令和 7 年度大学等進学予定者に係る採用候補者の決定状況

令和 7 年度大学等進学予定者を下表のとおり採用候補者として決定した。

〈令和 7 年度　採用候補者決定状況〉　（単位：人）

区分	採用候補者決定数
第一種奨学金	170,087
第二種奨学金	228,050
計	398,137

（注）「計」は延べ人数（第一種奨学金及び第二種奨学金両方の採用候補者となった者はそれぞれの区分に計上）。

(4) 令和 7 年度大学院進学予定者に係る採用候補者の決定状況

令和 7 年度大学院進学予定者を下表のとおり採用候補者として決定した。

〈令和 7 年度　採用候補者決定状況〉　（単位：人）

区分	採用候補者決定数
第一種奨学金	10,150
授業料後払い制度	758
第二種奨学金	2,844
計	13,752

（注）「計」は延べ人数（第一種奨学金（授業料後払い制度含む）及び第二種奨学金両方の採用候補者となった者はそれぞれの区分に計上）。

(5) 奨学金申込・推薦手続、書類の提出期限に係る弾力的な対応

予約採用について、就職から進学へ進路変更する生徒等を対象として、春の申込期間（4 月～7 月）とは別に、予備回として秋に申込期間（10 月）を設定した。

〈4〉 貸与奨学金における適格認定の実施状況

＜主な定量的指標＞

－

＜その他の指標＞

－

＜評価の視点＞

在学中の指導を充実する取組や適格認定を適切に行ったか、適格認定の処置状況等を参考に判断する。

○貸与奨学金における適格認定の実施状況

・適格認定の適切な実施に資するよう、令和 6 年度適格認定の処理要領を定め、学校に通知した（令和 6 年 11 月）。

・「適格認定説明会」説明資料を学校担当者ホームページへ掲載し、学校へ、奨学生に対し適格認定及び「奨学金継続願」提出に対する理解を促進させるよう指導を依頼した。

・「奨学金継続願」を提出する際、学生生活・学修状況の振り返り及び経済状況の見直し、返還義務の自覚の有無の設問に回答させることによって、貸与奨学生としての自覚を持って学業に精励する必要があることを再認識するよう促した。

・学校が適切に適格認定を実施できるよう、令和 6 年度適格認定における学校報告の開始時期に合わせて、処理方法に係る資料を学校担当者ホームページに掲載した（令和 7 年 3 月）。

・令和 6 年度末において、学校報告を踏まえ適格認定を実施した。

(1) 適切な貸与月額の指導

・奨学生に対し、振込明細と返還総額（予定）等を表示した「貸与額通知」を、スカラネット・パーソナルを通じて奨学生に確認させ、返還意識の涵養を図った。

・奨学生に対し、「奨学金継続願」準備用紙により貸与月額の見直し、現在の貸与金額の必要性を確認させ、辞退や貸与月額の見直し（減額）も含めて検討するよう促した。

(2) 貸与奨学生に係る適格認定処置状況

（単位：件）

区分	令和 6 年度実績 (829,230 件中)	(参考) 令和 5 年度実績 (831,947 件中)
奨学金廃止（学業成績不振者等）	10,307 (1.2%)	10,314 (1.2%)
奨学金停止（学業成績不振者等）	10,184 (1.2%)	10,029 (1.2%)
警告（学修評価が著しく劣る者等）	15,064 (1.8%)	16,110 (1.9%)
合計	35,555 (4.3%)	36,453 (4.4%)

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

・真に支援を必要とする者に貸与を行うという目的を達成するため、適格認定を厳格に実施したことは評価できる。また、適格認定を厳格かつ迅速に行うため、適格認定に係る基準について十分な周知を図るとともに、適格認定の実施により、奨学生に貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促したことは評価できる。

・奨学金の必要性の判断や適切な貸与月額の選択を奨学生自らにさせるため、大学等に対して奨学生への指導について、周知を図ったことは評価できる。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

－

＜その他事項＞

－

〈5〉 貸与奨学金の新規返還者回収率

＜主な定量的指標＞

S：回収率が A 評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている

○新規返還者回収率

〈新規返還者回収率〉

区分	令和 6 年度	(参考)令和 5 年度	前年度比
要回収額	19,279 百万円	20,045 百万円	766 百万円減
回収額	18,746 百万円	19,538 百万円	791 百万円減
回収率	97.24%	97.47%	0.23 ポイント減

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

・返還開始直後から延滞させないことが肝要であることから、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託の実施等、返還促進

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

－

＜その他事項＞

A：97.47%以上

B：97.20%以上

97.47%未満

C：96.93%以上

97.20%未満

D：96.93%未満

＜その他の指標＞

貸与奨学金の要返還債権額に占める 3 か月以上延滞債権額の割合

S：割合が A 評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている

A：2.51%以下

B：3.01%以下

2.51%超

C：3.76%以下

3.01%超

D：3.76%超

＜評価の視点＞

奨学金貸与事業の健全性を確保するため、着実な返還に向けた諸施策を講じ、目標値については、貸与奨学金の新規返還者回収率（当該年度に新たに返還を開始する返還者の要回収額に対する回収

〈参考：総回収率〉

区分	令和 6 年度	(参考)令和 5 年度	前年度比
要回収額	829,812 百万円	820,755 百万円	9,056 百万円増
回収額	757,529 百万円	744,986 百万円	12,543 百万円増
回収率	91.29%	90.77%	0.52 ポイント増

○貸与奨学金の要返還債権額に占める 3 か月以上延滞債権額の割合

区分	令和 6 年度	（参考）令和 5 年度
要返還債権額	7,471,872 百万円	7,528,334 百万円
3 か月以上延滞債権額	204,603 百万円	211,309 百万円
割合	2.74%	2.81%

○返還金の回収状況に係る定量的な把握・分析

貸与奨学金における返還金の回収状況については、毎月回収状況を把握・分析するとともに、四半期ごとに経営管理会議業務報告部会にて報告した。

○返還金の回収に向けた取組状況

(1) 初期延滞債権の回収委託実施状況

①振替不能者への振替不能通知発送及び督促架電

振替不能 1 回目の者が 2 回目以降連続して振替不能となることを抑止するため、本人及び連帯保証人等に対し、通知を発送し、督促架電を実施した。

〈振替不能者への督促架電の状況〉

区分	令和 6 年度	(参考)令和 5 年度
架電件数	1,434,989 件	1,956,227 件

②延滞 3 か月以上の者に係る回収委託

早期における督促の集中的実施を図るため、延滞 3 か月以上となった初期延滞者に係る回収業務をサービサーに委託した。

〈初期延滞債権の回収委託実績〉

	回収	猶予
件数	47,980 件	7,021 件
回収金額	3,031,558 千円	－

委託開始当初の委託件数　105,388 件
〃　請求金額　5,647,427 千円

（注 1）「件数」は債権数である。

方策を適切に実行したことによって、新規返還者回収率が 97.24%に達したことは評価できる。

・貸与奨学金の要返還債権額に占める 3 か月以上延滞債権額の割合が 2.74%にとどまったことは評価できる。

・3 か月以上の延滞債権の割合が昨年度より減少している点は評価できる。

額の割合）を中期目標期間中に97.2%以上とする。

（注2）「回収金額」とは委託期間中にサービサーに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。
（注3）「回収金額」には繰上返還となった入金を含む。
（注4）「猶予」とは委託期間中に返還期限猶予願が提出され、その後返還期限猶予が承認されたことで延滞解消となった件数である。

(2) 中長期延滞債権の回収委託実施状況
中長期延滞債権について、以下の債権の回収業務を計画的にサービサーへ委託した。

①中長期延滞債権の回収委託実績（委託時延滞1年半以上）

	回収	猶予
件数	2,287件	113件
回収金額	342,441千円	－

令和6年度当初及び委託開始当初の委託件数　5,406件
〃　請求金額　2,179,635千円

②委託継続分

	回収	猶予
件数	1,567件	7件
回収金額	189,298千円	－

令和6年度当初及び委託開始当初の委託件数　2,015件
〃　請求金額　984,577千円

（注1）「件数」は、債権数である。
（注2）「回収金額」とは、委託期間中のうち令和6年4月～令和7年3月にサービサーに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。
（注3）「回収金額」には、繰上返還となった入金を含む。
（注4）「猶予」とは委託期間中に返還期限猶予願が提出され、その後返還期限猶予が承認されたことで延滞解消となった件数である。
（注5）「委託継続分」とは、委託開始から一定期間を経た一部入金があるが延滞解消に至らない者のことである。

(3) 法的処理実施状況
法的処理対象者に対し、下表のとおり法的処理を実施した。

①法的処理実施状況

区分	令和６年度	(参考) 令和５年度	前年度比
支払督促申立予告	14,317 件	12,525 件	114.3%
支払督促申立	5,664 件	5,339 件	106.1%
仮執行宣言の申立	1,218 件	1,066 件	114.3%
強制執行予告	2,941 件	2,786 件	105.6%
強制執行申立	493 件	487 件	101.2%
強制執行	267 件	276 件	96.7%
和解	3,306 件	3,289 件	100.5%

②令和６年度支払督促申立予告処理の実施結果

区分	件数	割合
応答があったもの（入金・猶予等）	6,957 件	48.6%
対応中（支払督促申立準備中等）	3,423 件	23.9%
支払督促申立実施	3,937 件	27.5%
実施総数	14,317 件	100.0%

（注１）「件数」は債権数である。
（注２）支払督促申立予告については、令和６年度中に実施したものであり、表中の区分別件数は令和６年度末現在の状況である。

○返還促進方策に係る取組
奨学金貸与に係る事業の健全性を確保するため、奨学金申込時からの返還意識の涵養、延滞状況に陥った場合における早期の解消指導と継続的な対応及び返還関係事務処理の改善等を行うことを目的として、令和６年度における返還促進方策を作成し、適切に実行した。また、令和７年度の返還促進方策を検討する際には、各関係部署において、令和６年度の進捗状況を確認し、必要な改善を反映させることに努めた。

〈6〉減額返還・返還期限猶予制度の運用状況

＜主な定量的指標＞

減額返還及び返還期限猶予の申請件数に占める電子申請の割合

S：割合がＡ評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている

○減額返還及び返還期限猶予制度の運用状況
(1)減額返還及び返還期限猶予制度の承認
返還者からの相談に対して適切な指導を行うとともに、審査基準等に基づく適切な審査を行い、基準に合致したものについて承認した。

〈減額返還の承認件数〉

区分	令和６年度	(参考)令和５年度
1/2 返還	13,794 件	12,258 件
1/3 返還	19,347 件	29,571 件
1/4 返還	17,702 件	－
2/3 返還	1,458 件	－
合計	52,301 件	41,829 件

〈評定〉 A

〈評定根拠〉
減額返還及び返還期限猶予制度については、より一層の周知を図るとともに、電子申請やマイナンバーの利用によって利用者の利便性を図りつつ、返還が困難な者を対象として制度を適切に運用したことは評価できる。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
－

＜その他事項＞
・減額返還の選択肢を増やし、対象者が自身の状況に合わせた返還をしやすく工夫したこ

A：37.51%以上

B：31.26%以上

37.51%未満

C：25.01%以上

31.26%未満

D：25.01%未満

＜その他の指標＞

－

＜評価の視点＞

減額返還・返還期限猶予制度が適切に運用されたか、周知・広報の実施状況や制度の運用状況を参考に判断する。

〈返還期限猶予の承認件数〉　（単位：件）

区分	令和６年度	（参考）令和５年度
在学猶予	100,883	107,181
一般猶予	149,729	153,124
病気中	10,978	11,005
災害	113	94
入学準備	80	123
生活保護	8,158	7,403
生活困窮	117,398	120,468
育児休暇等	6,156	6,751
猶予年限特例	6,846	7,280
合計	250,612	260,305

（注）猶予年限特例とは、申込時の世帯収入が一定基準以下（例：給与所得のみの世帯の場合、年間収入金額300万円以下）の第一種奨学生について、卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度のことである。【再掲】

(2)減額返還及び返還期限猶予制度の周知

・新たに返還を開始する者に対して送付する口座振替加入通知に、減額返還及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いを説明したリーフレットを同封し、制度の周知を図った。また、リーフレットは機構ホームページにも掲載した。

・ホームページ、X（旧 Twitter）等を利用して、スカラネット・パーソナルからの申請の利点等を記載したお知らせを毎月掲載し、返還者等への呼びかけを継続して行うと共に、減額・猶予期間終了のお知らせ等の発送物に、スカラネット・パーソナルからの申請を促す内容のチラシを同封することにより、一層の周知を図った。

(3)返還者の利便性の向上

・マイナンバーを利用し、情報照会結果に基づく審査を実施することで、手続における返還者の負担軽減を図った。

・令和６年４月から、新たに「失業中」の事由についてもスカラネット・パーソナルからの電子申請を可能とし、利便性の向上を図った。

・減額返還について、令和６年４月より、収入基準を緩和するとともに、従来の２分の１、３分の１の返還方法に加え、４分の１、３分の２の選択も可能とし、より利用しやすい制度とした。

〈減額返還及び返還期限猶予の申請数に占める電子申請の割合〉

区分	令和６年度	（参考）令和５年度	前年比較
減額返還及び返還期限猶予の電子申請の割合（合計）	38.21%	26.57%	11.64ﾎﾟｲﾝﾄ改善

とは評価できる。細分化に伴う事務量の増加は、電子申請の割合が増えることで相殺されるか、もしくはそれ以上に業務負担が軽減される可能性もあることから、さらに電子申請の利便性を高める方向で推進していくことが適切と考えられる。

〈7〉所得連動返還方式・代理

○所得連動返還方式

・ホームページでの周知に加え、貸与奨学金案内、採用候補者決定通知発送時のしおり、返還

〈評定〉　A

＜指摘事項、業務運営上の課題

返還制度の運用状況

＜主な定量的指標＞

代理返還制度の利用企業数

S：利用企業数がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている

A：2,830社以上

B：2,358社以上

2,830社未満

C：1,886社以上

2,358社未満

D：1,886社未満

＜その他の指標＞

－

＜評価の視点＞

所得連動返還方式・代理返還制度が適切に運用されたか、周知・広報の実施状況や制度の運用状況を参考に判断する。

のてびき等により奨学金申込前だけでなく返還開始前においても返還方式に関する情報を提供した。

・所得連動返還方式を選択している者のうち令和6年9月までに返還を開始する者・既に返還を開始している者に令和6年10月から令和7年9月までの返還月額を算出した。

〈所得連動返還方式における返還月額の算出件数〉

令和6年度	（参考）令和5年度
95,100件	70,133件

○代理返還制度の運用状況

・当該制度を企業に周知するためのWEBページを開設した（令和6年4月）。

・学生生活部が主催する全国キャリア・就職ガイダンスに参加し、参加企業へ当該制度の周知を図った（令和6年6月）。

・企業の利便性、安全性の観点から、これまでの払込取扱票による送金に加え、企業の口座から引き落とす送金方法を開始した（令和6年7月）。

・業務委託することにより、更なる認知向上及び企業等に対する直接アプローチによる導入促進を加速化させた（契約期間：令和6年10月～令和8年3月）。

具体的には、WEBページを閲覧した企業にアプローチし、当該企業等に対し、適宜オンライン説明会を個別に実施した（令和6年12月～令和7年2月）。

・当該制度の利用を検討している企業等の疑問点等について、利用している企業にヒアリングを実施し、当該内容をチラシ等に掲載した（令和7年3月）。

〈利用企業数〉

区分	令和6年度	（参考）令和5年度	前年比較
利用企業数	3,266社	1,798社	181.6%

〈評定根拠〉

・所得連動返還方式について、各種媒体を通じ高校生や奨学生、学校関係者等へきめ細かな周知及び情報提供を行ったことは評価できる。

・代理返還制度について、企業専用のWEBページを開設したこと、当該ページを閲覧した企業にアプローチし、説明回を個別に実施する等、周知に努め、利用企業数を大幅に増加させたことは評価できる。

・また、企業等の利便性の観点から、口座振替による支援を開始したことは評価できる。

及び改善方策＞

－

＜その他事項＞

・所得連動返還方式の拡大については評価できる。今後この方式を採り入れたことによる回収率の推移や、事務的コスト（減額返還等の事務処理は減る可能性がある）への影響についても注意深く検討する必要があると考えられる。

・代理返還制度については、企業口座からの引き落としを可能とするなど様々な工夫を凝らし、利用企業数を大幅に増加させたことは、広報努力の成果もあり評価できる。本制度は、企業にとっても必要な人材を確保するための有効な方略の一つになりうると考えられる。一方で、制度の趣旨に則った利用がなされているか、継続的に状況を追う必要がある。

〈8〉 返還免除制度の運用状況

＜主な定量的指標＞

－

○返還免除制度の運用状況

(1)死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって返還ができなくなった場合、願い出により審査の上で、以下のとおり返還未済額の全部又は一部の返還を免除した。

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

・死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除制度について、審査により免除を認定し適切に運用したことは評価できる。

・特に優れた業績を挙げた大学院生に対する

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

－

＜その他の指標＞

－

＜評価の視点＞

返還免除制度が適切に運用されたか、周知・広報の実施状況や制度の運用状況を参考に判断する。

〈死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除の認定状況〉

区分	令和６年度	(参考)令和５年度
第一種奨学金	912 件	913 件
第二種奨学金	1,472 件	1,446 件

(2)特に優れた業績を挙げた大学院第一種奨学生に対する返還免除

令和 5 年度中に大学院第一種奨学金の貸与が終了した者のうち、各大学から特に優れた業績を挙げた免除候補者として推薦のあった者について、学識経験者からなる業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、返還免除者を認定した。

［令和５年度貸与終了者］

・業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、返還免除者を認定した（令和 6 年 6 月 24 日）。

・認定結果を各大学及び本人に通知した（令和６年７月）。

〈令和 5 年度貸与終了者に係る特に優れた業績による大学院第一種奨学生返還免除の認定状況〉　（単位：人）

課程	貸与終了者数	推薦者数	免除者数		
				全額免除	半額免除
修士	19,011	5,814	5,707	1,304	4,403
専門職	1,075	335	323	75	248
博士	1,741	856	779	343	436
計	21,827	7,005	6,809	1,722	5,087

（注）上表のうち第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）奨学生（以下「海外留学者」という。）における業績免除

令和５年度貸与終了者数７人、免除者数３人（全額免除：1 人、半額免除：2 人）

(3)返還免除内定制度

［博士（後期）課程及び博士医・歯・薬・獣医学課程］

・令和５年度進学者において推薦された候補者については、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、以下のとおり内定者を決定した。（令和６年４月）

・令和６年度進学者に対して、機構ホームページに博士（後期）課程等返還免除内定制度を案内する学生等向けチラシを掲載し、周知を図った。

〈返還免除内定制度（博士（後期）課程等）の実施状況〉

内定者数	
令和５年度	（参考）令和４年度
92 大学 159 人	95 大学 202 人

奨学金の返還免除制度について、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用したことは評価できる。また、大学から機構への推薦書類、海外留学者から機構への申込書類の提出方法を電子化し、原則としてインターネット経由で提出することとし、ペーパーレス化、大学事務担当者及び海外留学者の負担軽減を図ったことは評価できる。

・修士課程及び専門職学位課程返還免除内定者について、進級時に、内定者としてふさわしい成績を挙げているか否かを大学において確認し、機構へ報告を行う中間評価を実施して、制度の適切な運用を図ったことは評価できる。

＜その他事項＞

－

［修士課程及び専門職学位課程］

機構ホームページに修士課程等返還免除内定制度を案内する学生等向けチラシを掲載し、周知を図った。

推薦された候補者については、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、以下のとおり内定者を決定した。

〈返還免除内定制度（修士課程等）の実施状況 〉

区分			令和 6 年度進学予定者
内定者数			121 大学 962 人
	第 1 回		7 大学 43 人
		修士課程	6 大学 42 人
		専門職学位課程	1 大学 1 人
	第 2 回		130 大学 919 人
		修士課程	113 大学 881 人
		専門職学位課程	17 大学 38 人

※第 1 回の内定者は令和 5 年度に決定。

区分			令和 7 年度進学予定者
内定者数			
	第 1 回		7 大学 48 人
		修士課程	7 大学 48 人
		専門職学位課程	0 大学 0 人

修士課程及び専門職学位課程返還免除内定者について、進級時に、内定者としてふさわしい成績を挙げているか否かを大学において確認し、機構へ報告を行う中間評価を実施した。

〈9〉 機関保証制度の運用状況

＜主な定量的指標＞

－

＜その他の指標＞

－

＜評価の視点＞

機関保証制度が適切に運用

○機関保証制度の運用状況

(1) 機関保証制度の周知

保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会、以下この項目において「協会」という。）及び大学等と連携し、奨学金の申込時・採用時の配付書類や機構及び協会のホームページを活用して機関保証制度の周知を図った。

・令和 6 年度保証料及び代位弁済後の手続等の情報を機構及び協会のホームページに掲載した。

・機関保証制度を案内するチラシを協会と共同で作成し、奨学金事務担当者用ホームページへの掲載等を行った。

〈機関保証制度の選択状況〉

区分		令和 6 年度	(参考) 令和 5 年度
選択者数	第一種	104, 475 件	103, 370 件
	第二種	120, 342 件	122, 607 件
	全体	224, 817 件	225, 977 件

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

・配付書類等を活用して機関保証制度の周知を図ったことは評価できる。

・延滞者に対する督促を適切に実施した上で、代位弁済となる対象債権を的確に請求したことは評価できる。

・外部有識者等を含む委員会の審議を通じて、機構及び協会における直近の実績並びに

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

－

＜その他事項＞

－

	されたか、周知・広報の実施状況や制度の運用状況を参考に判断する。		選択率	第一種	56.22%	56.43%
				第二種	55.98%	56.31%
				全体	56.09%	56.36%

（注1）奨学生採用時の選択状況であり、保証の変更者は含まない。
（注2）前年度までに選択完了している緊急継続者や一貫制博士課程3年次の者は除外している。

〈機関保証制度を選択した新規返還者の回収率〉

区分	令和6年度	（参考）令和5年度	前年度比
要回収額	9,996百万円	10,338百万円	342百万円減
回収金	9,600百万円	9,967百万円	367百万円減
回収率	96.04%	96.42%	0.38ポイント減

（注）百万円未満は四捨五入の関係により、各項目の金額と前年度比増減の計算結果が一致しないことがある。

(2)代位弁済請求

代位弁済請求に至る前の段階においては、債権回収会社への回収委託（延滞4か月目～9か月目）、催告書（期限の利益剥奪予告）の送付（延滞10か月目）、訪問督促・居住確認（延滞11か月目）及び期限の利益剥奪通知書の送付（延滞12か月目）を通じて、きめ細かな督促及び指導を実施した。かかる督促及び指導にもかかわらず、延滞が12か月を超え延滞状況が改善しなかったものについては、的確に代位弁済請求を実施した。

〈代位弁済請求に基づく回収状況〉

区分	令和6年度	(参考)令和5年度
件数	17,460件	15,285件
金額	311.8億円	280.9億円

（注）金額は、元金、利息、延滞金の合計である。

(3)機関保証制度の「妥当性」の検証

「『勧告の方向性』の指摘事項を反映した見直し案」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）の指摘を受け、機関保証の妥当性を毎年度検証するため平成20年9月に設置した外部有識者を含む「機関保証制度検証委員会」において、機構及び協会における回収状況の分析や、機構と協会における直近の実績等に基づいた長期財政収支シミュレーション等について審議を行った。

シミュレーションの結果、機構及び協会の回収状況の悪化がなければ、収支等の財政面で切迫した状況は生じないことを確認した。

なお、財政制度等審議会財政投融資分科会において、現状の事業収支等を踏まえつつ機関保証制度の健全性について審議された。

協会の将来コストを踏まえた事業計画等に基づいて機関保証制度の妥当性を検証したことは評価できる。

		〈参考〉令和６年度機関保証制度検証委員会審議経過 ・第１回　令和６年 12 月 17 日（オンライン会議） ・第２回　令和７年２月 12 日（オンライン会議） ・第３回　令和７年３月 14 日（オンライン会議）		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－１	奨学金事業（３）奨学金事業に共通する事項の実施		
業務に関連する政策･施策	政策目標５　奨学金制度による意欲・能力ある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第１号
当該項目の重要度､困難度	重要度「高」：少子化が進む状況の中、また教育の機会均等の観点からも、政府の「こども未来戦略」等に基づく高等教育費の負担軽減のため、機構の奨学金事業の重要性が一層高まっているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
（1）貸与奨学金の新規返還者回収率（年度計画値）	中期目標期間中に97.2%以上とする。	―	97.20 ％ 以上				
（実績値）	－	97.47%	97.24%				
（2）貸与奨学金の要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合（年度計画値）	中期目標期間中に3.83%以下とする。	－	3.01%以下				
（実績値）	－	2.81%	2.74%				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	2,104,792,192				
決算額（千円）	2,012,151,896				
経常費用（千円）	213,323,972				
経常利益（千円）	△223,278				

	（3）減額返還及び返還期限猶予の申請件数に占める電子申請の割合（年度計画値）	中期目標期間中に50%以上とする。	－	31.26%以上						行政コスト（千円）	213,323,972				
	（実績値）	－	26.57%	38.21%						従事人員数（人）	272				
	（4）代理返還制度の利用企業数（年度計画値）	中期目標期間中に4,600社以上とする。	－	2,358社以上											
	（実績値）	－	1,798社	3,266社											

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
	①奨学金制度の周知及び広報の充実【B】 ②学校との連携強化【B】 ③効果検証方策等の検討【B】	〈評定〉　B 〈評定根拠〉 奨学金制度の周知及び広報の充実については利用者の利便性の向上を図る等、各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価しB評定とする。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 各項目を参照 ＜その他事項＞ 各項目を参照	

〈10〉奨学金事業の情報提供の状況

＜主な定量的指標＞

－

＜その他の指標＞

－

＜評価の視点＞

奨学金制度に関する情報を、高等学校及び大学等の関係者に対し、情報の受け手にとってわかりやすい形で、積極的に適切なタイミングで提供したか、また、奨学金制度の認知度が向上したか、情報提供の取組状況等を参考に判断する。

○ホームページの運営

・運営に当たっては、ホームページ利用者によるサイト内の検索状況を随時確認し、特定の事項について照会が集中した場合は、当該事項をトップページのバナーや奨学金カテゴリートップページのトピックス案内に掲載し、利用者の利便性を図った。

・奨学金に関する疑問・質問をチャットボット等で解決できる奨学金相談サイト（Q&A サイト）の品質を向上させるため、FAQ 等の見直しを図った。

〈ホームページの運営状況〉　（単位：件）

区分	令和 6 年度	（参考）令和 5 年度
ホームページアクセス件数	90,072,699	94,184,389
チャットボット利用件数	72,880	72,271
奨学金相談サイト利用件数	1,035,778	980,309

○学生・生徒、保護者等の奨学金の利用を希望する者に対する情報提供

スカラシップ・アドバイザー派遣事業やインターネットの活用等により奨学金事業に関する情報提供を行った。

(1)スカラシップ・アドバイザー派遣事業の実施

進学又は修学のための資金計画を含めた奨学金の利用について、生徒・学生や保護者等の理解を促進し、進学又は修学するための経済的な状況についての不安を払拭するとともに、安心して奨学金を利用するため、必要な知識を提供し理解を深めることを目的に、金融的な観点から専門的な知見を有するスカラシップ・アドバイザーを全国の高等学校、大学等に派遣している。

①更新プログラムの実施

e-learning による更新プログラム（研修）を実施し、修了者に認定期間を更新した認定証を交付した（令和 6 年度更新プログラム修了者 198 人）。

②スカラシップ・アドバイザーの派遣

広く周知を行い、希望する学校等に対して漏れなくスカラシップ・アドバイザーの派遣を実施するとともに、オンデマンド型ガイダンス（オンライン版ガイダンスから名称変更）の受講を希望する全ての学校に対して、適切に案内した。

〈スカラシップ・アドバイザーの派遣状況〉

区分	令和 6 年度	（参考）令和 5 年度
派遣件数	377 件	318 件
オンデマンド型ガイダンス実施件数	124 件	145 件

③派遣拡大に向けた取組

令和 7 年度よりオンラインでアドバイザーがガイダンスを実施する「アドバイザーオン

〈評定〉　B

〈評定根拠〉

・奨学金貸与中の者や返還中の者に対して、返還中の手続や返還困難時のセーフティネットに関する情報提供を実施したことは評価できる。また、災害発生時に、緊急採用・応急採用についてホームページを通じ関係機関に周知を図ったほか、被災により返還が困難な場合の減額返還・返還期限猶予等について、引き続きホームページ内の特設ページで周知したことは、適切かつ迅速な情報提供という観点から評価できる。

・スカラシップ・アドバイザー派遣事業について、オンデマンド型ガイダンスを引き続き実施し、継続して情報提供・周知を行ったことは評価できる。

・奨学金に関する疑問・質問をチャットボット等で解決できる奨学金相談サイト（Q&A サイト）の品質を向上させ、基本的な制度概要、手続等については、直接奨学金相談センターに電話で相談せず、サイト内で完結できるよう相談者への利便性の向上を図ったこと及び奨学金制度の理解促進を図ったことは評価できる。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

－

＜その他事項＞

・「奨学金相談センターによる照会」において、チャットボットだけでなく有人窓口を置いたことは相談者の利便性の面から評価できる。事務的負担が過大にならない範囲内で充実させてもらいたい。

ラインガイダンス」を開始する旨を周知するため、対象となる全ての学校にチラシ等を配付し、利用推進（周知）を図った（令和７年３月）。

(2)高等学校等教員向け冊子の作成及び配付
高等学校等の教員が、生徒やその保護者に対して、大学等への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう、修学支援新制度に関する記載を追記した令和 7 年度版の「進学マネー・ハンドブック」を作成し、ホームページに掲載した。

(3)他団体等への奨学金説明会
東京 12 大学フェア、NPO 法人キッズドア等他団体の奨学金説明会等に参加し、奨学金事業に関する情報提供を行った。

(4)奨学金貸与・返還シミュレーションの利用促進
学生・生徒が進学して奨学金を希望する場合の奨学金の貸与額及び返還に関するシミュレーション機能である「奨学金貸与・返還シミュレーション」を機構ホームページ上で引き続き運用した。

〈奨学金貸与・返還シミュレーション利用状況〉

区分	令和６年度	(参考)令和５年度	前年度比
アクセス件数	6,433,550 件	6,159,498 件	104.4%

(5)奨学金相談センターによる照会への対応
・奨学金相談センターにおいて、奨学金の申込希望者、保護者及び返還者からの制度概要等の照会に対応することで、奨学金制度の理解促進を図った。
・繰上返還や減額返還・返還期限猶予、住所変更等について、スカラネット・パーソナルからの申請を案内することで、返還者の利便性の向上を図った。
・機構で作成する各種資料に奨学金相談サイトの URL や二次元バーコードを掲載し周知するとともに、奨学金相談サイトのサポート内容を充実させるために FAQ 等の見直しを図った。
・相談者から問合せの多い事項について、奨学金相談サイトに説明動画を掲載し動画によるサポートを開始した。【7 月】
・奨学金相談サイトにおいて、従来の AI チャットボットに加え、新たに有人チャットとメールによる相談受付を開始した。(4,975 件)【7 月】

〈奨学金相談センターにおける応答件数〉

区分	令和６年度	(参考) 令和５年度	前年度比
貸与関連	130,534 件	133,198 件	98.0%
給付関連	72,369 件	55,447 件	130.5%
返還関連	403,263 件	421,296 件	95.7%
計	606,166 件	609,941 件	99.4%

○奨学金貸与中及び返還中の者に対する情報提供等

インターネットの活用等により奨学金事業に関する情報提供を行った。

(1)スカラネット・パーソナルによる情報提供等

利便性向上を目的として、スカラネット・パーソナルを活用できる手続がないか検討した。

〈スカラネット・パーソナル利用状況〉

区分	令和6年度	(参考)令和5年度	前年度比
登録数	6,247,759件	5,799,601件	107.7%
アクセス件数	203,000,167件	194,476,597件	104.4%

(2)災害救助法適用に係る情報提供

災害救助法が適用された以下の災害に際し、奨学金の緊急採用・応急採用について、ホームページやプレスリリース等による周知とともに、大学等（約4,000校）に推薦依頼の通知を行った。

〈災害救助法適用に係る情報〉

災害	情報提供を行った日	情報提供先関係機関
令和6年7月9日からの大雨	令和6年7月11日	自治体：1件（FAX） マスコミ：島根県庁県政記者会投げ込み1件（郵送）
令和6年7月25日からの大雨	令和6年7月26日	自治体：26件（FAX） マスコミ：秋田県庁県政記者クラブ投げ込み共2件（郵送）
令和6年台風第10号	令和6年8月29日	自治体：163件（FAX） マスコミ：愛知県庁県政記者クラブ投げ込み共6件（郵送）
令和6年低気圧と前線による大雨	令和6年9月24日	自治体：6件（FAX） マスコミ：石川県庁文教記者クラブ投げ込み1件（郵送）
令和6年11月8日からの大雨	令和6年11月11日	自治体：1件（FAX） マスコミ：鹿児島県庁県政記者クラブ投げ込み1件（郵送）
令和6年12月28日からの大雪	令和7年1月8日	自治体：10件（FAX） マスコミ：青森県庁県政記者クラブ投げ込み1件（郵送）
令和7年2月4日からの大雪	令和7年2月10日	自治体：26件（FAX） マスコミ：新潟県庁県政記者クラブ投げ込み共2件（郵送）
令和7年流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故	令和7年2月12日	自治体：1件（FAX） マスコミ埼玉県庁県政記者クラブ投げ込み 1件（郵送）

令和7年2月17日からの日本海側の大雪	令和7年 2月21日	自治体：11件（FAX） マスコミ：新潟県庁県政記者クラブ投げ込み共2件（郵送）
令和7年岩手県大船渡市における大規模火災	令和7年 2月27日	自治体：1件（FAX） マスコミ：岩手県庁県政記者クラブ投げ込み1件（郵送）
令和7年3月23日に発生した林野火災	令和7年 3月27日	自治体：2件（FAX） マスコミ：愛媛県庁県政記者クラブ投げ込み1件（郵送）

○広聴調査の活用

奨学金制度等の認知状況等から情報提供の効果を把握し、周知・広報手法を検討することを目的とし、広聴モニターを活用して、高校生及び高校生の子供を持つ保護者を対象とした調査を実施した（令和7年2月実施）。

［調査概要］

①趣旨及び目的：高等教育の修学支援新制度や海外留学支援制度の認知度やその情報入手の経路等、情報提供の在り方の見直しに資する情報を収集する

②調査対象：全国の高校生と高校生の子供を持つ保護者（必ずしも親子関係ではない）

③調査方法：インターネットモニター調査

④調査期間：令和7年2月18日から2月20日

⑤サンプル数：高校生400人、保護者400人

［周知・広報］

調査結果より、奨学金制度の周知に適すると考えられる情報経路は「高校の先生または事務職員」という回答が多く、奨学金制度の周知も高校1年生等の早い段階で必要と考えられることから、スカラシップ・アドバイザー等の活用について検討した。

〈11〉学校との連携状況

＜主な定量的指標＞

－

＜その他の指標＞

－

＜評価の視点＞

大学等における授業料等減免等の実施に係る事務に関することを含め、各学校との一層の連携を図ることができたか、連携のための取組状況を参考に判断する。

○奨学生等に対する指導における学校との連携

(1)高等学校等（大学等予約採用）における指導の充実のための取組

大学等進学前に奨学金を申し込む高校生等に対し、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、以下の取組を実施した。

・高等学校等の奨学金事務担当者を対象とした各都道府県主催の説明会等に機構職員の派遣及び資料配付を行った（1府）。

・高等学校等の教職員向けの月刊誌「月刊高校教育」へ奨学金制度や手続等に関する記事を連載した（12回）。

・全国の高等学校、大学等における進学又は修学説明会等へ機構が認定するスカラシップ・アドバイザーを派遣し、奨学金に関する説明や進学・修学のための資金計画の説明を実施した。

〈スカラシップ・アドバイザーの派遣状況〉【再掲】

区分	令和6年度	（参考）令和5年度
派遣件数	377件	318件
オンデマンド型ガイダンス実施件数	124件	145件

・令和7年度よりオンラインでアドバイザーがガイダンスを実施する「アドバイザーオンラインガイダンス」を開始する旨を周知するため、対象となる全ての学校にチラシ等を配付し、利用推進（周知）を図った（令和7年3月）。

【再掲】

(2)大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組

採用時等において、奨学金制度や諸手続に対する理解の促進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、大学等における説明会の充実を図るため、以下の取組を実施した。

・採用時説明会用の資料を改訂し、奨学金事務担当者ホームページに掲載した。

・適格認定説明会資料を奨学金事務担当者ホームページに掲載した。

・返還説明会用のマニュアルを改訂し、奨学金事務担当者ホームページに掲載した。

○奨学金業務に関する研修会の開催

(1)大学等の奨学金事務担当者を対象とした奨学金業務に関する研修会の実施

研修内容を音声付スライド動画として奨学金事務担当者ホームページに掲載し、奨学生に対する指導を大学等へ依頼した。

(2)奨学業務連絡協議会の実施状況

令和6年度は、開催方法を見直し、3会場（東京、大阪、福岡）で開催すると同時に、奨学金事務担当者の利便性の観点から、ライブ配信を実施した。

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

・大学等が奨学生を対象に実施する採用時説明会及び返還説明会のマニュアルの整備等により、奨学生に対する指導の充実を図ったことは評価できる。

・研修会については、音声付スライド動画をホームページに掲載することで、奨学金事務担当者へ情報提供及び奨学生に対する指導の充実を図ったことは評価できる。

・奨学業務連絡協議会については、奨学金担当者の利便性の観点から、ライブ配信を実施し、令和7年度からの新規事項等を説明するなど、学校との連携を図ったことは評価できる。

・学校等の貸与及び返還に関する情報（貸与者数、返還者数、延滞率等）を更新し、学校等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うための取組の成果を社会に明らかにし、各学校におけるこれらの取組を支援したことは評価できる。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

－

＜その他事項＞

－

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><th rowspan="2">会場</th><th colspan="2">令和６年度</th><th>（参考）
令和５年度</th></tr>
<tr><th>来場者数</th><th>ライブ配信視聴者数</th><th>来場者数</th></tr>
<tr><td>東京</td><td>389</td><td>1,530</td><td>965</td></tr>
<tr><td>福岡</td><td>144</td><td>558</td><td>702</td></tr>
<tr><td>大阪</td><td>283</td><td>491</td><td>774</td></tr>
<tr><td>広島</td><td>－</td><td>－</td><td>167</td></tr>
<tr><td>名古屋</td><td>－</td><td>－</td><td>267</td></tr>
<tr><td>仙台</td><td>－</td><td>－</td><td>156</td></tr>
<tr><td>札幌</td><td>－</td><td>－</td><td>119</td></tr>
</table>
※令和５年度の東京会場は３日、大阪会場は２日開催。

○返還金回収方策の広報・周知
各学校宛に、「奨学金の返還延滞の防止について（依頼）」を送付し、奨学生に対し返還の意義・重要性等を理解させ、返還に関する手続方法を周知・徹底させるよう依頼したほか、奨学金の返還に関して適宜通知することにより、返還について一層の協力を要請した（令和６年９月）。

○学校等の貸与及び返還に関する情報の公開に係る取組
学校等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うための取組を支援することを目的として、各学校の貸与及び返還に関する情報（貸与者数、返還者数、延滞率等）及び奨学事務における学校での取組の好事例を機構ホームページで公開している。令和６年度は、令和６年７月に内容を更新した。
</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>〈12〉効果検証や元奨学生とのつながりの構築等の検討・実施状況
＜主な定量的指標＞
－

＜その他の指標＞
－

＜評価の視点＞
奨学金給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策並びに給付や返還が完</td>
<td>○効果検証の検討状況
採用時、終了時及び継続時のアンケート調査を継続して実施し、文部科学省及び国立教育政策研究所にて集計・分析を行うため、回答結果を共有した。

○元奨学生とのつながりの構築等の検討・実施状況
・「元奨学生とのつながり」の維持、構築に向けた方策の検討の進め方について、文部科学省と協議を行い、目的と課題を明確にするとともに、留学生事業部やグローバル人材育成本部に、現在実施している調査の概要やコミュニティ作りへの取組についてヒアリングし、検討を進めた。
・元奨学生に対する大規模アンケート調査の分析等に関する連携協力について、国立教育政策研究所と意見交換を行った。
・令和６年12月に開催された運営評議会において、「元奨学生とのつながりの維持・構築について」をテーマとして、委員への現状の説明とディスカッションを行った。
・現役の給付奨学生及び元貸与奨学生から在校生への講話に向けて、令和７年度の奨学生採用説明会等の調整をし、実施を検討した。</td>
<td>〈評定〉　B

〈評定根拠〉
・奨学生対象のアンケートを実施し、文部科学省及び国立教育政策研究所に回答結果を共有したことは評価できる。
・「元奨学生とのつながり」の維持、構築に向けた方策の検討の進め方について、関係各所と幅広い意見交換を行い、具体的検討を進めたことは評価できる。</td>
<td>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
－

＜その他事項＞
・アンケート等の検証を行いながら、「元奨学生とのつながりの構築」を進めていこうとしている点は評価できる。</td>
</tr>
</table>

	了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策を国と連携して検討・実施したか、情報収集や論点整理を含めた検討状況・実施状況を参考に判断する。			

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―２	留学生支援事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標１３ 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標１３－１ 国際交流の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第２号、第３号、第４号、第５号、第７号
当該項目の重要度、困難度	重要度「高」：グローバル化が進む状況の中、政府の「教育振興基本計画」等に基づくグローバル人材の育成に向け、留学生の交流促進の重要性が高まっており、機構の留学生支援事業はその主要な役割を果たすものであるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
（1）日本留学試験の渡日前入学許可実施校数（年度計画値）	197 校以上	－	197 校以上				
（実績値）	－	196 校	252 校				
（2）日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合（年度計画値）	95.8%以上	－	95.8%以上				
東京日本語教育センター（実績値）	－	99.5%	98.9%				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	16,444,687				
決算額（千円）	15,926,194				
経常費用（千円）	16,023,084				
経常利益（千円）	89,741				

	大阪日本語教育センター（実績値）	－	98.7%	98.0%						行政コスト（千円）	16,434,572				
	（3）イベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数（年度計画値）	年間30回以上	－	30回以上						従事人員数（人）	110				
	（実績値）	－	54回	48回											

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
（1）～（3）各項目を参照	（1）外国人留学生に対する支援【B】 （2）日本人留学生に対する支援【A】	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 各項目で所期の目標を達成したと評価できることから B 評価とする。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ （1）～（3）各項目を参照 ＜その他事項＞ （1）～（3）各項目を参照	

4．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―２	留学生支援事業（１）外国人留学生に対する支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標１３ 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標１３－１ 国際交流の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第２号、第３号、第４号、第５号、第７号
当該項目の重要度、困難度	重要度「高」：グローバル化が進む状況の中、政府の「教育振興基本計画」等に基づくグローバル人材の育成に向け、留学生の交流促進の重要性が高まっており、機構の留学生支援事業はその主要な役割を果たすものであるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
（1）日本留学試験の渡日前入学許可実施校数（年度計画値）	197 校以上	－	197 校以上				
（実績値）	－	196 校	252 校				
（2）日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合（年度計画値）	95.8%以上	－	95.8%以上				
東京日本語教育センター（実績値）	－	99.5%	98.9%				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	16,444,687				
決算額（千円）	15,926,194				
経常費用（千円）	16,023,084				
経常利益（千円）	89,741				

	大阪日本語教育センター（実績値）	－	98.7%	98.0%						行政コスト（千円）	16,434,572				
	（3）イベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数（年度計画値）	年間30回以上	－	30回以上						従事人員数（人）	110				
	（実績値）	－	54回	48回											

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
	①日本留学に関する情報提供等の充実【B】 ②日本留学試験の適切な実施【B】 ③日本語教育センターにおける教育の実施【B】 ④学資金の支給等【B】 ⑤宿舎の支援及び交流促進【B】 ⑥卒業・修了後の支援【B】	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 各項目で所期の目標を達成したと評価できることからB評価とする。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 各項目を参照 ＜その他事項＞ 各項目を参照	

〈13〉日本留学に関する情報提供等の実施状況

＜主な定量的指標＞

－

＜その他の指標＞

－

＜評価の視点＞

日本留学が期待される者、留学中の学生、卒業・修了後の学生等それぞれのニーズに応じた情報を提供したか、提供状況等を参考に判断する。

○インターネットによる情報発信

(1)「日本留学情報サイト」による情報発信

①情報発信の状況

日本への留学に関する情報や政府機関等の留学生支援に関するイベントの情報を提供する等、定期的な更新を行うとともに、新たに先輩留学生の体験談のコンテンツを公開し、生活に関する情報、学校情報を都道府県別に紹介するコンテンツの充実を図った。また、留学生のインタビューを中心とした日本留学プロモーション動画を作成し、公開した。

〈日本留学情報サイトのアクセス件数〉

令和６年度	（参考）令和５年度	前年度比
7,687,626 件	7,286,696 件	105.5%

②関係機関との連携

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）、自治体等が国内外で実施するイベント情報を日本留学情報サイトやSNSに掲載し、広報の協力を行った。

(2)SNSによる情報発信

日本留学イベント等に関する広告に併せてFacebookを運用し、適宜日本留学をはじめとする幅広い情報提供を行うとともに、日本への留学希望者の増加のためには、SNSを通してより広く情報を発信することが有用であることから、JASSO Study in Japan Facebook及びInstagramを活用し、日本留学促進のための情報を積極的に発信した。

〈留学生事業のFacebookファン数〉

令和６年度	（参考）令和５年度
25,535 件	25,669 件

（注）Facebookのファン数は、年度末時点の件数を表す。

〈JASSO Study in JapanのFacebookファン数〉

令和6年度	（参考）令和5年度
3,100件	2,181件

（注）Facebookのファン数は、年度末時点の件数を表す。

〈JASSO Study in JapanのInstagramフォロワー数〉

令和6年度	（参考）令和5年度
8,763件	2,819件

（注）Instagramのフォロワー数は、年度末時点の件数を表す。

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

・日本留学情報サイトの充実を図り、アクセス件数が令和５年度と比較して上昇したことは評価できる。

・日本留学を希望する外国人留学生に特化した情報発信を目的として日本留学に特化したInstagramやFacebookを運用し、SNSを通じて幅広く情報提供を行ったことは評価できる。

・海外事務所が関係機関と協力の上、各国において実施されるイベントへの参加に加え、ホームページやSNSを通じて情報提供を行い、日本留学への機運の維持に寄与したことは評価できる。

・日本留学フェアや外国人学生のための進学説明会を開催するとともに、海外において関係機関が主催するイベント等にも参加し、日本留学に係る情報提供を行ったことは評価できる。

・国の方針を踏まえ、政策提言に供するための留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析に着手したため評価できる。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

－

＜その他事項＞

・SNSの積極的な活用及びFacebookのファンやInstagramのフォロワーの増加については評価できるが、実際にどの程度、日本への留学に繋がったかなどを、継続的に検証することが望まれる。

・SNSとも連携して海外事務所における情報発信を行い、留学相談という形で日本への留学希望者へアプローチしていることは評価できる。

・対面式での日本留学フェアの開催地域や回数を増やし、また、全世界を対象にした「日本留学オンラインフェア」を実施し、多様な国・地域から参加者を集めたことは評価できる。

・国の政策提言等の実現に向けて、日本留学に関する国内外からのデータ等の情報収集・分析に一部着手したことは評

○海外事務所における情報発信

各海外事務所も現地で行われる対面式の説明会やオンラインイベント等に参加し、情報提供及び留学相談を行った。また、ASEAN 地域においては日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業採択校である岡山大学のプロモーション活動にも協力した。

加えて、ホームページ及び Facebook 等 SNS を利用して、日本留学に関する情報発信を行うとともに、電話や E-mail 等による留学相談を行った。

〈海外事務所ホームページアクセス件数等〉

区分	令和 6 年度	（参考）令和 5 年度	前年度比
ホームページアクセス件数	490,656 件	428,812 件	114.4%
Facebook ファン数（注 1）	108,917 件	106,468 件	102.3%
事務所相談件数（注 2）	6,571 件	8,876 件	74.0%
現地説明会情報提供件数（注 3）	19,621 件	22,555 件	87.0%

（注 1）Facebookのファン数については、年度末時点の件数を表す。
（注 2）各事務所における電話やE-mail等での個別相談件数を表す。
（注 3）各事務所が主催又は外部機関が主催する説明会での参加者等を表す。

○出版物等による情報提供

日本留学の情報提供・広報を目的として「STUDY IN JAPAN-基本ガイド-」（日本留学案内）、「日本留学奨学金パンフレット」を作成し、日本留学情報サイトに掲載するとともに、関係機関等への提供、各種説明会やセミナー等で紹介する等、日本留学情報の普及に努めた。

○日本留学フェア等の実施及び関係機関が実施する説明会等への参加状況

世界各地における新型コロナウイルス感染症対策の緩和に伴い、令和 5 年度に対面式の日本留学フェアを再開した韓国、ベトナムに続き、令和 6 年度は、台湾、タイ、インドネシア、マレーシアにおいても、対面式の日本留学フェアを実施した。併せて、全世界を対象として使用言語を英語のみで「日本留学オンラインフェア」を実施した。また、日本国内においても、外国人学生のための進学説明会を実施したほか、関係機関が主催するイベント等にも参加し、日本留学に係る情報提供を行った。

実施に当たっては、外務省、国際交流基金及び各国関係機関等の協力を得た。なかでも全世界に向けて実施した日本留学オンラインフェアにおいては、関係機関の広報協力を得た結果、148 の国・地域からの参加者があった。

価できるが、より効果的に調査を実施できるよう、当該データをどのような形に整理し分析を行っていくか等について、事前によく調査の方向性を整理することが望まれる。

(1)日本留学フェアの実施状況

国・地域	都市	日程	参加機関数	来場者数
台湾	台北	7月13日、14日	112機関	4,053人
韓国	プサン	8月3日	52機関	1,620人
	ソウル	8月4日	76機関	3,120人
タイ	チェンマイ	9月7日	22機関	468人
	バンコク	9月8日	45機関	1,240人
ベトナム	ホーチミン	10月19日	35機関	348人
	ハノイ	10月20日	47機関	898人
インドネシア	スラバヤ	11月23日	21機関	1,314人
	ジャカルタ	11月24日	41機関	4,118人
マレーシア	クアラルンプール	1月18日、19日	23機関	1,084人

(2)日本留学オンラインフェアの実施状況

日程	参加機関数	参加者数(注)
12月7日、8日	63機関	延べ12,071人

(注)セミナー又はライブセッションページに訪問したユーザー数の合計。

(3)外国人留学生のための進学説明会の実施状況

都市	日程	会場	参加機関数	来場者数
東京	6月29日	池袋・サンシャインシティ	143機関	1,284人

(4)関係機関が主催するイベント等への参加

中国で開催された中国国際教育展に現地日本大使館と共同でブースを出展し、日本留学に係る情報提供・留学相談を行った。

また、独立行政法人国際協力機構（JICA）が主催する日本留学フェア（モンゴル、キルギス・カザフスタン、ウズベキスタン、カンボジア、ラオス）にも協力し、現地にて、日本留学に関する情報提供及び留学相談を行った。

このほか、日本留学プロモーションの一環として、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）及び一般財団法人日本国際協力センター（JICE）が主催するイベントに参加し、日本留学に関する情報提供を行った。

		(5)日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業への協力 令和 6 年度から開始された文部科学省の日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業に関し、重点地域であるアセアン地域担当の採択校である岡山大学、及び同じく重点地域である南西アジア地域担当の採択校である東京大学に対し、同事業の実施に協力した。 岡山大学に関しては、アセアン地域の日本留学フェア等を連携協力して実施した。 東京大学に関しては、インドにおけるＩC3 国際教育展等の現地イベントに 5 回ブース出展し日本留学の基本情報を発信したほか、オンライン日本留学セミナーを 6 回、オンライン日本留学シンポジウムを 1 回開催する等して協力した。 ○国の方針を踏まえた政策提言に供するための情報収集・分析について 国の教育未来創造会議第二次提言等を踏まえ、留学を巡る各国の動向把握やデータ収集を開始した。方向性を整理し、令和 6 年度に取り組んだ事項として以下のとおり。 (1)留学生受入れにかかる意識調査（国内調査）の実施 ・各大学の留学生受入れに係る現場の実情や問題意識を把握することにより、機構の留学生事業の改善や、国内大学及び留学生双方の将来に資する政策につながる提言に役立てることを企図した。 ・2023（令和 5）年度外国人留学生在籍状況調査で外国人留学生の在籍のあった大学に対しオンラインによる意識調査を実施した（令和 7 年 1 月～2 月）。 (2)インドにおける留学意向調査の実施 ・政策上の優先度が高く、最重点国とされているインドからの留学促進に資するため、現地のインド人大学生・高校生へのニーズ調査等を順次実施していくことを企図した。 ・在インド日本国大使館の協力を得て、令和 7 年 2 月上旬に現地首都圏の大学、高校を訪問しオンラインによるニーズ調査への協力を要請、学生等からの回答を回収した。 (3)その他 ・各国における他機関主催日本留学フェアへの参加を活用した現地事情収集、情報提供の在り方の改善提案を行った。 ・各種関係者へのヒアリング、日本留学関連の情報収集を行った。		
	〈14〉日本留学試験の実施状況 ＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ －	○令和 6 年度第 1 回試験（令和 6 年 6 月 16 日）の実施 (1)適正な試験問題作成及び点検の実施 海外における時差等を考慮し、複数の試験問題の作成及び点検を行った上で試験を実施した。試験終了後、得点等化を行い、受験者へ結果を通知するとともに大学等からの成績照会に対応した。 (2)受験上の配慮の実施 障害、負傷等の理由で受験上の配慮を申し出た者に対し、配慮事項審査部会での審議の上、適切な受験上の配慮を決定した（対象者：国内 17 人、国外 2 人）。 ○令和 6 年度第 2 回試験（令和 6 年 11 月 10 日）の実施 (1)適正な試験問題作成及び点検の実施	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・試験実施の厳正化を行ったことは評価できる。 ・受験者の利便性向上及び多様な受験機会の確保に資するような取組に着手したことは評価できる。	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ ・試験実施の厳正化を図り、不正行為防止に向けた取組を実施したことは評価できる。今

＜評価の視点＞

日本の大学等に必要な日本語力及び基礎学力を客観的に評価できるような適正レベル及び内容となっているか、得点等化や試験の実施状況等を参考に判断する。

海外における時差等を考慮し、複数の試験問題の作成及び点検を行った上で試験を実施した。試験終了後、得点等化を行い、受験者へ結果を通知するとともに大学等からの成績照会に対応した。【再掲】

(2)受験上の配慮の実施

障害、負傷等の理由で受験上の配慮を申し出た者に対し、配慮事項審査部会での審議の上、適切な受験上の配慮を決定した（対象者：国内 14 人、国外 3 人）。

〈年間応募者数〉

区分	令和 6 年度	（参考）令和 5 年度
第 1 回	26,088 人	25,688 人
第 2 回	27,248 人	25,050 人
計	53,336 人	50,738 人

○試験実施体制等の改善・強化

(1)実施体制の整備

・不測の事態が生じた場合に実施総本部長（理事長）と協議の上、速やかな対応ができるよう、担当理事を中心とした体制を構築し、試験当日の緊急連絡網を引き続き整備した。

・不測の事態が生じた場合に備え、予備の問題を準備した。

(2)試験実施の厳正化に対する取組

・なりすまし受験防止のため、引き続き試験当日に受験者に顔写真付き身分証明書の持参を義務付け、本人確認をより厳正に実施するとともに、不正行為の監視を強化するため、試験当日の不正行為監視担当監督補助を十分に配置した。

・不正行為防止強化策として、受験者向けに不正行為に該当する事例を分かりやすく示した「受験上の注意イラスト版」について、日本語版及び英語版を引き続き作成した。

・警視庁国際犯罪対策課 Facebook に、カンニング等の不正行為は偽計業務妨害罪になる旨の投稿をしてもらい、受験者等に不正行為を行わないよう呼び掛けた。

(3)大学等からの意見聴取

日本留学試験利用校から構成される全国ブロック会議において、日本留学試験に対する要望について意見を聴取する場を設けた（令和 7 年 3 月 6 日）。

また、渡日前入学許可を実施しているいくつかの大学に対し、試験の利用実態や試験のあり方等についてのヒアリングを行った。

(4)基礎学力科目シラバス改訂

我が国の高等学校の学習指導要領が改訂され、令和 4 年度から実施されたことを受け、令和 5 年度から日本留学試験においても基礎学力科目（理科・総合科目・数学）のシラバス改訂を進め、新たなシラバスを令和 7 年 2 月に公表した。なお、改訂版シラバスは、令和 8 年度第 1 回試験の出題から適用させる予定。

○収支の把握

・日本留学試験の利用促進のために日本留学フェア等で日本留学試験の情報提供に努めたこと及び試験利用者の利便性を向上させたことは評価できる。

後も他試験の事例を参考にしながら、更なる不正行為防止策を実施することが重要。

・日本留学試験の収支状況改善に向けて、今後更なる検討を実施することが重要。

(1)受験料の改定

受験者に過度な負担を強いない金額になるように留意の上、国内及びモンゴルの受験料を改定した。

〈日本留学試験受験料の改定状況〉

年度	改定内容
令和6年度	国内 （2科目以上の受験者）18,000円→19,000円 ※1科目受験は変更なし 国外 モンゴル35,000トゥグルグ（1,432円）→ 50,000トゥグルグ（2,046円）

(2)収支の状況

国内外を合算した収入（郵送料等を含む。）は、令和5年度と比較し、77,695千円の増加となった。通常の試験実施にかかる支出は、令和5年度と比較し40,629千円の増加となったが、上記の通り収入が増加したことにより通常の試験実施に係る収支が改善することとなった。国内での試験実施に係る支出については、令和5年度に引き続き、安価な会場（大学）を借用し、会場借料経費の削減に努めた。国内の2科目以上の受験料を増額したことと、令和6年度の国内応募者が令和5年度と比較し、年間448人の増となったことから、国内の収入は令和5年度比で46,314千円、率にして8%の増加となった。さらに、国外応募者についても、年間で2,150人増加したこともあり、令和5年度と比較し収入は29,404千円、率にして35%の増加となった。

〈日本留学試験に係る事業収支の状況〉　（単位：千円）

区分	令和6年度	（参考）令和5年度
収入	816,621	738,926
支出	834,845	808,640

○受験者の利便性向上及び多様な受験機会の確保に資するよう新たな方策に係る課題の整理

(1)日本留学試験コンピュータ試験化について

国際標準規格（QTI規格）に準拠しているフリーライセンスソフトウェア「TAO」を使用して、機構職員が、問題搭載・問題配信・採点の設定が可能であるか、実証検証を実施した。検証の結果として、「TAO」においては実現困難であること、QTI規格に準拠していても他のアプリケーションソフトとの互換性が保証される確実性が無いこと、合理的な配慮対応機能が不足していること等を確認した。

また、TAOを学力テストで使用している国立教育政策研究所、入試で使用している電気通信大学等とコンピュータ試験の運用や課題点について情報交換した。

(2)多様な受験機会の確保に資する取組

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>受験上の配慮を希望する受験者向けの詳細な受験案内作成に着手した。

○試験の利用促進の取組
(1)情報提供の取組
・機構ホームページやFacebookで日本留学試験の最新情報を適時に発信した。
・国外において、機構海外事務所及び実施協力機関による広報を実施した。
・機構が主催した日本留学フェア及び海外事務所が実施する日本留学フェアや説明会等において、日本留学試験の概要を説明した。
・国外受験者の学習環境向上のため、機構ホームページへの過去問題掲載を増やした。
・広報冊子「EJU―日本留学試験ガイド―」（英語版）を作成し、配布した。

(2)利便性向上の取組
試験利用者（応募者、受験者、利用校等）の利便性を向上させ、試験利用の拡大を図ること等を目的に開発した「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」について、システムを改修し、生年月日の入力ミスを確認するためのアラート機能、団体が取りまとめて出願する際の出願締切日のアラート機能、受験料納付忘れのリマインド機能を実装し、利便性の向上を図った。

○試験実施国・都市の在り方の検討
令和5年の「日本留学試験実施委員会」での決定を受け、令和6年度からロシア・ウラジオストクでの実施を取り止めた。また、在ダナン日本国総領事館（ベトナム）とベトナムでの今後の実施について意見交換を行った。</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>〈15〉日本留学試験の渡日前入学許可実施校数
＜主な定量的指標＞
S：渡日前入学許可実施校数がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
A：237校以上
B：197校以上
237校未満
C：158校以上
197校未満
D：158校未満</td>
<td>○試験結果の利用促進のための取組
以下の取組により、大学等に対し、日本留学試験の利用及び日本留学試験を利用した渡日前入学許可（※）の実施を促した。
令和6年度末時点で、日本留学試験利用校は931校（令和5年度922校から19校が新規利用開始、10校が利用中止）、うち日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校は252校（令和5年度196校から63校が新規実施、7校が中止）であった。

※渡日前入学許可とは、外国人留学生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のために出願者を渡日させることなく合否を判定し、入学を許可するもの。

〈渡日前入学許可実施校数〉
<table><tr><th>令和6年度</th><th>(参考)令和5年度</th></tr><tr><td>252校</td><td>196校</td></tr></table>(1)「日本留学試験（EJU）利用のご案内」の配布
大学等関係機関に試験利用を促す案内冊子を送付した。

(2)専門学校における利用の促進
全国専修学校各種学校総連合会に加盟している外国人留学生の受入れが可能な専門学校に対し、令和7年度の試験実施通知を送付することにより、試験の利用促進を図った。</td>
<td>〈評定〉 A

〈評定根拠〉
全国の大学や専門学校等に試験実施通知を送付するなどして周知に努めたことにより、日本留学試験利用校は931校、渡日前入学許可実施校は252校となり、利用校が前年度から増加したことは、評価できる。</td>
<td>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
－

＜その他事項＞
－</td>
</tr>
</table>

＜その他の指標＞

－

＜評価の視点＞

今中期目標期間における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間の最終年度（令和５年度）における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数を上回ることを達成水準とする。

〈16〉日本語教育センターの教育の実施状況

＜主な定量的指標＞

－

＜その他の指標＞

－

＜評価の視点＞

国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデ

○留学生の受入れに係る取組

・東京日本語教育センターは、公益財団法人日本台湾交流協会が日本へ派遣する優秀な留学生を継続して受け入れており、派遣留学生の選考協力も行っている。令和６年度は12人の留学生を受け入れた。
・台湾においては、東京日本語教育センター公認同窓会を通して現地の高等教育機関等を訪問し、入学説明会を行った。
・大阪日本語教育センターは、公益信託井内留学生奨学基金の助成を受けたミャンマーからの留学生を継続して受け入れており、令和６年度は15人の留学生を受け入れた。
・機構及び関係機関が主催する日本留学フェア等に参加・協力し、日本留学相談及び東京・大阪両日本語教育センターの広報・学生募集を行った。

○国費留学生・政府派遣等留学生・私費別留学生受入数

〈留学生受入状況〉　（単位：人）

区分	令和６年度			（参考）令和５年度		
	東京	大阪	計	東京	大阪	計
受入数（計）	224	124	348	203	129	332
国費留学生	118	55	173	120	55	175
	－	－	(49.7%)	－	－	(52.7%)
政府派遣等留学生	26	17	43	31	11	42
	－	－	(12.4%)	－	－	(12.7%)
私費留学生	80	52	132	52	63	115

〈評定〉　B

〈評定根拠〉

・留学生の受入れ増に係る取組として、対面又はオンラインで開催された複数の日本留学フェアに東京・大阪両日本語教育センター共同で参加し、連携した学生募集活動を行ったことは評価できる。
また、台湾において公認同窓会を通して現地での広報活動を行ったことは評価できる。
・認定日本語教育機関申請に向けて、文部科学省日本語教育部会より示された「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」を踏まえてカリキュラムの見直しを進

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

－

＜その他事項＞

・引き続き「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」を踏まえてカリキュラムの見直しを進め、認定日本語教育機関としての認定を受け、日本語教育の適正かつ確実な実施を期待する。
・動画や教材の作成など、日本留学への関心や事前学習の機

	ルとなる質の高い教育を実施する。		－	－	(37.9%)	－	－	(34.6%)	め、教材を作成し試行したことは評価できる。 ・日本語教材の新規作成や教材を動画やアプリ化したことは評価できる。また、外国人等の現職日本語教員に対する研修後に教材を提供し、普及に努めたことは評価できる。 ・研究協議会において、留学生数が急増するミャンマー人留学生の受入れについて現地の事情や実際の受入れ時の課題解決方法に関する情報提供を行ったことは評価できる。	会を高める取組は評価できるが、それらの視聴数やダウンロード数など、関心の高まりを示すような指標があることが望まれる。

○国際理解教育活動等への参加等

外国人留学生と日本人の相互理解を深めること目的として、近隣の小学校・中学校や団体の実施する国際理解教育授業や、国立高等専門学校の文化祭や日本人高校生との国際交流活動に参加した。

①東京
- 実施機関数：6 校・3 機関
- 実施回数：13 回（対面）
- 参加者数：延べ 418 人

②大阪
- 実施機関数：10 校・1 団体
- 実施回数：12 回（対面）
- 参加者数：延べ 47 人

○認定日本語教育機関としての認定

(1) 認定日本語教育機関の認定に向けた対応状況

①教務・カリキュラム関係

留学のための課程を置く認定日本語教育機関の申請手続に向け、次の通りカリキュラムの充実を図った。

- 認定日本語教育機関として求められる課題遂行（Can do）型（読む・聞く・話す（やりとり・発表）・書く、それぞれの言語活動ごとに学習目標を定め、その目標達成を目指しながら日本語能力を習得していくという方法）の授業設計に沿った初級副教材を技能別に取りまとめの上、在校生のクラスで試行した。（東京）
- 認定日本語教育機関として求められるCan doに沿った形で「話す（発表・やり取り）」などの教材などを在校生のクラスで試行するとともに、副教材についても検討を行った。（大阪）

②教務・カリキュラム関係以外

入学選考方法及び健康診断見直しの準備を進めた。また、申請書類の様式や記入上の留意点について、更新される情報を把握し、書類の作成準備を行った。

(2) 登録日本語教員の登録状況

登録申請の手続等に係るスケジュールに基づき、登録に必要な日本語教員試験受験、講習受講、登録申請を開始した。

○教材の開発等

令和 6 年度は以下の教材開発等に取り組んだ。

①『進学する人のための日本語初級　改訂第 2 版』

改訂に伴う学内一斉試験の見直しを引き続き行った。

②技能別初級副教材
認定日本語教育機関として求められるCan doに沿った初級副教材を、読解、聴解、口頭表現、文章表現について新規作成した。

③動画シリーズ「日本の大学院に進学したい人へ　進学準備の進め方」
日本の大学院進学希望者に向けた動画シリーズを第2部まで作成し、YouTubeのJASSOチャンネルにて公開した。

④アプリ『クイズにほんご日本事情』
ホームページで公開している内容を発展させてアプリ化し、一般にリリースした。

○「日本語教育センター紀要」の発行（年刊）
日本語教育センターの教育活動の成果を普及・共有することを目的として、教員による授業報告、教材作成報告のほか研究論文をまとめた「日本語教育センター紀要　第20号」を刊行し、高等教育機関及び日本語教育機関等に配付した（令和6年9月）。

○研究協議会の開催
日本語予備教育の質の向上及び、高等教育機関の留学生担当者と日本語教育機関の関係者との情報交換や意見交換を目的とした研究協議会を東京・大阪両日本語教育センターの共同で開催した。
令和6年度は、ミャンマー人留学生の教育的背景や受入れ体制の現状を理解し、教員や事務職員が抱える問題の解決への糸口を探ることを目的とし、テーマの特性に合わせて集合方式（対面）により開催した。

［実施概要］
・実　施：大阪日本語教育センター（対面方式）
・日　程：令和7年2月23日
・テーマ：「ミャンマーからの留学生の受け入れと教育の課題」
・参加者数：82人（43機関）
終了後のアンケートでは、「ミャンマーの教育制度や背景がよくわかった」「受け入れの留意点の説明が分かりやすかった」「今後の支援や募集活動において非常に有益だった」等の感想を得た。

○外国人の現職日本語教員研修
海外の高等教育機関及び予備教育機関との連携、指導、協力を促進するため、外国人現職日本語教員の研修を実施した。

(1) 東京日本語教育センター
日程：令和7年1月27日～2月1日（6日間）
インド、キルギスの教員各1人を招へいし、「アカデミックジャパニーズを進学指導に生かす方法」「研究法・研究指導について」「専門日本語について」「口頭表現について」「専門科目と日本語について」「ビジネス日本語について」の講義を実施した。様々なクラスの参観を行い、中級文法のクラスでは教育実習も行った。東京日本語教育センター教員との意見交換も活発に行った。また、各教員より、当該国における日本留学等の状況について留学

生事業部と情報共有を行った。

(2) 大阪日本語教育センター
日程：令和６年８月 26 日～8 月 31 日（6 日間）
スリランカ、ベトナムの教員各１人を招へいし、様々なレベルの日本語の授業見学、「教材開発について」の講義、「模擬授業」「教育実習」、受講者の「自国の日本語教育及び所属機関の現状と展望」等についての発表のほか、大阪日本語教育センター教員との意見交換を行い、交流を深めた。

(3) 教材の提供
研修後、受講者の所属機関に対し、日本語教育センター作成・使用の教材を提供し、海外の教育機関における日本語教育を支援した。

○日本語教員の海外派遣等
・文部科学省からの要請により、中国赴日本国留学生予備教育学校へ日本語教員３人を派遣した（令和６年３月 28 日～7 月 15 日）。
・東京日本語教育センターにおいては、文部科学省より海外予備教育機関（マレーシア）へ派遣される基礎教科教員７人の新規派遣教員研修に協力した（令和６年 10 月）。

〈17〉日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合

＜主な定量的指標＞

S：進学率が A 評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている

A：99.5%以上

B：95.8%以上 99.5%未満

C：92.1%以上 95.8%未満

D：92.1%未満

＜その他の指標＞

－

○日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合
きめ細かな個別の進学指導を行った結果、東京・大阪両日本語教育センターでは、これまでと同様の高い進学率を保つことができた。

〈卒業者の進学率〉 （単位：人）

区分	令和６年度			(参考)令和５年度		
	東京	大阪	計	東京	大阪	計
進学希望者数(A)	189	101	290	187	77	264
進学者数(B)	187	99	286	186	76	262
進学率(B/A)	98.9%	98.0%	98.6%	99.5%	98.7%	99.2%

〈卒業者の進学状況〉 （単位：人）

進学先	令和６年度		(参考)令和５年度	
	東京	大阪	東京	大阪
大学院	41	4	45	3
大学	60	38	52	21
短期大学	0	1	0	0
高等専門学校	83	1	84	0
専修学校専門課程	3	55	5	52
合計	187	99	186	76

〈評定〉 B

〈評定根拠〉
日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合が 95.8%を超えていることは評価できる。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

－

＜その他事項＞

－

＜評価の視点＞
日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合を 95.8%以上とすることを達成水準とする。

〈18〉外国人留学生に対する学資金支給の的確な実施状況

＜主な定量的指標＞

－

＜その他の指標＞

－

＜評価の視点＞
学資金の支給等を適切に実施し、外国人留学生が経済的に安定した状態で勉学に励む環境を整備するとともに、資金の重点的配分を行い、政府方針に沿った戦略的な留学生受入れや大学等の国際化への取組を支援したか、学資金の支給状況や重点的配分の実施状況等を参考に判断する。

○国費外国人留学生の給与（奨学金）支給業務
大学等に対して支給手続に係る文書を発出するなどして、国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等の支給業務を適切に行った。

〈国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等支給状況〉

令和６年度 （令和７年３月分）	（参考）令和５年度 （令和６年３月分）
9,288 人	9,464 人

○国費外国人留学生の選考における審査事務
文部科学省担当官との打合せを行うことにより連携を図り、事務分担に基づき、申請書類の受付及び確認、選考審査資料の作成、国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会の開催及び審査結果の文部科学省への報告等を行った。

〈国費外国人留学生選考委員会の実施状況〉

国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等	日程
研究留学生専門部会（大学推薦）（一般枠等）	5 月 20 日～5 月 28 日
研究留学生専門部会（大学推薦）（特別（10 月））	5 月 20 日～5 月 28 日
日本語・日本文化研修・教員研修留学生専門部会	6 月 12 日
学部留学生専門部会（大学推薦）（特別（10 月））	7 月 1 日～7 月 9 日
研究留学生専門部会（大学推薦）（日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業枠）	7 月 1 日～7 月 9 日
研究留学生専門部会（延長）（同年度秋進学）	7 月 10 日～7 月 19 日
研究留学生専門部会（工学・理学分科会）	11 月 12 日
研究留学生専門部会（人文・芸術、社会科学分科会）	11 月 18 日
研究留学生専門部会（医学・農学分科会）	11 月 26 日
学部留学生専門部会	12 月 2 日
高等専門学校・専修学校留学生専門部会	12 月 3 日
研究留学生専門部会（第 2 回）	12 月 20 日～12 月 24 日
研究留学生専門部会（特別延長・事前）（翌年度進学）	2 月 7 日～2 月 21 日

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

・国費外国人留学生に係る給与（奨学金）等の支給を円滑に実施するとともに、文部科学省と分担・連携の上、国費留学生の選考における審査事務を適切に実施したことは評価できる。

・留学生受入れ促進プログラムによる文部科学省外国人留学生学習奨励費の給付業務を円滑に実施するとともに、「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」を厳格に運用し、適切な措置を講じたことは評価できる。

・留学生受入れ促進プログラムにおいて、グローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組を一層進める観点から、これらの取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分したことは評価できる。

・高度外国人材育成課程履修支援制度について、文部科学省と連携し高度外国人材育成課程履修支援金給付業務を適切に実施したことは評価できる。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

－

＜その他事項＞

－

学部留学生専門部会（大学推薦）（特別（4 月））	2 月 13 日～2 月 21 日
研究留学生専門部会（大学推薦）（特別（4 月））	2 月 13 日～2 月 21 日
学部留学生専門部会（延長）（翌年度進学）	2 月 28 日～3 月 6 日
研究留学生専門部会（延長・特別延長）（翌年度進学）	2 月 28 日～3 月 6 日

○国費外国人留学生歓迎会の開催
来日した国費外国人留学生が早期に日本での生活に馴染めるよう、国費外国人留学生歓迎会を文部科学省との共催で実施した。

・開催日：令和 6 年 6 月 29 日／11 月 16 日
・会場：東京国際交流館
・参加人数：321 人／346 人

○留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）の実施
優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な者に対して文部科学省外国人留学生学習奨励費を以下のとおり給付した。

(1) 支援内容
奨学金月額：大学院・学部レベル 48,000 円
日本語教育機関 30,000 円

(2) 令和 6 年度採用実績
予算の範囲内で以下のとおり適切に採用した。

令和 6 年度	(参考) 令和 5 年度
6,946 人	6,872 人

(3) 各大学等の取組状況に応じた重点配分
国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、以下のプログラム等に対して重点配分を行い、1,720 人を採用した（参考：令和 5 年度は 1,730 人）。
・日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業
・就職支援特別枠
・専修学校職業実践専門課程
・留学生就職促進教育プログラム

(4) 留学生受入れ促進プログラムに係る不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準の厳格な運用
「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」に定めた不法残留者等に関する要件に合致した大学等（3 校）に対し、令和 7 年度の推薦依頼数について削減措置を行った。

・海外留学支援制度（協定受入）に係る奨学金支給業務を円滑に実施するとともに、グローバル化の取組を積極的に進める大学等を重点枠として採択したことは評価できる。
・外国人留学生のための大学等の宿舎を安定的に確保するため、留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度（協定受入）と連携し、留学生借り上げ宿舎支援事業を円滑に実施したことは評価できる。
・「留学生借り上げ宿舎支援事業における募集停止措置に係る取扱基準」を大学等へ周知するとともに、経理書類調査の実施等により、支援金を交付した大学等における適正処理を促す取組を実施したことは評価できる。

○高度外国人材育成課程履修支援制度の実施

優秀な外国人留学生の日本国内での定着を促進し、もって外国人留学生の戦略的な受入れに資することを目的とし、留学生の就職促進に係る教育プログラム（留学生就職促進教育プログラム認定制度による文部科学省の認定を受けたものに限る。）を履修する者のうち、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難であるものに対して、履修支援のための奨学金として「高度外国人材育成課程履修支援金」を給付した。

(1) 支援内容

奨学金月額：20,000 円

(2) 令和 6 年度採用実績

147 人

○海外留学支援制度（協定受入）の実施

我が国の高等教育機関の学生交流の充実を図るとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、諸外国・地域の大学等に在籍している学生を、我が国の大学等が諸外国・地域の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて短期間受入れするプログラムについて、審査を行い、以下のとおり採択し、採択されたプログラムにより受け入れる留学生に対し奨学金を支給した。

(1) プログラムの採択

プログラム枠として各大学等が開設した特色ある短期間の留学生受入れプログラムを、重点枠としてグローバル化を一層推進する観点から該当するプログラムを、それぞれ以下のとおり採択した。

〈海外留学支援制度（協定受入）採択プログラム数〉　（単位：件）

区分		令和 6 年度	（参考）令和 5 年度
プログラム枠		221	258
重点枠	スーパーグローバル大学創成支援	33	35
	大学の世界展開力強化事業	59	47
	大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業	4	－
計		317	340

(2) 支援内容

奨学金月額：80,000 円

(3) 令和 6 年度支援実績

以下のとおり採択されたプログラムにより受け入れる留学生に対して、奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度(協定受入)支援実績（新規採用者数）〉　（単位：人）

区分		令和６年度	（参考）令和５年度
プログラム枠		2,589	2,687
重点枠	スーパーグローバル大学創成支援	927	832
	大学の世界展開力強化事業	596	443
	大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業	13	－
計		4,125	3,962

また、留学プログラムが複数年度に渡る学生に対しては、以下のとおり、機構より奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度(協定受入)支援実績（継続支援者数）〉　（単位：人）

令和６年度	（参考）令和５年度
967	1,323

○留学生借り上げ宿舎支援事業の実施

留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度（協定受入）と連携し、留学生借り上げ宿舎支援事業を以下のとおり実施し、外国人留学生のための宿舎確保を推進した。

(1)支援内容

①文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援

支援実績：3,555 人　148,033 千円（採用決定時）

（参考）令和５年度：3,438 人　144,939 千円

②海外留学支援制度（協定受入）支援

支援実績：47 人　1,702 千円

（参考）令和５年度：78 人　4,042 千円

③ホームステイ支援

支援実績：24 人　473 千円

（参考）令和５年度：26 人　480 千円

(2)不正受給、不正使用を防ぐための取組

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）における「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」に基づき、以下を実施した。

・平成 25 年度に策定した経理書類調査計画をもとに、令和５年度に支援金を交付した大学等の一部を無作為に抽出し、本事業に係る経理書類（帳簿、証憑書類）を提出させて調査を行い、大学等における適正処理を促す取組を実施した（調査件数：令和６年度 10 校）。

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>・平成27年3月に策定した不正受給等に対する「留学生借り上げ宿舎支援事業における募集停止措置に係る取扱基準」について、令和5年度に引き続き、ホームページ及び募集要項等への掲載により各大学等へ周知した（令和6年6月）。</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>〈19〉外国人留学生と日本人学生等との国際交流事業の実施状況
＜主な定量的指標＞
－

＜その他の指標＞
－

＜評価の視点＞
東京国際交流館、兵庫国際交流会館を拠点として活用し、外国人留学生、日本人学生、地域住民等との交流推進、人的ネットワーク構築、留学生への就職支援等による定着促進を図ったか、交流イベントの実施状況等を参考に判断する。</td>
<td>○東京国際交流館における収支改善に向けた取組状況、入居状況
(1)収支改善に向けた取組状況
・入居者の募集（配分方式）に当たり、大学等への意向調査を基に予め配分した居室で、30日以上空室の状態が続き、入居申請がない居室について、配分の取消しを行うとともに、その居室を大学推薦方式の居室として入居者募集を行い、入居者の確保と入居率の維持・向上に努めた。
・入居者が退去し、次の入居者が入る居室について、令和5年度に引き続き、居室の整備期間（清掃、設備修繕及び内装工事）の短縮を図り、空室期間を短縮することにより収入の確保に努めた。
・臨海副都心エリアでモビリティシェアリングサービス（電動アシスト自転車・電動キックボード）を展開する民間事業者に令和4年8月から令和7年3月までの間、駐輪場の一部を有償により貸し出す契約を締結し、契約期間中（32か月）に1,901千円（税込）の収入を確保し、令和6年度は713千円（税込）の収入を得た。
・将来的なランニングコストの抑制が期待される設備の更新として、令和3年9月より進めていた共用部照明設備のLED化とともに、公益財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、老朽化した共用部空調設備の更新を行った。
・建物の老朽化を防止するため、令和5年度補正予算で措置された屋上防水工事及びC・D棟外壁改修工事について、令和6年11月8日及び12月11日に締結した工事請負契約に基づき工事を実施。令和7年3月末に工事が完了し、引渡しを受けた。

(2)入居状況
入居率の維持・向上に努めたが、令和6年度における平均入居率は92.2%となり、令和5年度の平均入居率93.2%から1.0ポイント減となった。

〈東京国際交流館の入居率〉
<table><tr><th>令和6年度</th><th>（参考）令和5年度</th></tr><tr><td>92.2%</td><td>93.2%</td></tr></table>
〈東京国際交流館の入居者数内訳〉
<table><tr><th>区分</th><th>令和6年度</th><th>（参考）令和5年度</th></tr><tr><td>外国人留学生</td><td>635人</td><td>641人</td></tr><tr><td>日本人学生</td><td>32人</td><td>34人</td></tr><tr><td>研究者</td><td>64人</td><td>62人</td></tr><tr><td>計</td><td>730人</td><td>738人</td></tr></table>(注)各月10日時点の入居者数の年間平均値。四捨五入により計は一致しないことがある。

(3)収支の状況</td>
<td>〈評定〉 B

〈評定根拠〉
・入居率の維持・向上に向けた取組や、施設を有効活用することにより収入を得る取組、また、将来的なランニングコストの抑制が期待される照明器具のLED化工事や空調設備の更新を行い、収支改善に努めたことは評価できる。さらに、建物の老朽化を防止するための屋上防水工事や外壁改修工事に加え、老朽化した直流電源装置の更新工事を実施し、居住者の安全安心の確保に努めたことは評価できる。
・国際交流事業について、国際交流の拠点としての機能を維持すべく、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館において、多様な事業を展開し、居住者をはじめとした留学生等の日本社会・文化への一層の理解の促進を図るとともに、参加者間の将来的な人的ネットワークの構築に貢献したこと及び対面による実施を主軸としつつも、内容によりオンラインの要素も加えながら確実にかつ安定して事業を実施したことは評価できる。また、東京都国際交流コンシェルジュ事務局からの協力依頼に基づき、東京国際交流館の入居者を適切に小学校等へ派遣できたことも評価で</td>
<td>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
－

＜その他事項＞
・日本人学生と海外留学生との相互理解促進に向けた様々な交流事業を実施し、全体的に参加者が増えたことは評価できる。</td>
</tr>
</table>

〈東京国際交流館の収支の状況〉

区分	令和６年度	（参考）令和５年度
収入	564,995 千円	581,773 千円
支出	732,355 千円	688,469 千円
収入－支出	△167,360 千円	△106,696 千円
収入÷支出	77.1%	84.5%

○兵庫国際交流会館における収支改善に向けた取組状況、入居状況

(1)収支改善に向けた取組状況

・入居者を確保し、施設使用料（館費）を得るため、大学等からの推薦による入居者の募集（大学推薦方式）を行うことに加え、入居許可後に入居辞退等により空室が発生した居室の入居者を確保するため、通常の募集（月２回）とは別にいつでも入居申請が可能な随時募集を行った。

・入居者の募集（配分方式）に当たり、大学等への意向調査を基に予め配分した居室で、30日以上空室の状態が続き、入居申請がない居室について、配分の取消しを行うとともに、その居室を大学推薦方式の居室として入居者募集を行い、入居者の確保と入居率の維持・向上に努めた。

・設備の老朽化に伴い、居住者の安全安心の確保のため、令和５年度補正予算で措置された直流電源装置更新工事について、令和６年９月２日に締結した工事請負契約に基づき工事を実施。令和７年２月末に工事が完了し、引渡しを受けた。

(2)入居状況

入居率の維持・向上に努めたが、令和６年度における平均入居率は82.3%となり、令和５年度の平均入居率84.0%から1.7ポイント減となった。

〈兵庫国際交流会館の入居率〉

令和６年度	（参考）令和５年度
82.3%	84.0%

〈兵庫国際交流会館の入居者数内訳〉

区分	令和６年度	（参考）令和５年度
外国人留学生	145 人	143 人
日本人学生	6 人	10 人
研究者	10 人	11 人
計	160 人	164 人

(注)各月10日時点の入居者数の年間平均値。四捨五入により計は一致しないことがある。

(3)収支の状況

〈兵庫国際交流会館の収支の状況〉

きる。

・各地域において「留学生地域交流事業」を実施し、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流や相互理解の促進を図ったことは評価できる。

区分	令和６年度	（参考）令和５年度
収入	73,031 千円	82,645 千円
支出	104,175 千円	90,224 千円
収入－支出	△31,144 千円	△7,579 千円
収入÷支出	70.1％	91.6％

○東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点活動

(1) 東京国際交流館における国際交流事業

・東京国際交流館の施設等を活用した以下のプログラムを実施し、東京国際交流館の入居者を中心とした参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会・文化への一層の理解の促進を図るとともに、参加者間の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。

各プログラムは、対面による実施を主軸としつつ、その性質に応じてオンラインやハイブリッド（対面及びオンライン）での実施とした。参加者からは、楽しく国際交流できた、勉強できたという感想や、次回のプログラムを待望する声が上がった。

・東京都国際交流コンシェルジュ事務局からの協力依頼に基づき、東京国際交流館入居者の小学校等への派遣事業を行った。

・東京国際交流館入居者の同窓会組織への支援の一環として、新型コロナウイルス感染症の流行以降、活動を停止しているメンバーに対し、今後の活動に対するヒアリングを行った。また、入居者以外も対象に、年度を通して、基礎知識だけでなく実践的な試験対策の知識が得られる、包括的な就職セミナーを実施した。

〈国際交流事業実施状況〉

プログラム	区分	令和６年度	（参考）令和５年度
講演会「国際塾」	実施件数	2 件	3 件
	参加者数	78 人	49 人
交流研究発表会	実施件数	2 件	1 件
	参加者数	57 人	10 人
国際シンポジウム	実施件数	1 件	1 件
	参加者数、視聴回数	14 人 97 回 （注 1）	98 人 113 回 （注 1）
地域住民等との交流（国際交流フェスティバル）	実施件数	1 件	1 件
	参加者数	1,716 人	1,500 人
入居者交流事業（スタディツアー）	実施件数	5 件	4 件
	参加者数	188 人	143 人
就職支援活動（キャリアフォーラ	実施件数	14 件	14 件

ム)	参加者数、視聴回数	593 人 622 回 (注 2)	857 人 448 回 (注 2)
他機関との連携・協力	周知協力団体数	9 団体 (注 3)	1 団体 (注 3)
	参加者数、実施件数	50 人、 11 件 (注 4)	12 人、 6 件 (注 4)

(注 1) ZOOMミーティングの記録と参加申込名簿を照合して割り出した視聴者数を視聴回数と計算。
(注 2) 公開から 30 日間(「オンラインJOB　FAIR」のみ公開から 8 日間)の総視聴回数。
(注 3) 依頼に基づく周知協力団体数。
(注 4) 入居者派遣数の累計。

(2)兵庫国際交流会館における国際交流事業

・兵庫国際交流会館の施設等を活用した以下のプログラムを実施し、兵庫国際交流会館入居者を中心とした参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会・文化への一層の理解の促進を図るとともに、参加者間等の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。
参加者からは、新しいことをたくさん学んだ、参加できてうれしいといった声が上がった。

〈国際交流事業実施状況〉

プログラム	区分	令和 6 年度	(参考) 令和 5 年度
講演会「国際塾」	実施件数	2 件	2 件
	参加者数	80 人	66 人
交流研究発表会	実施件数	3 件	3 件
	参加者数	140 人	82 人
地域住民等との交流(国際交流フェスティバル)	実施件数	1 件	1 件
	参加者数	803 人	773 人

・以下のプログラムは、兵庫国際交流会館における国際交流拠点推進事業により実施。当該事業は兵庫国際交流会館の施設等を活用した留学生交流を推進する計画を公募し、委託契約により実施する事業であり、一般社団法人大学コンソーシアムひょうご神戸及び国立大学法人神戸大学が受託した。

〈国際交流拠点推進事業実施状況〉

プログラム	区分	令和６年度	（参考）令和５年度
国際的視野を持ち、国際社会で活躍できる人材の育成	実施件数	２件	－
	参加者数	164 人	－
高度外国人材としての外国人留学生の日本定着に向けた取組	実施件数	25 件	16 件
	参加者数	1,789 人	1,281 人
多文化共生社会の実現を推進する事業	実施件数	12 件	－
	参加者数	479 人	－
外国人留学生支援・国際交流拠点としての情報発信事業と支援者間ネットワーク体制の強化	実施件数	７件	２件
	参加者数	122 人	72 人
研究・学習・キャリア支援	実施件数	11 件	８件
	参加者数	437 人	442 人
日本文化・社会理解教育	実施件数	９件	12 件
	参加者数	148 人	270 人
多文化多言語による国際交流促進	実施件数	４件	－
	参加者数	110 人	－
生活支援	実施件数	２件	５件
	参加者数	15 人	116 人
その他	実施件数	１件	１件
	参加者数	31 人	47 人

○留学生地域交流事業の実施

公益財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、地域における外国人留学生と日本人等住民との相互理解促進に係る事業を助成することにより、日本の諸地域における外国人留学生の適切な受入れ環境を整備し、留学生交流を推進するため「留学生地域交流事業」を実施した。令和６年度は一般公募により 58 件の応募があり、令和６年４月に 55 件を採択した（うち２件辞退）。

〈採択状況（事業別）〉（注）　（単位：件）

事業区分の種類		応募件数	採択件数
1	国際理解教育の推進のための外国人留学生を活用した事業	30	27
2	外国人留学生の生活支援体制整備のための事業	15	13

3	外国人留学生と地域住民との交流推進のための事業	54	50
4	外国人留学生等の各種ネットワーク整備のための事業	7	7
合　　計		106	97

(注)事業区分は複数選択できるため、地域別の応募件数・採択件数と一致していない。

〈採択状況(地域別)〉　　(単位：件)

地域	応募件数	採択件数
北海道	6	6
東北	6	6
関東	16	14
中部	6	6
近畿	14	13
中国	1	1
四国	3	3
九州	6	6
沖縄	0	0
合　計	58	55

〈20〉外国人留学生に対する就職支援の実施状況

＜主な定量的指標＞

－

＜その他の指標＞

－

＜評価の視点＞

日本の大学等を卒業・修了し、日本での就職を希望する外国人留学生に対し、関係機関等と連携し、日本での就職に資する情報を提供する等の支援を実施したか、提供状

○就職支援に関するガイダンスの実施

大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において、「外国人留学生のキャリア教育・就職支援」の企画運営を分担し、関係機関との連携・協力により、以下のとおり実施した。

・開催日：令和6年6月18日～20日

・内容：

文部科学省、出入国在留管理庁及び東京外国人雇用サービスセンターによる情報提供（資料ホームページ掲載）、東京経済大学准教授による講演（オンデマンド配信）

○外国人留学生を対象とした就職に関する情報提供

(1)外国人留学生のための就活ガイドの作成

日本人学生と比べて就職活動に関する情報収集及び準備等で遅れがちな外国人留学生が事前に日本の採用制度及び就職活動の手順を理解することにより、それぞれのキャリアデザインに沿った就職を実現できるよう、「外国人留学生のための就活ガイド 2026」を作成した。日本語版、英語版をホームページに掲載するとともに、日本語版については冊子を作成し、大学等に配布することにより、就職に関する情報提供に努めた。

なお、作成に当たっては外部有識者及び日本で就職活動を行った元留学生を交えた企画検討会議を開催し、内容の充実を図った。

(2)インターネット等による情報提供

Facebook ページ「日本留学ネット・Japan Alumni Global Network」において、外国人留学生の日本での就職に関する情報提供を行った。また、日本留学情報サイトにおいても外国人留学生の

〈評定〉　B

〈評定根拠〉

・外国人留学生に対する就職支援を強化するために、関係省庁・団体との連携のもとに、大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において「外国人留学生のキャリア教育・就職支援」を実施したことは評価できる。

・就活ガイドや日本留学ネット等により、関係省庁・団体とも連携して、外国人留学生の就職活動に関する有益な情報を提供したことは評価できる。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

－

＜その他事項＞

－

<table>
<tr><td></td><td>況等を参考に判断する。</td><td>日本での就職に関する情報提供を行った。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>〈21〉日本留学経験者に対するフォローアップの実施及びこれらとのつながりを維持するためのネットワークの整備状況
＜主な定量的指標＞
－

＜その他の指標＞
－

＜評価の視点＞
日本留学経験者に対し、帰国後の留学の成果をより高める取組を行うとともに、日本とのつながりを維持していくためのネットワークを整備したか、フォローアップ関連事業の実施状況、留学経験者のネットワーク化に向けた取組状況等を参考に判断する。</td><td>○帰国外国人留学生短期研究制度の実施
開発途上国・地域等から日本に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している帰国外国人留学生に対し、日本留学時に在籍していた大学等の研究者と共に短期研究を行う機会を提供する事業である。
令和６年度は、20 大学 15 か国・地域 27 人を採用した。
また、短期研究終了後に帰国外国人留学生及び受入研究者から提出される報告書（令和６年度分）をホームページで公開した。

○日本留学ネット（Japan Alumni Global Network）の運用
Facebookページ「日本留学ネット・Japan Alumni Global Network」により、機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、助成金団体等、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を日・英２か国語で発信した。また、令和６年 12 月には「日本留学ネット・Japan Alumni Global Network」のニュースレターを発行した。

〈日本留学ネットのFacebookファン数〉
<table><tr><th>令和６年度</th><th>（参考）令和５年度</th></tr><tr><td>117,869 件</td><td>90,589 件</td></tr></table>（注）Facebook のファン数は、年度末時点の件数を表す。

○国内留学生会ネットワーク促進事業の実施
日本国内における外国人留学生による団体（以下、「留学生会」という。）の各種活動を通じ、留学生会の会員間のみならず、留学生会と日本社会とのネットワークを促進し、留学生交流の推進に資することを趣旨として以下のとおり 10 団体を支援した。
また、令和７年３月に国内留学生会年次総会を対面とオンラインのハイブリッドで実施した。イベントは２部構成とし、第１部のボードメンバーミーティングでは、各留学生会の自己紹介と意見交換を行った。
第２部の自国紹介は、留学生会会員のみならず一般にも開かれたイベントとして実施した。10 団体全てが留学生会の国・地域の紹介を行い、質疑応答も積極的に行われ、ネットワーク構築・強化の促進が図られた。

〈国内で活動する留学生会への支援状況〉
<table><tr><th>令和６年度</th><th>(参考)令和５年度</th></tr><tr><td>10 件</td><td>9 件</td></tr></table>
〈国内留学生会交流イベント〉
<table><tr><th>内容</th><th>参加者数</th><th>実施日</th><th>使用施設</th></tr><tr><td>自国紹介</td><td>46 人
(注)</td><td>3/1</td><td>東京国際交流館メディアホール
対面及びオンライン</td></tr></table>(注)運営スタッフ数は含めない。</td><td>〈評定〉 B

〈評定根拠〉
・留学効果の向上に資するため、帰国外国人留学生短期研究制度を適切に実施し、外国人留学生の帰国後のフォローアップを行ったことは評価できる。
・日本留学ネット（Japan Alumni Global Network）により日・英２か国語で情報を発信し、多くの外国人留学生に機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、助成金団体等、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を届けたことは、留学経験者のネットワークの構築に資するものであり、フォローアップの観点から評価できる。
・日本国内における留学生会に対する支援を着実に実施し、国内留学生会年次総会や交流イベントの実施を通じて、ネットワークの整備に努めたことは評価できる。</td><td>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
－
＜その他事項＞
－</td></tr>
</table>

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―２	留学生支援事業（２）日本人留学生に対する支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標１３ 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標１３－１ 国際交流の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第２号、第３号、第４号、第５号、第７号
当該項目の重要度、困難度	重要度「高」：グローバル化が進む状況の中、政府の「教育振興基本計画」等に基づくグローバル人材の育成に向け、留学生の交流促進の重要性が高まっており、機構の留学生支援事業はその主要な役割を果たすものであるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
（1）日本留学試験の渡日前入学許可実施校数（年度計画値）	197 校以上	－	197 校以上				
（実績値）	－	196 校	252 校				
（2）日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合（年度計画値）	95.8%以上	－	95.8%以上				
東京日本語教育センター（実績値）	－	99.5%	98.9%				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	16,444,687				
決算額（千円）	15,926,194				
経常費用（千円）	16,023,084				
経常利益（千円）	89,741				

	大阪日本語教育センター（実績値）	－	98.7%	98.0%						行政コスト（千円）	16,434,572				
	（3）イベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数（年度計画値）	年間30回以上	－	30回以上						従事人員数（人）	110				
	（実績値）	－	54回	48回											

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	A
	①海外留学に関する情報提供等の充実【A】 ②学資金の支給【B】	〈評定〉 A 〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成し、イベント実施及び他機関実施イベントへの協力回数については、48回実施して目標値を大幅に上回ったことからA評定とする。	＜評定に至った理由＞ ・イベント実施及び他機関実施イベントへの協力回数について、目標を上回っており、また、トビタテ！留学 JAPANにおいては、産業界、自治体と協働し、民間の知見と寄附を活用して多様な留学を支援するなど、日本人学生への動機づけを高める試みを積極的に実施していることは評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞	

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>－</td></tr>
<tr>
<td></td>
<td>〈22〉日本人学生の海外留学支援制度における海外大学卒業生とのネットワークを活用した海外留学に関する情報提供等の実施状況
＜主な定量的指標＞
S：イベント実施及び協力回数がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
A：36回以上
B：30回以上
36回未満
C：24回以上
30回未満
D：24回未満

＜その他の指標＞
－

＜評価の視点＞
日本人学生の海外留学への機運の醸成に資する情報提供を実施するため、海外留学支援制度における海外大学卒業生とのネットワーク構築により、機構主催の海外留</td>
<td>○海外留学情報の収集・整理
「海外留学情報サイト」に掲載している留学事情や渡航手続等の情報について、一部の国・地域の情報を令和5年度に収集した最新の内容へと更新した。また、海外留学の実情についての情報を提供するため、海外留学を経験した者から留学体験談を適宜収集し、「海外留学情報サイト」に掲載した。
さらに、最新の海外留学情報を迅速かつ正確に提供することを目的に、外国政府関係機関、地方自治体及び奨学金助成団体等に対して、奨学金等の募集内容の確認及び最新情報の提供依頼を行うとともに、機構及び他機関主催のイベント等を「海外留学情報サイト」を通じて積極的に広報した。
〈「海外留学情報サイト」アクセス件数〉
<table><tr><th>令和6年度</th><th>（参考）令和5年度</th><th>前年度比</th></tr><tr><td>1,307,728件</td><td>1,574,551件</td><td>83.1%</td></tr></table>
○海外留学イベントの実施及び他機関実施イベントへの協力
令和 6 年度の機構主催イベントの実施及び他機関実施イベントの協力状況については、合計48回となり、計画値に定める回数を上回る結果となった。
機構主催イベントにおいては、海外留学支援制度の奨学金受給者や元受給者の協力を得て、海外留学経験者の体験談を中心としたセミナーや座談会など実施した。

(1)海外留学フェア実施状況
諸外国の教育制度、教育機関の情報や留学生受入れ体制、安全・生活等について、信頼性が高く最新で的確な情報を提供するため、在日外国公館等 25 機関の参加協力を得て実施した。実施に当たっては、留学希望者が効果的に留学準備を進められるよう、在日外国公館等による個別相談ブースの設置、海外留学支援制度の元受給者等による留学経験者交流コーナーの設置や機構による奨学金相談コーナーを設置し、来場者と個別相談を行うなど海外留学フェアの充実を図った。

〈海外留学フェア実施状況〉
<table><tr><th>開催地</th><th>日程</th><th>会場</th><th>来場者</th></tr><tr><td>東京</td><td>7月27日</td><td>赤坂インターシティコンファレンス</td><td>877人</td></tr></table>
(2)海外留学説明会実施状況
海外留学希望者の関心が高い海外貸与奨学金や海外留学支援制度等の情報について、年間を通してオンライン説明会を行った。留学を希望する幅広い層が参加しやすいよう、JASSO奨学金セミナーとして45分程度のセミナーを計6回開催した。また、留学経験者の生の声を届けるため、テーマごとに海外留学経験者から経験談を直接聞ける留学経験者セミナーを計7回開催し、年間を通じて合計13回開催して奨学金や留学経験談について情報発信を行った。</td>
<td>〈評定〉 A

〈評定根拠〉
・留学事情や渡航手続等の情報を更新し、情報提供の充実を図ったことは評価できる。
・海外留学を経験した者から留学体験談を適宜収集し、「海外留学情報サイト」に掲載していることは評価できる。
・機構主催のイベントにおいて、海外留学支援制度の奨学金受給者や元受給者の協力を得て、参加者に受給者の生の声を届けられるよう努めていることや個別相談の機会を設けて実施していることは評価できる。
・イベント実施及び他機関実施イベントへの協力回数について、年度計画値を超えて情報提供機会を提供したことは評価できる。</td>
<td>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
－

＜その他事項＞
・海外留学イベントの実施及び協力について、計画値を超えて実施していることは評価できるが、今後は、これらのイベントの成果についても確認するなど、質的な評価に係る指標も追加すること。
・海外留学経験者の体験談を含めて情報提供した点は評価できる。
・「海外留学情報サイト」のアクセス数減少について、留学動向などの他律的な要因は考慮されるが、原因を明確にした上で、更なる情報の充実とアクセス数増加が期待される。</td>
</tr>
</table>

学イベント等の内容の充実を図るとともに、今中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数を年間30回以上とすることを達成水準とする。

〈海外留学オンライン説明会実施状況〉

内容	日程	回	参加者数
JASSO奨学金セミナー	5月14日	第1回	196人
	6月12日	第2回	157人
	8月21日	第3回	187人
	9月12日	第4回	308人
	12月11日	第5回	195人
	3月19日	第6回	88人
留学経験者セミナー	6月20日	第1回	117人
	7月7日	第2回	99人
	9月8日	第3回	44人
	10月20日	第4回	77人
	11月19日	第5回	63人
	1月26日	第6回	71人
	2月16日	第7回	152人

(3)他機関実施イベントへの協力状況

関係機関が主催する留学フェアや説明会の多くは対面開催により再開され、一部の関係機関においては引き続きオンラインによるものがあったが積極的な協力を行い、合計で34回協力した。

〈海外留学イベントの実施及び他機関実施イベントへの協力状況〉

区分	令和6年度	（参考）令和5年度
海外留フェア	1回	1回
海外留学説明会	13回	12回
他機関実施イベントの協力	34回	41回
全体	48回	54回

〈23〉日本人留学生に対する学資金支給の的確な実施状況

＜主な定量的指標＞

－

＜その他の指標＞

－

＜評価の視点＞

○海外留学支援制度（協定派遣）の実施

我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、我が国の大学等が、諸外国・地域の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて諸外国・地域の大学等に学生を短期間派遣するプログラムを審査の上、以下のとおり採択した。また、採択されたプログラムにより派遣する留学生に対し、以下のとおり奨学金を支給した。

(1)プログラムの採択状況

プログラム枠として各大学等が開設した特色ある短期留学生派遣プログラムを、重点枠としてグローバル化を一層推進する観点から該当するプログラムを、それぞれ以下のとおり採択した。

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

・海外留学支援制度に係る奨学金支給業務を円滑に実施したことは評価できる。

・海外留学支援制度（協定派遣）では、事前・事後研修に係る事例や研修用動画を学校関係者が管理システムから閲覧できるようにし、留学効果を高めるための取組を進めたことや、長期のプログラムを優先的に採択

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

－

＜その他事項＞

・海外留学支援制度において、派遣中の学生が物価高騰等の影響により留学を諦めてしまうことなく修学が続けられるように、留学継続特別奨学金を迅速に支給したことは評価

留学目的や期間等に応じた学資金支給を適切に実施するとともに、海外留学への機運を醸成する取組の充実を図り、意欲と能力のある日本人学生の留学支援を推進したか、留学の効果を高めるための取組や学資金の支給状況等を参考に判断する。

〈海外留学支援制度（協定派遣）採択プログラム数〉　（単位：件）

区分		令和６年度	（参考）令和５年度
プログラム枠		1,152	1,119
重点枠	スーパーグローバル大学創成支援	36	37
	大学の世界展開力強化事業	71	63
	大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業	7	－
計		1,266	1,219

(2) 支援内容

奨学金月額：60,000 円～100,000 円（留学先地域により異なる）
渡航支援金：160,000 円（一定の家計基準を満たす者が対象）
130,000 円（一定の派遣期間を満たす者が対象）

(3) 令和６年度支援実績

〈海外留学支援制度（協定派遣）支援実績（新規採用者数）〉　（単位：人）

区分		令和６年度	（参考）令和５年度
プログラム枠		9,803	9,222
重点枠	スーパーグローバル大学創成支援	1,210	1,144
	大学の世界展開力強化事業	749	615
	大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業	65	－
計		11,827	10,981

また、留学プログラムが複数年度に渡る学生に対しては、以下のとおり、機構より奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度（協定派遣）支援実績（継続支援者数）〉　（単位：人）

令和６年度	（参考）令和５年度
3,098	2,554

(4) 留学期間の長期化を促す取組及び政府方針を踏まえた支援の検討状況

帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的な支援を行うための方策として、学生交流創成タイプ（タイプ A）として申請する協定派遣プログラムについて、プログラム日数を 31 日以上１年以内の期間を対象としたほか、採択の際も１学期以上等のより長期のプログラムを優先的に採択した。

する等、留学期間の長期化を促す取組を行ったことは評価できる。

・海外留学支援制度（学部学位取得型）について、採用者を対象に事前オリエンテーションを行い、有用な情報や知識を提供したことは評価できる。

・海外留学支援制度（大学院学位取得型）及び海外留学支援制度（学部学位取得型）については、ホームページでの広報や関係機関への案内の郵送、説明会への参加等、関係機関及び支援希望者に対して制度の周知を効果的に行ったことは評価できる。

・海外留学支援制度で派遣中の学生が物価高騰等の影響により留学を諦めてしまうことなく修学が続けられるように、留学継続特別奨学金を支給したことは評価できる。

・官民協働海外留学支援制度について広報活動、イベント開催などの取組を積極的に実施したことは評価できる。

・支援企業と連携して、官民協働海外留学支援制度の事前 研修・事後研修を計画的に実施し、留学による効果を高めるとともに、学生の成長の促進に取り組んだことは評価できる。

・トビタテ第２ステージとして新たに令和９年度までに派遣人数５千人を目指し、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム」の大学生等対象第 16 期及び高校生等対象第９期派遣留できる。

・「トビタテ！留学 JAPAN」第２ステージについては、目標の 5,000 人に向けて引き続き取組の強化が望まれる。

・「トビタテ！留学 JAPAN」第２ステージについては、「拠点形成支援事業」において新たに２県採択しており、また、円安や物価高騰に鑑み、留学準備金を増額して支給する等、海外派遣の促進に取り組んだことは評価できる。また、寄附金募集活動について、支援者を拡大させたことも評価できる。今後は、我が国全体の留学機運の醸成に資するよう、留学啓発イベントや地方での出張授業等、より広範に情報が行き渡る取組や情報発信を強化していくことが望ましい。

(5)「トビタテ！留学 JAPAN」の施策で得た経験の海外留学支援制度での活用

プログラム枠の募集において、「トビタテ！留学 JAPAN」の手法を要素として取り入れたプログラムを学修形態「トビタテ！」として申請可能とした。

また、引き続き、「トビタテ！留学 JAPAN」の施策において実施している事前・事後研修を海外留学支援制度（協定派遣）においても実施を推奨することとし、プログラム作成時に事前・事後研修の好事例を参考とできるよう学校関係者用の管理システムに掲載したほか、事前・事後研修用動画を公開した。

(6) 令和６年度留学継続特別奨学金の支給

留学先の国・地域における物価高騰等の影響により留学の中断・断念をすることなく修学を続けられるようにすることを目的として、令和６年 12 月に補正予算が措置されたことを受け、令和７年３月に留学継続特別奨学金（月額 20,000 円～30,000 円）を 7,025 人に支給した。

○海外留学支援制度（学部学位取得型）の実施

留学生交流の一層の拡充を図り、日本と諸外国との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに、日本の国際化・国際競争力強化に資することを目的に、諸外国の大学で学士の学位を取得するための留学をする日本人学生等を対象とした、給付型の奨学金制度である「海外留学支援制度（学部学位取得型）」を実施した。

(1)支援内容

区分	支援内容
令和６年度新規採用者	奨学金月額：124,000 円～326,000 円
令和５年度以前からの継続者	奨学金月額： 59,000 円～118,000 円 授業料実費（年度上限 3,000,000 円）

(注)奨学金月額は留学先地域により異なる

令和６年度新規採用者より、授業料は奨学金月額に含む

(2)令和６年度支援実績

以下のとおり、支援を実施した。

〈海外留学支援制度(学部学位取得型)支援実績〉　（単位：人）

区分	支援人数
令和６年度新規採用者	100
令和５年度以前からの継続者	160

(3)令和７年度の募集・選考

以下のとおり、令和 7 年度採用者の募集、選考を行った。また、都道府県教育委員会から推薦を受け付ける「都道府県推薦枠」の試行を行った。

学生を採用し、留学生の支援を実施したことは評価できる。

〈海外留学支援制度(学部学位取得型)採用実績〉　　（単位：人）

区分	令和７年度	（参考）令和６年度
応募者数	371（32）	305
採用者数	118（32）	100

(注)（　）内の数字は都道府県推薦枠の実績で内数

(4)効果的な周知の実施状況

海外留学支援制度（学部学位取得型）の周知として、以下の取組を実施した。

①募集案内等の郵送

募集概要の機構ホームページへの掲載に併せて、全国の教育委員会、知事部局及びスーパーグローバルハイスクール採択校等の高等学校の関係機関に募集案内を郵送した。高等学校には生徒用の広報チラシを同封した（令和６年８月）。

②説明会の実施

機構主催の海外留学フェア（令和６年７月 27 日）、や海外留学オンライン説明会（JASSO 奨学金セミナー）（計６回）において制度概要について周知するとともに、留学希望者に対し質問対応を行った。

③紹介動画の掲載

「海外留学情報サイト」に制度の概要を紹介する動画を掲載した。

(5)事前オリエンテーションの実施

国費留学生としての自覚を持たせること及び危機管理意識を持たせることの必要性から、事前オリエンテーションを実施した。

令和７年度採用者を対象とした事前オリエンテーションは、令和７年３月 17 日にオンラインで実施した。

(6)令和６年度留学継続特別奨学金支給

留学先の国・地域における物価高騰等の影響により留学の中断・断念をすることなく修学を続けられるようにすることを目的として、令和６年 12 月に補正予算が措置されたことを受け、令和７年３月に留学継続特別奨学金（月額 4,000 円～26,000 円）を 195 人に支給した。

○海外留学支援制度（大学院学位取得型）の実施

留学生交流の一層の拡充を図り、日本と諸外国との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに、日本の国際化・国際競争力強化に資することを目的に、諸外国の大学で修士・博士の学位取得を目指す日本人学生等を対象に、給付型の奨学金制度である「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」を実施した。

(1)支援内容

区分	支援内容
令和６年度新規採用者	奨学金月額：154,000 円～356,000 円
令和５年度以前からの継続者	奨学金月額： 89,000 円～148,000 円 授業料実費（年度上限 3,000,000 円）

(注)奨学金月額は留学先地域により異なる
令和６年度新規採用者より、授業料は奨学金月額に含む

(2)令和６年度支援実績
以下のとおり、支援を実施した。

〈海外留学支援制度(大学院学位取得型)支援実績〉　　(単位：人)

区分	支援人数
令和６年度新規採用者	179
令和５年度以前からの継続者	227

(3)令和７年度の募集・選考
以下のとおり、令和 7 年度採用者の募集、選考を行った。また、世界トップレベル大学の理系博士課程への派遣を重点的に推進することを目的として「特別枠」を創設した。

〈海外留学支援制度(大学院学位取得型)採用実績〉　(単位：人)

区分	令和７年度	(参考) 令和６年度
応募者数	741 (106)	658
採用者数	177 (10)	179

(注) (　) 内の数字は特別枠の実績で内数

(4)効果的な周知の実施状況
海外留学支援制度（大学院学位取得型）の周知として、以下の取組を実施した。

①募集案内等の郵送
募集概要等の機構ホームページへの掲載に併せて、全国の国公私立大学及び在日の外国大使館等の関係機関に募集要項を郵送した（令和６年９月)。

②説明会の実施
機構主催の海外留学フェア（令和６年７月 27 日)、や海外留学オンライン説明会（JASSO 奨学金セミナー）(計６回）において制度概要について周知するとともに、留学希望者に対し質問対応を行った。

③紹介動画の掲載
「海外留学情報サイト」に制度の概要を紹介する動画を掲載した。

(5)令和6年度留学継続特別奨学金の支給

留学先の国・地域における物価高騰等の影響により留学の中断・断念をすることなく修学を続けられるようにすることを目的として、令和6年12月に補正予算が措置されたことを受け、令和7年3月に留学継続特別奨学金（月額9,000円～32,000円）を268人に支給した。

○官民協働海外留学支援制度（トビタテ！留学JAPAN）の実施

経済団体、支援企業、教育機関関係団体及び自治体全国組織等の代表から構成されるグローバル人材育成コミュニティ協議会の意見を踏まえつつ、民間の知見と支援を活用し、実社会で求められる資質･能力の育成を社会全体で集中的に支援するために官民が協力した海外留学支援制度である「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」の大学生等コース、高校生コース及び地域人材コースのそれぞれの派遣留学生について支援した第1ステージに続き、コロナ禍で落ち込んだ海外留学する日本人留学生数を少なくともコロナ前の水準に回復することを目指し、産官学挙げてのグローバル人材育成の取組を強化する方針の実現に向けて実施が決定したトビタテ第2ステージの一環として、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN新・日本代表プログラム」の大学生等対象(第16期)及び高校生等対象(第9期)の令和6年度派遣留学生を募集、選考及び採用し、支援を行った。

さらに、令和5年度より、全国各地に高校生の海外留学を応援する拠点地域を形成するため、都道府県を採択し、採択された都道府県において留学に係る地域テーマ等を設定し、派遣する高校生の募集・選考を行う制度である「拠点形成支援事業」を実施しており、令和5年度の3県の採択に続き、令和6年度は福島県、高知県の2県を採択した。

(1)大学生等対象プログラム

大学生等対象のプログラムは、イノベーターコース、STEAMコース及びダイバーシティーコースから構成される。

①支援内容

以下の内容で、令和6年度(第16期)に採用した派遣留学生に対して奨学金等の支援を行った。

〈令和6年度（第16期）〉

奨学金（月額）	留学先国・地域により区分：　16万円、12万円 ［家計基準を超える者は一律6万円］
留学準備金（定額）※	15万円（アジア地域）、25万円（アジア地域以外）
授業料（定額）	大学・大学院等において留学計画に沿った専門分野を学ぶ授業の授業料が対象 30万円

※円安や物価高騰に鑑み、6万円(アジア地域)、10万円(アジア地域以外)を増額して支給。

②募集・選考に係る実績

新・日本代表プログラムについて、令和6年度（第16期）派遣留学生の募集・選考を行った。また、令和7年度(第17期)派遣留学生の募集を開始した。

〈第16期コース別内訳〉

コース名	申請者数 (うち大学1年生枠)	採用者数 (うち大学1年生枠)
イノベーターコース	108人(4人)	42人(1人)
STEAMコース	411人(6人)	101人(1人)
ダイバーシティーコース	850人(12人)	124人(5人)
合計	1,369人(22人)	267人(7人)

(2)高校生等対象プログラム

高校生等を対象としたプログラムは、令和6年度(第9期)においては、マイ探究コース、社会探究コース及びスポーツ・芸術探究コースから構成される。令和7年度(第10期)派遣留学生の募集においては、コースの構成をマイ好奇心探究コース、社会課題探究コース、STEAM探究コース及びスポーツ・芸術探究コースに変更した。

①支援内容

以下の内容で、令和6年度(第9期)に採用した派遣留学生に対して奨学金等の支援を行った。

〈令和6年度（第9期）〉

奨学金(月額)	留学先国・地域により区分：16万円、12万円 （家計基準を超える者は一律6万円）
留学準備金(定額)※	15万円(アジア地域)、25万円(アジア地域以外)

※円安や物価高騰に鑑み、6万円(アジア地域)、10万円(アジア地域以外)を増額して支給。

②募集・選考に係る実績

令和6年度(第9期)派遣留学生の募集・選考を行った。また、令和7年度(第10期)派遣留学生の募集を開始した。

〈第9期コース別内訳〉

コース別	申請者数 (※うち第二日程)	採用者数 (※うち第二日程)
マイ探究コース	1,300人(262人)	370人(69人)
社会探究コース	396人(79人)	202人(30人)
スポーツ・芸術探究コース	259人(48人)	144人(29人)
合計	1,955人(389人)	716人(128人)

※新高校1年生のみ対象

(3)拠点形成支援事業

高校生等を対象に、地域の将来をリードし得るグローバル人材の育成に取り組む留学モデル拠点地域を都道府県単位で作る「拠点形成支援事業」において、以下の地域事業を採択した。
採択された各地域事業においては、募集・選考を行い、以下の地域事業別採用実績のとおり派遣留学生を採用し、採用者の支援をした。

〈拠点形成支援事業における地域事業の採択状況〉

採択年度	採択地域
令和５年度	石川県、静岡県、滋賀県
令和６年度	福島県、高知県

〈第９期地域事業別採用実績〉

地域名	地域事業の名称	申請者数	採用者数
石川県	いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業	41 人	41 人
静岡県	ふじのくにグローバル人材育成事業	85 人	51 人
滋賀県	未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム	39 人	38 人

・支援内容
以下の内容で、令和６年度(第９期)に採用された派遣留学生に対して奨学金等の支援を行った。

〈令和６年度（第９期）〉

奨学金（月額）	留学先国・地域により区分：　16 万円、12 万円 ［家計基準を超える者は一律６万円］
留学準備金(定額)※	15 万円(アジア地域)、25 万円(アジア地域以外)

※円安や物価高騰に鑑み、６万円(アジア地域)、10 万円(アジア地域以外)を増額して支給。

(4)審査業務等の効率化
審査業務の実施や留学計画変更申請業務等の処理に当たっては、オンラインを活用し、学生、生徒、選考委員、学校及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、その確実な実施を図っている。

(5)制度の周知に向けた取組
電車中吊り広告や駅貼りポスター、空港でのデジタルサイネージ広告（無償）の展開など、支援企業と連携した広報活動をはじめ、ホームページ、ポスター、チラシの制作、イベント、SNS活用及びメディア掲載などを通じて、更なる周知を図るとともに、メディアへの働きかけを実施した。

留学準備や留学の目的意識を醸成するための動画やWEBコンテンツ等の作成やオンラインセミナーの開催に尽力した。

(6)各種イベントの実施

①「＃せかい部」等の留学啓発イベント

海外や留学への関心を喚起するために、留学経験者とオンラインで直接相談できるイベントや留学経験のある著名人をゲストに招いたハイブリッド形式のイベント等を実施した。

②地方での出張授業の提供

拠点形成支援事業における採択地域の希望校 15 校に対して派遣留学生や海外進学経験者による講演を実施し、総計 1,000 人以上が参加した。これにより、留学への関心を高める機会を提供した。

(7)寄附金募集活動

令和 6 年度は、目標とする寄附金の獲得に目処が立つまでの第 1 四半期を中心にグローバル人材育成部及び文部科学省幹部等により、企業等と面談(一部はオンラインで実施)し、新規訪問企業・団体 10、訪問済企業・団体 8 に対する寄附金募集活動を行った。合計 1,581 件の民間企業・団体からの支援が決定し、合わせて計 1,164,769,568 円の寄附金収入があった。

個人寄附については、定期的な高額寄附に加えてオーナー企業や財団等への訪問に力を入れたほか、個人の篤志家による 3.3 億円の寄附があり、令和 5 年度と比較して大幅に増加した。また、オンライン個人寄附者に対し、公式イベントの案内やオンラインでの報告を重ねた結果、オンライン寄附額は過去最高値を更新した。

これらにより、第 2 ステージの原資獲得に向けた一定の目処が立った。

○第 2 ステージ期間中(令和 5 年度～令和 9 年度)派遣人数 5 千人へ向けた取組状況

令和 5 年度より第 2 ステージを開始し、新たに令和 9 年度までに派遣留学生 5 千人を目指し、令和 6 年度は高校生等対象第 9 期及び大学生等対象第 16 期の募集・採用を行った。

〈派遣年度別採用状況（累計）〉トビタテ！留学 JAPAN 第 2 ステージ

目標		5,000 人			
採用者累計		1,952 人			
		大学生等		高校生	
		申請者	採用者	申請者	採用者
合計		2,725 人	528 人	4,193 人	1,424 人
	令和 5 年度	1,356 人	261 人	2,238 人	708 人
	令和 6 年度	1,369 人	267 人	1.955 人	716 人

○留学前・留学後の研修

・「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」のプログラムの一環として、留学の効果を高めるため、留学開始前及び留学終了後の派遣留学生を対象と

して、事前研修・事後研修を実施している。
実施に当たっては、グローバル人材としての意識の醸成のため、支援企業の経営幹部による講演や留学・海外経験のある社員や帰国した派遣留学生による留学計画や留学中の活動へのアドバイスを行う等、より効果的な学習機会を提供できるよう努めている。
・事前研修・事後研修には、研修に関する専門知識とノウハウを有する外部業者を活用し、円滑かつ効率的な運営に努めている。
・令和6年度は、事前研修・事後研修のいずれも対面で実施した。
・令和6年度は、大学生等対象第16期及び高校生等対象第9期の事前研修を実施し、留学後、帰国した大学生等対象第15期、第16期及び高校生等対象第8期、第9期の派遣留学生を対象とした事後研修を開催した。

(1)大学生等対象の事前研修(第16期)
①目的
・留学に向けたReadiness形成
・将来のグローバルリーダーとしての動機付け
・留学目的・計画の明確化
・成長と活躍に必要な土台作り
・派遣留学生間の連帯感と使命感の醸成

②プログラム概要
国内でのつながりだけでなく、活動・コミュニティを世界規模に拡大することで、世界のリーダーと共に社会課題に挑むネットワークを構築するためのセッション等を実施した。
・産業界からグローバルに活躍するリーダーたちを招へいした講演
・多様な領域で活躍する若手リーダーによるパネルディスカッション
・自分が留学期間中に意識すべきことの明確化や、日本についての理解の深化、自分の成長経験を共有するためのワークショップ・研修を通じて改善した留学計画のプレゼンテーション等

③令和6年度開催実績

開催方法	開催日程数	参加者数
対面	4回	259人

(2)大学生等対象(第15期及び第16期)の事後研修
①目的
・留学経験の振り返りと自己の軸の再確認
・リーダーに向けての意識転換
・留学機運醸成に対する意義付け
・長期的な展望の整理
・コミュニティの醸成

②プログラム概要
事後研修は1泊2日の宿泊研修とし、以下を実施した。

・留学成果のグループ内での共有
・多様な領域で活躍する若手リーダーやトビタテ OB 及び OG によるパネルディスカッション
・産業界からグローバルに活躍するリーダーやハブ人材を招へいした講演や講義・助言
・留学で得た経験を基に、派遣留学生の志を整理し、今後の活動を検討するためのワークショップ
・留学の成果と今後の活動方針についてのプレゼンテーション等

③令和 6 年度開催実績

開催方法	開催日程数	参加者数
対面(宿泊研修)	5 回	243 人

(3)高校生等対象の事前・事後研修
留学を終了した第 8 期派遣留学生に事後研修を実施した。また令和 6 年度に採用した高校生等対象第 9 期派遣留学生及び拠点形成支援事業に採用された第 9 期派遣留学生に対して事前・事後研修を実施した。

〈事前研修（第 9 期生）開催実績〉

開催方法	開催日程数	参加者数 （うち拠点形成支援事業の第 9 期生）
対面	3 回	828 人(129 人)
オンライン	1 回	9 人(1 人)

※対面の事前研修に参加できなかった者を対象にオンラインで代替研修を実施した。

〈事後研修（第 8 期生・第 9 期生）開催実績〉

期	開催方法	開催日程数	参加者数 （うち拠点形成支援事業の第 9 期生）
第 8 期	対面	4 回	179 人
第 8 期・第 9 期合同	対面	10 回	662 人(122 人)

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―３	学生生活支援事業		
業務に関連する政策・施策	―	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第８号、第９号
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	292,546				
決算額（千円）	350,144				
経常費用（千円）	331,275				
経常利益（千円）	△13,924				
行政コスト（千円）	331,275				
従事人員数（人）	23				

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
（1）～（3）各項目を参照	（1）学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供【B】 （2）障害のある学生等に対する支援【B】 （3）キャリア教育・就職支援【B】	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ （1）～（3）各項目を参照 ＜その他事項＞ （1）～（3）各項目を参照	

４．その他参考情報
予算額と比較して決算額が 15%程度過大となっているが、これは業務委託費の増によるものである。

１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―３	学生生活支援事業（１）学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供		
業務に関連する政策･施策	―	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第８号、第９号
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	292,546				
決算額（千円）	350,144				
経常費用（千円）	331,275				
経常利益（千円）	△13,924				
行政コスト（千円）	331,275				
従事人員数（人）	23				

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
〈24〉学生生活・学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の状況 ＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 大学等の学生生活状況や学生生活支援の取組に関する調査について、過去の調査項目との継続性を考慮しつつ調査項目や方法等の改善を図り、確実に実施、分析、情報提供が行われたか、大学等の喫緊の課題に関する情報提供を実施したか、調査及び情報提供の実施状況等を参考に判断する。	○学生生活調査等 ・学生の生活状況を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、「学生生活調査」を、高等専門学校（4、5年次）及び専修学校（専門課程）の学生・生徒を対象に「高等専門学校生生活調査」及び「専門学校生生活調査（「専修学校生生活調査」を名称変更）を隔年で実施している。 令和6年度は、学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、調査票を決定し、令和6年11月～令和7年1月に実施した。 ・前回調査（令和4年度）の学生及び学校担当者のアンケート並びに外部委託による調査システムの機能の検証結果を踏まえ、より回答しやすい設問順や回答構成とする見直し及び学校担当者向け手引書の改善を行った。また学生生活調査実施検討委員会の検討による設問の改善等を反映させた結果、令和6年度調査の学生アンケートにおいて、回答しやすい等、肯定的な回答が多く寄せられた。 ○大学等における学生支援の取組状況に関する調査 大学等における学生支援の現状及びニーズを把握するため、全国の大学・短期大学・高等専門学校を対象として、隔年で調査を実施している。 令和6年度は、令和5年9月に実施した調査について、集計及び外部有識者による調査領域ごとの分析を行い、令和7年1月に調査分析結果を公表した。 ○「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」の実施 学生を取り巻く諸問題や大学等における学生支援に関する喫緊の課題をテーマに、先進的な取組等の普及のため具体的な問題事例や課題解決に向けた好事例の紹介等を行うことにより、学生支援の充実を図ることを目的として実施した。 令和6年度は、同年1月に発生した能登半島地震や8月に発表された南海トラフ地震臨時情報など防災に対する意識が高まったこと等を踏まえ、「大学等における防災と学生支援」をテーマに、障害のある学生の防災対策を中心に大規模災害における留学生への対応やメンタルヘルスなどに係る学生支援について、被災経験のある大学から被災地の現状報告を含めて取組事例の紹介等を行った。 (1)日程 令和6年12月10日 (2)実施方法 Zoom ウェビナーを利用したオンライン実施 終了後、参加申込者を対象にオンデマンド配信を実施（令和7年3月末まで） (3)対象	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・学生生活調査、高等専門学校生生活調査及び専門学校生生活調査については、継続調査として着実に実施したことは評価できる。また、改善を行い肯定的な反応を得られたことは評価できる。 ・大学等における学生支援の取組状況に関する調査の結果について、有識者の分析を行い公表したことは評価できる。 ・大規模災害に対する防災意識の高まりを受け、災害時対応についての最新の知見や被災地における取組事例を紹介するセミナーをオンラインで実施し、多くの大学等教職員に参加機会を提供するとともに、誰も取り残さない支援として、障害のある学生や留学生に対する事例を取り上げ、支援の拡充を促したことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ ・災害時等における弱者への対応に関する意識を高めた点は評価できる。 ・各種調査の経年実施および結果の公表について、地道に改善を重ねながら行っていること、加えて「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」においては、震災に関連したテーマを取り上げ、マイノリティを含めた多様な学生への支援について研修を行っ	

		大学等の副学長相当職や部課長相当職、学生支援に携わる教職員 (4)後援 文部科学省、一般社団法人日本学生相談学会、特定非営利活動法人全国大学メンタルヘルス学会 (5)実施概要 ①文部科学省による挨拶 ②基調講演 「ダイバーシティ・インクルーシブ防災を考える～今なぜ　学生（障害のある学生等）の災害時対応が必要なのか～」 ③パネルディスカッション 「大学等における災害時対応 ～大学における実践例に基づいて～」（3 者による取組事例紹介） (6)参加登録者数・参加者数 ①参加登録：706 人（325 校） ②参加者：628 人（概数） (7)オンデマンド配信視聴状況 視聴回数（令和 7 年 3 月末まで）：延べ 178 回 (8)参加者アンケート結果 満足度：95.4% 具体的な計画や目標を示唆していただいた、今後の計画策定や訓練などの参考にしていきたい、等の意見が寄せられた。		たことは評価できる。今後は、「喫緊」ではないが、思春期にコロナ禍を経験した学生への支援の留意点、就職活動の早期化・長期化に関連した学生の心のケアの留意点などについて、時代の変化に応じて対応が必要になっているテーマを取り上げた研修等を展開してもらいたい。

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―３	学生生活支援事業（２）障害のある学生等に対する支援		
業務に関連する政策・施策	―	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第８号、第９号
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	292,546				
決算額（千円）	350,144				
経常費用（千円）	331,275				
経常利益（千円）	△13,924				
行政コスト（千円）	331,275				
従事人員数（人）	23				

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
〈25〉障害のある学生等に対する支援の実施状況 ＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 障害学生等支援体制の全体的な底上げが図れたか、大学等全体としての理解・啓発を促したか、問題の把握・分析・情報提供等を総合的に実施したか、学校への働きかけ、収集した事例の共有状況、セミナー等の実施状況等を参考に判断する。	○大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査 障害のある学生の今後の修学支援に関する方策の検討に資するため、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握することを目的として、毎年実施している。 (1) 令和５年度調査の公表 令和５年度に実施した調査（回収率：100%）の結果について、機構ホームページにて公表するとともに、大学等へ送付した（令和６年８月）。 (2) 調査項目の改定 令和６年４月に施行された改正後の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「改正障害者差別解消法」という）において、合理的配慮の提供が私立大学等でも義務化されたことを踏まえ、令和６年度調査から、合理的配慮を提供した学生数を計上する項目を追加するなどの改定を行った。 (3) 令和６年度調査の実施 ・令和６年９月～12 月に改定後の調査票にて調査を実施した。 ・調査結果については機構ホームページにて公表するとともに、大学等へ送付を予定している（令和７年夏頃）。 (4) 調査集計の効率化等の取組 引き続き調査回答の集計の効率性、正確性を高めるため、調査項目の改定に伴い、回答が記載された調査票から誤りのある箇所を機械的に表示する回答エラーツールを改修し、同ツールによる精査を行った。 (5) 令和６年度ヒアリングについて 改正障害者差別解消法施行後の私立大学の状況を把握するため、12 の私立大学に対し、障害学生支援に関する体制の整備や合理的配慮に関する課題等に関するヒアリングを行った（令和６年 11 月から令和７年３月）。 ○「障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー」の実施 (1) 目的 障害者差別解消法の改正に伴い、私立大学等での合理的配慮の提供が令和６年４月から義務化されたことを踏まえ、障害のある学生等を支援するための体制を一層整えるため、同法の基本的な事項及びこれまで収集した障害学生に関する紛争の防止・解決等の事例を元とした課題について理解・啓発を図る。	〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」について、当該年度の調査を実施するとともに、改正障害者差別解消法が施行された令和６年度調査から、同法の内容等を踏まえた調査とするよう調査項目の改定を行っていることは、評価できる。 ・調査回答の集計の効率性、正確性を高めるため、誤りのある箇所を表示するためのツールを改修、活用していることは、評価できる。 ・主として私立大学等の障害のある学生等を支援するための体制を一層整えるため、専門学校の教職員も対象に含めて、「障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー」を実施し、同法の基本的事項について理解を深める取組を行ったことは評価できる。 また、広く一般に公開し情報提供するため、基礎編をオンラインで実施したことは、障害学生支援に関する理解促進や支援体制の一層の充実に資するものであり、一方で実践編はグループディスカッションを中心とした	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため、自己評価書の「Ｂ」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －	

(2)対象者
大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の教職員

(3)実施概要
①基礎編
・令和5年度に引き続き、総論をはじめ、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供など改正障害者差別解消法に関する基本的事項についての解説を行った。また、令和6年3月に文部科学省が取りまとめた「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」についての解説を追加した。
・参加者の利便性の確保及び幅広く情報提供を行う観点から、基礎編はオンラインでの実施とした。また、誰でも何度でも視聴できるよう、YouTube（JASSO学生生活支援事業チャンネル）でオンデマンドでの配信とした。

（オンデマンド配信）

配信開始日	視聴回数
令和5年10月10日	48,718回

（注）視聴回数は、令和5年10月10日の配信開始より、令和7年3月28日時点のセミナー内のすべての動画の視聴回数の合計

②実践編
・これまで機構が収集した、障害学生に関する紛争の防止・解決等の事例を元に作成した課題について検討するグループディスカッション形式のセミナーを対面にて実施した。
・受講後のアンケートには、私学の参加者から、「合理的配慮の考え方を理解できた。」「大学の実状に近い課題設定だったので参考になった。」等の記載があった。

（対面）

日程	参加者	満足度
12月17日	55人	94.5%

実践編：申込者113人から57人を選出（2人辞退）
※受講者55人内訳（国立6人、公立5人、私立44人）

○「障害学生支援に関する専門テーマ別セミナー」の実施
(1)目的
障害学生支援における専門的なテーマに焦点を当て、関係機関等と協力して情報提供を行い、大学等の修学支援体制の充実・強化を図る。

(2)対象者
障害学生支援に携わる教育機関の教職員及び関連機関・企業の関係者

(3)実施概要
・「合理的配慮のコモディティ化」をテーマに大学における先行事例を学び、多様な学生の修学を想定したこれからの高等教育機関における基礎的環境整備の在り方、学校の特色に合わせた持続可能な取組について考えるセミナーを実施した。
・参加者の利便性の確保及び幅広く情報提供を行う観点から、セミナーはオンラインでの

ことから対面にて実施したことは、評価できる。
・障害のある学生の修学支援に関して、「障害学生支援に関する専門テーマ別セミナー」においては、多様な学生の修学を想定した未来志向の基礎的環境整備といった、今後の支援の発展につながる専門的なテーマを取り上げたことは評価できる。また、より広く情報提供するためオンラインで実施したことは評価できる。
・「障害学生支援実務者育成研修会」において基礎・応用プログラムにレベルを分けて研修を実施したことは、大学等の実践的な支援能力の向上に資するものであり、かつプログラムの内容に応じ、オンラインと対面とに分けて実施したことは評価できる。
・「心の問題と成長支援ワークショップ」において、学生のメンタルヘルスやカウンセリングについて大学等教職員の理解を深めるとともに参加者の対応能力の向上を図ったことは、大学等の支援の充実・強化に資するものである。また、対面形式により演習やグループワークを中心に行い高い満足度を得たこと、東京と大阪の2会場で実施しより多くの希望者が参加できたことは評価できる。

実施とした。また、何度でも視聴できるよう、YouTube（JASSO 学生生活支援事業チャンネル）でオンデマンドでの配信とした。
なお、アンケートを実施したところ、具体的な障害学生への支援内容、取組事例の紹介等について好評を得た。

（オンラインセミナー／オンデマンド配信）

テーマ	配信開始日	共催大学	視聴回数
これからの基礎的環境整備～合理的配慮のコモディティ化～	3 月 7 日	広島大学	2,190 回

（注）視聴回数は、3 月 28 日時点の各セミナー内のすべての動画の視聴回数の合計

○「障害学生支援実務者育成研修会　基礎プログラム／応用プログラム」の実施

(1) 目的

障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成する。
また、所属校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる教職員としての能力向上を図る。

(2) 対象者

障害学生支援に関わる大学、短期大学、高等専門学校の教職員

(3) 期待される効果

①基礎プログラム

・障害のある学生が修学目的を達成するために必要なニーズに応じた円滑で効率的な支援を実施するための基本的な知識を得ることができる。
・学んだ基礎知識を元に支援方法の検討や情報共有を図ることができる。
・修学上必要な支援について関係者（学外者を含む）との連携・協力について手がかりを得ることができる。

②応用プログラム

・支援ニーズに応じた支援方法の検討や、具体的な支援計画の策定や関係者との連携を行なうために必要な知識を得ることができる。
・研修で得られた知識を元に、支援方法や改善案を実践に結びつけ、関係者と連携・協力することができる。
・他校で実践している障害学生支援の現状を共有し、問題意識を高めることができる。
・研修会を通して、学内連携や理解を深めるきっかけを作ることができる。

(4) 実施概要

基礎プログラムについては、参加者の利便性の確保の観点からオンラインでの実施とし、基本知識習得のための講義等を行った。応用プログラムは対面での実施とし、グループワークや演習を中心に行った。

（基礎プログラム・オンライン、応用プログラム・対面）

名称	日程	受講者数	満足度
基礎プログラム	7月1日・2日	247人	96.4%
応用プログラム	11月18日・19日	58人	96.6%

基礎プログラム：申込者326人中250人を選出（3人辞退）
応用プログラム：申込者140人中60人を選出（2人辞退）

○「心の問題と成長支援ワークショップ」の実施

(1)目的

メンタルヘルスと学生対応に関する基礎知識、グループワーク等による情報共有と討議等を通じて、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズの理解を深め、学生の心のセーフティネットの更なる充実を図る。

(2)対象者

学生支援に関わる大学、短期大学、高等専門学校の教職員

(3)期待される効果

・心の悩みを抱える学生や、心理的発達に関連して困難を抱える学生に対し、様々な場面で初期対応が適切にできる。
・心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生を必要な支援につなぐために、関係者と連携・協力して対応できる。
・所属校における組織の在り方や、学生支援方針を意識した支援に取り組むことができる。

(4)実施概要

メンタルヘルスと学生相談を統合したカリキュラムについて、講義、グループワーク、演習を織り交ぜたワークショップを実施した。なお、令和元年度までは関東地区と関西地区と2か所で実施しており、令和6年度に5年ぶりに関西地区でも実施した。

（対面）

会場	日程	参加者	満足度
東京	7月30日・31日	98人	99.0%
大阪	9月25日・26日	90人	100.0%

東京会場：申込者175人中100人を選出（2人辞退）
大阪会場：申込者97人を全て選出（7人辞退）

○関係機関等と連携した取組

「障害学生支援に関する専門テーマ別セミナー」を、障害学生修学支援ネットワーク拠点校である広島大学と連携を図り共同で実施した。また全国高等教育障害学生支援協議会、アクセシビリティリーダー育成協議会などが行うイベント等において機構が行っている障害学生支援事業に係る情報提供等を実施した。

４．その他参考情報

特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―３	学生生活支援事業（３）キャリア教育・就職支援		
業務に関連する政策･施策	―	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第８号、第９号
当該項目の重要度､困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	292,546				
決算額（千円）	350,144				
経常費用（千円）	331,275				
経常利益（千円）	△13,924				
行政コスト（千円）	331,275				
従事人員数（人）	23				

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
〈26〉キャリア教育・就職支援の実施状況 ＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 大学等におけるキャリア教育・就職支援の推進に向けて、教職員の資質向上、大学等と企業等との産学協働による教育的効果の高いインターンシップの推進に資する取組を実施したか、セミナー等の実施状況等を参考に判断する。	○「全国キャリア教育・就職ガイダンス」の実施 (1)目的 大学等卒業予定者の就職・採用に関し、政府の行政説明、パネルディスカッション、「キャリア教育・就職支援の取組」の事例紹介等を行うことにより、産学官連携による人材育成等、キャリア教育・就職支援の充実を図る。 (2)対象 大学等の役員及び部局の長、教職員、キャリア教育・就職支援業務担当者、留学生支援業務担当者、障害学生支援業務担当者、企業等の人事採用担当者、地方公共団体の就職支援等担当者等 (3)実施日 令和６年６月 18 日～20 日 (4)協力団体等 ・主催：文部科学省、就職問題懇談会、独立行政法人日本学生支援機構 ・協力：内閣官房、厚生労働省、農林水産省、経済産業省 ・後援：一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、公益社団法人経済同友会 (5)実施方法 参加者の利便性の確保の観点からオンライン（一部対面）での実施とし、YouTube によるオンデマンド配信とオンライン会議システムによるライブ配信を組み合わせて実施した。 (6)実施概要 ①政府による行政説明 ②パネルディスカッション「キャリア形成支援活動（4 類型）への期待～産学で生みだす学生への教育的効果と人材育成～」 令和４年６月の三省合意改正から３年目となる中で、キャリア形成支援活動の取組状況やその教育的効果について、経団連、大学・企業等それぞれの視点から議論を展開した。 ③「キャリア教育・就職支援の取組」事例紹介 オンラインで大学・企業等の「キャリア教育・就職支援の取組」事例を紹介し、大学等と企業等の意見交換を実施した。これらの事例の資料、及び資料掲載のみの大学等の資料を機構ホームページに掲載し、広く情報提供を行った。 （オンライン会議システムによる事例紹介数：13 件） ④多様な学生に対応したキャリア就職支援情報の提供 ・外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション（資料掲載、講演） ・障害のある学生のキャリア教育・就職支援についての講演	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において、政府の行政説明や産学の「キャリア教育・就職支援の取組」の事例紹介資料を機構ホームページに掲載し、大学等・企業のパネルディスカッションを行ったことは、産学官の連携によりキャリア教育・就職支援の充実を図るものとして評価できる。 ・キャリア教育・就職支援に係る協力者（外部有識者）と連携し、主にオンライン方式により、セミナー及びワークショップの企画や実施内容の検討を行ったことは評価できる。 ・「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」において、講演等のオンデマンド配信を行い、オンラインでグループワークを行うなど、大学等でインターンシップ等の実施に取り組む専門人材の育成に努めたことは評価できる。 ・「キャリア教育・就職支援ワークショップ」において、企業等からの参加者と大学等の参加者との意見交換等を行い、キャリア教育・就職支援のための産学官連携教育の推進に	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ ・「キャリア教育・就職支援ワークショップ」において高い満足度を実現しているのは評価できる。 ・産学協議会の採用・インターンシップ分科会が発展的解消という形で開催されなくなった今、このような形で産学がよりよい就職活動・採用活動の実現に向けて議論できる機会を創出していることは評価できる。	

		⑤特別企画（対面による情報交換会） 大学等と企業との情報交換会（会場：東京国際交流館プラザ平成）を 6 月 18 日に実施した。 参加大学等 116 校、参加企業・団体数 131 社 (7)視聴者数 延べ 1,539 人（「キャリア教育・就職支援の取組」事例紹介） (8)満足度 89.9% ○キャリア教育・就職支援に関するセミナー及びワークショップの実施 (1)キャリア教育・就職支援事業に係る協力者（外部有識者）との連携 学生支援に係るキャリア教育・就職支援に関わる機構の事業として、主に「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」及び「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の実施に当たっては、専門的な観点を有する協力者（外部有識者）と連携し、オンラインでの打合せにより、効率的・効果的な実施が図れるよう検討した。 ［参考：キャリア教育・就職支援事業に係る協力者との連携実績］ 協力者打合せ（令和 6 年 4 月 25 日～令和 7 年 3 月 19 日まで計 21 回） (2)「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」の実施 ①目的 全国の大学等でインターンシップ等のキャリア教育に携わる教職員及び　インターンシップに関心のある教職員に対し、専門家による講演やグループワークを通じて、受講者の知見を広め、インターンシップ専門人材として必要になる実践的なスキルの向上を図る。 ②対象 大学等でインターンシップ等のキャリア教育を担当する教職員及び大学等でインターンシップに関心のある教職員 ③実施日 令和 6 年 9 月 20 日 ④実施方法 参加者の利便性の確保の観点から、オンラインで実施した。 ⑤実施概要 ・事前レクチャー「三省合意改正後のインターンシップの現状と今後の可能性」（オンデマンド配信） ・文部科学省による行政説明（オンデマンド配信） ・課題動画「キャリア形成支援活動（4 類型）への期待～産学で生みだす学生への教育的効果と人材育成～」（オンデマンド配信） ・グループワーク 「1 事前課題の感想共有」「2 自大学等のインターンシップ」「3 今後のインターンシップの方向性」について、各自で作成したワークシートに基づきディスカッションを行った。ファシリテーター5 人がグループワークの内容を参加者全員に共有した。 ⑥受講者数	向けた認識の共有を図ったことは評価できる。	

		94 人 ⑦満足度 92.9% (3)「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の実施 ①目的 全国の大学等の管理者及びキャリア教育・就職支援に携わる教職員に対し、キャリア教育から就職まで一貫した支援をより充実させるため、テーマ別に事例紹介やグループワーク等を実施している。教育界と産業界が双方の要望や課題等について認識を共有し、より実践的な産学連携教育の推進を図る。 ②対象 大学等の管理者（学長、副学長、理事等）、課長相当職以上の幹部職員、キャリア教育・就職支援業務等に携わる教職員、企業等の代表・役員及び人事採用担当者 ③実施日 令和 6 年 12 月 5 日 ④実施方法 参加者の利便性の確保の観点から、オンラインで実施した。 ⑤実施概要 ・テーマ：「社会構造・キャリア観・就職/採用活動の変化の兆しをとらえる 　　～学校・企業・キャリアセンターはどう変わるのか～」 「トピック 1　人口減少がもたらす環境の変化と労働市場の変化」 「トピック 2 学生・若手社会人のキャリア観の変化」 「トピック 3　就職/採用活動のデジタル化がもたらした変化と対応」 グループワーク「10 年後のキャリア支援のために今できること・すべきことを考える」 ・事前課題として「就職白書 2024」Part3 を通読した感想及び各参加者の「就職支援・採用の現状や、抱えている悩みや問題点」等を取りまとめ、同じテーマの参加者に事前に共有した。 ・登壇者による講演ではトピック毎に話題提供を行った。 ・参加者によるグループディスカッション・全体共有を行った。 ・全体会ではモデレーター及びゲストからのフィードバックを行った。 ⑥受講者数 130 人 ⑦満足度 98.4% ⑧フォローアップ調査 令和 6 年 8 月に、令和 6 年度のワークショップに活用することを目的として、令和 5 年度の参加者に対し、参加後の振り返り及び所属校での実践状況・課題等についての調査を実施した。調査結果を踏まえ、ワークショップの構成や時間配分等の見直しを図った。 ○大学等に対するインターンシップ等キャリア教育に関する情報の提供 (1)大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度 文部科学省において創設された「大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度」について、令和 4 年度及び令和 5 年度の届出大学等一覧を機構ホームページに掲載した（令和 6 年 4 月）。		

		(2) 文部科学省主催「インターンシップフォーラム～4 類型を踏まえたキャリア形成支援活動の在り方と今後」への周知等協力 企業、大学関係者によるパネルディスカッションや受賞校の事例の紹介等を通じて、4 類型後の企業、大学それぞれの立場における「キャリア形成支援活動」を取り巻く状況や、これまでの評価、今後の方向性を考えることを目的とする標記イベントの開催について、協力名義での協力及び大学等に向けた開催周知を行った（令和 6 年 7 月 24 日開催）。 (3) 情報提供に係るその他の各種取組 ・教育的効果の高いインターンシップを推進するため、インターンシップの提供側への働きかけとして、産学協働によるインターンシップを実施している経済団体（一般社団法人経済同友会インターンシップ推進協会）の成果報告会（令和 6 年 11 月 26 日）に出席・講評し、大学等と企業等との協働による取組に関する情報収集に努めた。 ・就職活動のルールに関しては、大学等で構成する「就職問題懇談会」（令和 6 年 5 月 29 日、7 月 29 日、11 月 25 日、令和 7 年 3 月 10 日、3 月 26 日）を傍聴するなど、大学等卒業・修了予定者に係る就職についての申合せの動向に関する情報収集に努めた。 ・大学等の先進事例を『文部科学 教育通信』に掲載することにより、「大学教育改革」につなげるインターンシップの推進を図った。 ［参考：『文部科学 教育通信』「大学教育を変える、未来を拓くインターンシップⅣ」掲載実績］ 令和 6 年 12 月 9 日～令和 7 年 3 月 24 日（全 8 回）		

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－１	業務の効率化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
	(1) 一般管理費の削減（年度計画値）	令和５年度予算を基準として中期目標期間中に５％以上削減する。	－	３億97万円以下（削減率：1%以上）					
	（実績値）	－	３億402万円※令和５年度予算額	２億7,373万円（削減率10.0%）					
	(2) 業務経費の削減（年度計画値）	令和５年度予算を基準として中期目標期間中に５％以上削減する。	－	52億4,576万円以下（削減率：1%以上）					
	（実績値）	－	52億9,876万円※令和５年度予算額	52億3,917万円（削減率1.1%）					

注）削減対象となる一般管理費は、決算報告書の一般管理費のうち、人件費、公租公課及び土地借料を除いた金額である。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
（１）～（３）各項目を参照	（１）一般管理費等の削減【B】 （２）人件費・給与水準の適正化【B】 （３）契約の適正化【B】	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －	

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―１	業務の効率化（１）一般管理費等の削減		
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ

	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
	(1) 一般管理費の削減（年度計画値）	令和５年度予算を基準として中期目標期間中に５％以上削減する。	―	3億97万円以下（削減率：1%以上）					
	(実績値)	―	3億402万円※令和５年度予算額	2億7,373万円（削減率10.0%）					
	(2) 業務経費の削減（年度計画値）	令和５年度予算を基準として中期目標期間中に５％以上削減する。	―	52億4,576万円以下（削減率：1%以上）					
	(実績値)	―	52億9,876万円※令和５年度予算額	52億3,917万円（削減率1.1%）					

注）削減対象となる一般管理費は、決算報告書の一般管理費のうち、人件費、公租公課及び土地借料を除いた金額である。

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
<27> 一般管理費の削減等の状況 <一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）削減の進捗状況> S：削減率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A：3億36万円以下（R5年度比▲1.2%以上） B：3億36万円超3億97万円以下（R5年度比▲1.0%以上） C：3億97万円超3億158万円以下（R5年度比▲0.8%以上） D：3億158万円超（R5年度比▲0.8%未満）	○一般管理費削減に係る取組 以下の事項を業務に支障のない範囲で実施することにより、節電及び事務の効率化を推進した。具体的取組は次のとおり。 ・クールビズの励行による空調の適切な調整。 ・タブレット端末の積極的な活用による会議等におけるペーパーレス化の推進。 〈一般管理費の削減状況〉（単位：千円） 区分 / 令和5年度 予算 / 令和6年度 実績 / 令和5年度予算に対する削減割合 一般管理費 / 304,020 / 273,728 / 10.0% ○業務経費削減に係る取組 イベントのオンライン実施及び留学生宿舎における照明設備のLED化等による経費抑制に努めた結果、令和5年度予算に対し1.1%の効率化を達成した。 〈業務経費の削減状況〉（単位：千円） 区分 / 令和5年度 予算 / 令和6年度 実績 / 令和5年度予算に対する削減割合 業務経費 / 5,298,760 / 5,239,173 / 1.1% ○奨学金貸与事業に関する費用の削減に係る取組 「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、奨学金事業の業務改革として、住民基本台帳ネットワークシステムの利用による住所調査の迅速化等を引き続き行った結果、貸与奨学金の期首における要回収額の伸び率（令和5年度から令和6年度）が2.4%であったのに対し、奨学金貸与事業に関する費用の同期間における伸び率は△4.8%となった。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 一般管理費及び業務経費の削減に向けた取組を実施し所期の計画値を達成したことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 中期計画における所期の目標を達成していると認められる。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －	

<業務経費（人件費、奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況>

S：削減率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている

A：52億3,517万円以下（R5年度比▲1.2%以上）

B：52億3,517万円超52億4,576万円以下（R5年度比▲1.0%以上）

C：52億4,576万円超52億5,636万円以下（R5年度比▲0.8%以上）

D：52億5,636万円超（R5年度比▲0.8%未満）

〈奨学金貸与事業に関する費用の効率化状況〉　（単位：千円）

区分	令和5年度	令和6年度	令和5年度基準額に対する伸び率
	基準額	実績	
期首要回収額	804,033,586	823,167,862	2.4%
奨学金貸与業務に関する費用	7,935,427	7,556,749	△4.8%

4．その他参考情報

特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―１	業務の効率化（２）人件費・給与水準の適正化		
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ

	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
	(1) 一般管理費の削減（年度計画値）	令和 5 年度予算を基準として中期目標期間中に5％以上削減する。	―	3億97万円以下（削減率：1％以上）					
	(実績値)	―	3億402万円 ※令和5年度予算額	2億7,373万円（削減率10.0％）					
	(2) 業務経費の削減（年度計画値）	令和 5 年度予算を基準として中期目標期間中に5％以上削減する。	―	52億4,576万円以下（削減率：1％以上）					
	(実績値)	―	52億9,876万円 ※令和5年度予算額	52億3,917万円（削減率1.1％）					

注）削減対象となる一般管理費は、決算報告書の一般管理費のうち、人件費、公租公課及び土地借料を除いた金額である。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
<28>給与水準の適正化に係る実施状況	○政府の方針等を踏まえた人件費の見直し 国家公務員の給与水準を十分に考慮しつつ、給与水準の適正化に努めた。 〈人件費の状況〉 区分 ｜ 令和６年度 ｜ （参考）令和５年度 実績額 ｜ 40 億 2,707 万円 ｜ 39 億 2,333 万円 ○給与水準の検証及び公表 ・令和 5 年度給与水準の検証結果等については、令和 6 年 6 月にホームページに公表した。 ・令和６年度の職員給与について、機構職員と国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス指数）は 102.3 となっている。 なお、給与水準に関する検証結果等についてはホームページにおいて公表予定。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 国家公務員の給与水準を考慮しつつ、給与水準の検証を行い、検証結果等を公表したことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 中期計画における所期の目標を達成していると認められる。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －	

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―１	業務の効率化（３）契約の適正化		
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ

	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
	(1) 一般管理費の削減（年度計画値）	令和５年度予算を基準として中期目標期間中に５％以上削減する。	―	3億97万円以下（削減率：1%以上）					
	(実績値)	―	3億402万円 ※令和５年度予算額	2億7,373万円（削減率10.0%）					
	(2) 業務経費の削減（年度計画値）	令和５年度予算を基準として中期目標期間中に５％以上削減する。	―	52億4,576万円以下（削減率：1%以上）					
	(実績値)	―	52億9,876万円 ※令和５年度予算額	52億3,917万円（削減率1.1%）					

注）削減対象となる一般管理費は、決算報告書の一般管理費のうち、人件費、公租公課及び土地借料を除いた金額である。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
<29> 契約の適正化に係る実施状況	○契約監視委員会の開催 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日付け総務大臣決定）を踏まえ、令和 6 年度契約監視委員会を開催し、令和 5 年度「調達等合理化計画自己評価（案）」及び令和 6 年度「調達等合理化計画（案）」を点検した。また、令和 5 年度の「競争性のない随意契約」についての事後承認及び 2 か年又は 2 回連続して一者応札・応募となった契約の対応策についての意見の具申がなされた。 併せて、令和 5 年度に発注した建設工事等の審査等を行った（令和 6 年 5 月 29 日）。 ○契約件数及び契約金額の状況 （注）計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。 ○調達等合理化計画に係る実施状況 ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日付け総務大臣決定）に基づき、「令和 6 年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」を策定し、機構ホームページにおいて公表するとともに文部科学大臣に報告した（令和 6 年 6 月 28 日）。 ・令和 6 年度調達等合理化計画に対する取組内容及び実績は次のとおり。 (1) 重点的に取り組むべき分野 一者応札・応募に関する調達 ・目標	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・契約監視委員会を開催して「調達等合理化計画」等に関する PDCA を実施したことは、契約の適正化に資するという観点から評価できる。 ・積極的に一般競争入札等の推進を図ったこと、一者応札・応募の原因把握・分析に向けた聴き取りを行ったこと及び公告期間の見直しによって公告期間を十分に確保するよう努めたことは評価できる。 ・マニュアル等を随時チェックしていること、全職員に対する会計コンプライアンス研修を実施したこと及び職員のスキル向上に取り組んでいることは、契約の適正化及び効率化のための積極的な取組として評価できる。	＜評定に至った理由＞ 中期計画における所期の目標を達成していると認められる。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －	

区分	令和 6 年度実績		(参考) 令和 5 年度実績	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
競争性のある契約	(75.9%) 221	(81.1%) 11,174,057	(75.9%) 246	(86.4%) 16,980,390
競争入札等	(61.9%) 180	(75.0%) 10,323,240	(64.8%) 210	(65.2%) 12,814,424
企画競争、公募	(14.1%) 41	(6.2%) 850,817	(11.1%) 36	(21.2%) 4,165,966
競争性のない随意契約	(24.1%) 70	(18.9%) 2,598,565	(24.1%) 78	(13.6%) 2,678,262
合計	(100.0%) 291	(100.0%) 13,772,623	(100.0%) 324	(100.0%) 19,658,652

		一者応札・応募となった原因の把握及び分析に努める。また、前回一者応札・応募となった契約については、公告期間の十分な確保に努める。 ・目標達成に向けた取組内容 一者応札・応募となった契約のうち、複数者に入札資料を配付した全ての契約で理由の聴き取り（57 件）を行い、次回以降の契約の改善に努めた。 前回の契約において一者応札・応募となった契約については、可能な限り公告期間の十分な確保に努め、前回よりも日数を確保した（前回：16.69 日間、今回 16.97 日間）。 (2) 調達に関するガバナンスの徹底 ①随意契約に関する内部統制の確立 令和 6 年度に新たに競争性のない随意契約を締結した案件は 5 件であった。これらについては、契約事務取扱細則に規定された「随意契約によることができる場合」との整合性を確認し、監査部門の事前点検等による随意契約に関する内部統制の確立を目的として事前に機構内監査部門に報告し点検を受け、承認を得たうえで随意契約を締結した。 ②不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組 ・不祥事発生を未然に防止するための取組 調達担当職員は、調達に関する業務マニュアル及び内部チェックマニュアルに基づく契約事務を確実に実施するとともに、外部の研修会への参加により、職員のスキル向上に取り組んだ。上記取組により、不祥事の発生を未然に防止しているところではあるが、更なる充実を図るため、マニュアル等の内容について逸脱がないか、下記の観点より随時、チェックを行った。チェックの結果、不祥事の発生を未然に防止する観点から改訂等を行ったマニュアルはなかった。 ［チェックの観点］ ・法律や規程等の改正による手続の変更。 ・他法人において発生した不祥事の事例の原因・対応等の調査。その結果、同様の事例が機構で発生した場合に既存マニュアル等で対応できるかの検証。 ・各職員が既存マニュアル等の内容をチェックし、改善点等について相互確認。また、調達に係る事務手続きとルールの徹底を図るため、全職員に対する会計コンプライアンス研修を実施。 ・不祥事発生時の対応と再発防止のための取組 万一、調達業務において不祥事が発生した際には、直ちに当該調達に係る調査委員会（調達の規模や案件の重要性に応じて内部又は第三者により構成）を設置し、原因を究明するとともに、今後の対応策を検討し、必要な措置を講ずることとしているが、令和 6 年度において、不祥事の発生はなかった。 ○共同調達等の実施 効果的かつ効率的な業務運営を図るため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとしており、共有事務所を有する駒場事務所において、公益財団法人日本国際教育支援協会等と共同で施設の管理運営を実施した。また、コピー用紙の調達については独立行政法人大学入試センターと共同で実施した。		

		○契約に関する情報の公表 ・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づき、令和 6 年度に締結した公益法人等に対する会費支出の状況を公表した。 ・「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日財務大臣から各省各庁の長宛財計第 2017 号）に基づき、令和 6 年度に締結した契約について、競争契約（総合評価及び政府調達を含む一般競争入札）及び随意契約（企画競争、公募、随意契約（不落随意契約を含む））別に区分し、機構ホームページにおいて毎月公表した。 ・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づき、令和 5 年度に係る公益法人に対する支出に係る見直しを行った結果を機構ホームページにおいて公表した。		

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―２	組織の効果的な機能発揮		
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
<30> 組織改善、事業実施体制の構築状況	給付奨学金における、多子世帯や理工農系の学生等への支援拡大に対応し、効果的・効率的に業務を実施するため、人員配置の見直しを行った。 また、第４期教育振興基本計画等の国の方針を踏まえ、日本への留学推進のための方策に係る企画立案や情報の収集分析、関係機関との連携及び連絡調整等を実施するため、日本留学推進課を設置した。	〈評定〉　B 〈評定根拠〉 求められた状況に応じて、的確・効果的かつ効率的な事業実施体制の構築を図ったことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 中期計画における所期の目標を達成していると認められる。 ＜今後の課題＞ ― ＜その他事項＞ ―	

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―３	情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善		
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
<31> 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善状況	○情報システムの適切な整備及び運用 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO（Portfolio Management Office の略）の設置等体制の整備、情報システムの適切な整備及び管理を実施すべく、以下の対応を行った。 ・機構役職員に周知した PMO 体制及び関連情報等のうち、資料の最新化を行った（令和 6 年 4 月、7 月）。 また、デジタル庁のデジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）を踏まえて情報システムの適切な整備及び管理を実施することについて、機構役職員に再周知した（令和 6 年 10 月）。 ・情報システム台帳の更新を随時行うとともに、年 1 回棚卸しを実施し、各課等における情報システムを把握し、情報システムの整備及び管理を適切に実施した。 ・年 1 回の棚卸しが適切に行えるよう情報システム台帳	〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・情報システムの整備及び管理のため、資料を最新化し、機構役職員に周知したことは評価できる。 ・情報システム台帳の棚卸が適切に行えるよう、情報システム台帳管理要領を見直し、機構役職員に周知したことは評価できる。 ・業務改善に向けた検討や取組を進めたことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 中期計画における所期の目標を達成していると認められる。 ＜今後の課題＞ ― ＜その他事項＞ ―	

		管理要領について、情報セキュリティ対策基準の改定及びこれまで提出された情報システム台帳の不備や質問内容を踏まえ、改定を実施。併せて情報システム台帳の様式及び記入例の見直しを行い、機構役職員へ周知した（令和６年９月）。 〇業務処理方法の改善状況 ・業務の効率化等に資する提案を組織内で広く募集し、全職員向けの研修においてオンラインシステムを活用する等、実現可能なものについて実施し、業務改善を図った。 ・学校照会等連携システムへの学校からの問合せ機能の追加により学校からの照会方法を多様化させ、業務改善を図った（令和６年６月）。		

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―４	適切な情報の発信、調査分析等の推進		
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

注）削減対象となる一般管理費は、決算報告書の一般管理費のうち、人件費、公租公課及び土地借料を除いた金額である。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
<32> 適切な情報の発信、調査分析等の実施状況	○組織全体に関する広報 (1)報道対応 報道機関に対し、各種制度の募集情報や災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用等について、プレスリリースを 25 件行い、迅速な情報提供に努めた。 (2)ホームページの運営 ・JASSO サイトの Web アクセシビリティ試験を実施し、結果を公表するとともに（令和６年４月）、結果に基づきサイトの改善を行った。 ・ホームページの更新作業を迅速に行い、利用者の利便性の向上に努めた。 〈ホームページ年間アクセス件数〉 令和６年度：121,340,498 件 （参考）令和５年度：122,893,842 件 前年度比：98.7% (3)SNS の活用 ・「JASSO 概要」の要素を踏まえ、YouTube での視聴に適した媒体として、組織紹介のショート動画を制作した。 ・学生等に対し、各種支援情報をより一層迅速・広範に周知するため、JASSO 公式 X（旧 Twitter）でホームページの更新に合わせた投稿を行った。 〈JASSO公式X（旧Twitter）投稿件数〉 令和６年度：248 件 （参考）令和５年度：209 件 前年度比：118.7% (4)論説委員等との懇談会 学生等に必要な情報を届けるためには報道機関の理解と協力を得ることが重要であることから、論説委員及び解説委員と機構役員との懇談会を開催。第５期中期目標期間の主な取組事項について説明の上、意見交換を行い、事業の理解促進に努めた。 ○意見専用フォームの運用 ホームページ上で運用している意見専用フォームに投稿された意見について、役員及び各部等の長が出席する経営管理会議及び経営管理会議業務報告部会で報告するとともに、意見と機構の対応状況をホームページに掲載し、疑問点の解消を行っ	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・報道機関に対し、各種制度の募集情報や災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用等について、迅速に情報提供を行ったことは評価できる。 ・ホームページの更新を迅速に行い、利便性の向上に努めたことは評価できる。 ・SNS を活用し、情報の周知に努めたことは評価できる。 ・論説委員等との懇談会を実施し、機構事業の理解促進に努めたことは評価できる。 ・意見専用フォームに寄せられた意見等について、機構の対応状況をホームページに掲載し、疑問解消などを行ったことは評価できる。 ・学生生活調査、高等専門学校生生活調査及び専門学校生生活調査については、継続調査として着実に実施したことは評価できる。また、改善を行い肯定的な反応を得られたことは評価できる。 ・各自治体等の奨学金制度に関する情報収集を引き続き行い、ホームページの掲載情報を更新	＜評定に至った理由＞ 中期計画における所期の目標を達成していると認められる。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －	

		た。 奨学金制度の各種手続に関する疑問例としては、インターネット専業銀行からの口座振替、メール・スカラネットを用いた問合せ方法などがあった。 ○学生支援に関する調査・分析・研究の実施 (1)学生生活調査等【再掲】 ・学生の生活状況を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、「学生生活調査」を、高等専門学校（4、5年次）及び専修学校（専門課程）の学生・生徒を対象に「高等専門学校生生活調査」及び「専門学校生生活調査（「専修学校生生活調査」を名称変更）を隔年で実施している。 令和6年度は、学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、調査票を決定し、令和6年11月～令和7年1月に実施した。 ・前回調査（令和4年度）の学生及び学校担当者のアンケート及び外部委託による調査システムの機能の検証結果を踏まえ、より回答しやすい設問順や回答構成とする見直し及び学校担当者向け手引書の改善を行った。また学生生活調査実施検討委員会の検討による設問の改善等を反映させた結果、令和6年度調査の学生アンケートにおいて、回答しやすい等、肯定的な回答が多く寄せられた。 (2)奨学金事業に関する情報収集 大学、地方公共団体、奨学金事業実施団体が行う奨学金制度に関する情報収集を引き続き行い、ホームページの掲載情報を更新した。 (3)留学生に関する調査 留学生政策に関する基礎資料を得ることを目的として、以下の調査を実施した。 ①私費外国人留学生生活実態調査 私費外国人留学生に対し、日本での生活に関するアンケート調査を令和5年度に実施し、収集した回答の集計結果を令和6年10月に公表した。 ②外国人留学生在籍状況調査 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関における外国人留学生の在籍状況（令和6年5月1日現在）を把握するため実施した。 ③その他調査 留学生交流の現状把握及び留学情報提供機能の強化等に役立てるため、以下の調査を実施した。 ・日本人学生留学状況調査 ・短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査 ・外国人留学生年間受入れ状況調査 ・外国人留学生進路状況調査	したことは、評価できる。 ・留学生に関する各種調査を確実に実施し、留学生政策の基礎資料及び経年比較による留学生交流の現状把握に資する調査結果を、一般に公表したことは評価できる。	

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―１	収入の確保等、寄附金の活用		
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

<table>
<tr><td colspan="5">３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価</td></tr>
<tr><td colspan="5">中期目標、中期計画、年度計画</td></tr>
<tr><td rowspan="2">主な評価指標等</td><td colspan="2">法人の業務実績・自己評価</td><td colspan="2">主務大臣による評価</td></tr>
<tr><td>業務実績</td><td>自己評価</td><td>評定</td><td>B</td></tr>
<tr><td></td><td><33>収入の確保等の状況【B】

<34>寄附金事業の実施状況【B】</td><td>〈評定〉　B

〈評定根拠〉
各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。</td><td colspan="2">＜評定に至った理由＞
中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

＜今後の課題＞
－

＜その他事項＞
－</td></tr>
<tr><td><33> 収入の確保等の状況</td><td>○外部資金の獲得
(1)学生支援寄附金
・ホームページでの周知、奨学金返還開始時に配付する「返還のてびき」や特に優れた業績による「返還免除認定通知」及び返還完了時に発送する「返還完了通知」への「寄附金募集のご案内」の掲載など、寄附金募集に係る広報を行った。
・寄附者への感謝の気持ちを広く表明するため、一定額以上の寄附者の法人名又は個人名を寄附者の意向に応じて機構ホームページに公表した。
・個人からの継続的な寄附及び多様な寄附受入方法を維持するため、平成 29 年 11 月より導入したオンライン寄附システムを引き続き運用した。
上記の取組により、寄附金の受入れは下表のとおりとなった。

〈学生支援寄附金の受入状況〉
<table><tr><td>区分</td><td>令和６年度</td><td>（参考）令和５年度</td></tr><tr><td>件数</td><td>3,061 件</td><td>2,799 件</td></tr><tr><td>金額</td><td>1,117,995,170 円</td><td>3,530,949,736 円</td></tr></table>
(2)「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金
令和 6 年度は、目標とする寄附金の獲得に目処が立つまでの第 1 四半期を中心にグローバル人材育成部及び文部科学省幹部等により、企業等と面談（一部はオンラインで実施）し、新規訪問企業・団体 10、訪問済企業・団体 8 に対する寄附金募集活動を行った。合計 1,581 件の民間企業・団体からの支援が決定し、合わせて計 1,164,769,568 円の寄附金収入があった。</td><td>〈評定〉　B

〈評定根拠〉
・学生支援寄附金の獲得のため、奨学金返還者等への周知を図ったことは評価できる。
・一定額以上の寄附者を公表するとともに、オンライン寄附システムの運用により継続寄附の利便性を維持し、寄附金獲得に努めたことは評価できる。
・「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金の募集を積極的に実施し、第 2 ステージの原資</td><td colspan="2">＜今後の課題＞
―

＜その他事項＞
・グローバル人材育成コミュニティのために多額の寄付金を確保したことは良い取組と考えられる。</td></tr>
</table>

個人寄附については、定期的な高額寄附に加えてオーナー企業や財団等への訪問に力を入れたほか、個人の篤志家による 3.3 億円の寄附があり、令和 5 年度と比較して大幅に増加した。また、オンライン個人寄附者に対し、公式イベントの案内やオンラインでの報告を重ねた結果、オンライン寄附額は過去最高値を更新した。
これらにより、第 2 ステージの原資獲得に向けた一定の目処が立った。

【再掲】
〈「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金受入状況〉

区分	令和 6 年度	(参考)令和 5 年度
件数	1,581 件	1,661 件
金額	1,164,769,568 円	1,219,199,281 円

○自己収入の確保
(1)日本留学試験
日本留学試験については、受験希望者への広報や大学等への利用促進を図ることにより収入確保に努めた。

(2)日本語教育センター
令和 6 年度における学生受入数は令和 5 年度に比べ東京日本語教育センターで 21 人（10.3%）の増、大阪日本語教育センターで 5 人（3.9%）の減となった。

(3)留学生宿舎
留学生宿舎については、大学による配分方式の利用、推薦方式の推進などにより収入の確保に努めた。
〈自己収入〉

区分	令和 6 年度	（参考）令和 5 年度
日本留学試験	816,621 千円	738,926 千円
日本語教育センター	373,677 千円	350,759 千円
留学生宿舎	565,518 千円	584,847 千円

○適正な財務管理
(1)財投機関債の発行
奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資金の確保に努めた。

〈財投機関債発行額〉

発行年月日	発行額
令和 6 年 6 月 7 日	300 億円
令和 6 年 9 月 9 日	300 億円
令和 6 年 11 月 7 日	300 億円
令和 7 年 2 月 6 日	300 億円
計	1,200 億円

を確保すべく、民間企業・団体及び個人から寄附金収入を上げ、個人寄附拡大の取組及びきめ細かなフォローに留意し、大口個人寄附獲得に努めたことは評価できる。

なお、財投機関債発行に関連して、格付機関による発行体格付の状況は以下のとおりである。

〈発行体格付の状況〉

区分	令和６年度	（参考）令和５年度
日本格付研究所（JCR）	AAA	AAA
格付投資情報センター（R&I）	AA＋	AA＋

(2) 民間資金借入額実績（年度末残高）
1,580 億円

○保有資産の有効活用
居室の有効活用を行うため、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の両会館について、積極的な大学推薦方式による入居者募集を行った。
年間入居率は、東京国際交流館では 1.0 ポイント、兵庫国際交流会館では 1.7 ポイント、令和５年度より減少した。会館全体の入居率も、令和５年度より 1.1 ポイント減少した。

〈国際交流会館等入居率〉

会館名	令和６年度	（参考）令和５年度
東京国際交流館	92.2%	93.2%
兵庫国際交流会館	82.3%	84.0%
会館全体の入居率	90.3%	91.4%

<34> 寄附金事業の実施状況

○学生支援寄附金の受入れ【再掲】
・ホームページでの周知、奨学金返還開始時に配付する「返還のてびき」や特に優れた業績による「返還免除認定通知」及び返還完了時に発送する「返還完了通知」への「寄附金募集のご案内」の掲載など、寄附金募集に係る広報を行った。
・寄附者への感謝の気持ちを広く表明するため、一定額以上の寄附者の法人名又は個人名を寄附者の意向に応じて機構ホームページに公表した。
・個人からの継続的な寄附及び多様な寄附受入方法を維持するため、平成 29 年 11 月より導入したオンライン寄附システムを引き続き運用した。
上記の取組により、寄附金の受入れは下表のとおりとなった。

〈学生支援寄附金の受入状況〉

区分	令和６年度	（参考）令和５年度
件数	3,061 件	2,799 件
金額	1,117,995,170 円	3,530,949,736 円

○JASSO 災害支援金
・自然災害等により、学生等又はその父母等が居住する住宅が半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生等に対し、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続するための支援として、JASSO 災害支援金（1 人 10 万円）を支給した。
・災害救助法適用時の緊急採用・返還期限猶予制度等を案内するプレスリリースや X（旧

〈評定〉 B

〈評定根拠〉
・寄附金事業について奨学金返還者等への周知を図るなど寄附金獲得拡大に努めたことは評価できる。
・一定額以上の寄附者を公表するとともに、オンライン寄附システムの運用により継続寄附の利便性を維持し、寄附金獲得に努めたことは評価できる。
・災害救助法適用時に、速やかに

＜今後の課題＞
・学生支援寄附金の受入れ状況において、令和６年度が前年度より大幅に減額となっているのは、おそらく前年度に特殊事情（大口の寄付者・団体等）があったためだと想像するが、この表のみでは、令和６年度の減額理由がわからない。最低限の目標値を記載することは適切ではない

Twitter）等に、併せて JASSO 災害支援金の案内を行い、周知に努めた。

〈JASSO災害支援金　支給状況〉

区分	令和 6 年度	（参考）令和 5 年度
支給人数	708 人 （うち留学生 4 人）	397 人 （うち留学生 4 人）
支給総額	7,080 万円 （うち留学生 40 万円）	3,970 万円 （うち留学生 40 万円）

○児童養護施設等の生徒への受験料等支援

社会的養護のもとで育った生徒が大学等への進学を諦めることのないようにするため、児童養護施設等に在籍する生徒で、大学等への進学を希望し、大学等を受験する者に対する受験に要する諸費用の支援として 1 人 20 万円を支給した。

〈児童養護施設等の生徒への受験料等支援　支給状況〉

区分	令和 6 年度	（参考）令和 5 年度
支給人数	761 人	734 人
支給総額	15,220 万円	14,680 万円

JASSO 災害支援金の制度を周知し、支援金を支給したことは評価できる。

・児童養護施設等の生徒に対し、受験料等の支援を行ったことは評価できる。

のかもしれないが、少し補足があればよいものと考えられる。

＜その他事項＞

－

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―２	予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理		
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標、中期計画、年度計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	評定　B
<35>予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理の実施状況	○令和６年度予算 （単位：百万円）	〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・適切に予算と実績を管理し、予算を計画的に執行したことは評価できる。 ・独立行政法人会計基準に従って貸倒引当金を計上したことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 中期計画における所期の目標を達成していると認められる。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	975,114	891,534	△83,580
運営費交付金	16,604	16,604	－
育英資金返還免除等補助金	3,696	3,696	－
学資支給金補助金	257,336	152,825	△104,511
留学生交流支援事業費補助金	8,896	9,323	426
奨学金業務システム開発費補助金	－	2,940	2,940
施設整備費補助金	－	3,123	3,123
受託収入等	－	127	127
寄附金収入	1,322	1,277	△44
貸付回収金	892,831	901,575	8,744
貸付金利息等	22,182	22,072	△110
政府補給金	112	104	△8
事業収入	923	928	6
雑収入	2,866	3,330	463
計	2,181,883	2,009,459	△172,424
支出			
奨学金貸与事業費	855,280	823,834	31,445
一般管理費	2,180	2,328	△148
うち、人件費（管理系）	1,097	1,231	△134
物件費	1,083	1,097	△14
業務経費	17,119	17,955	△836
うち、人件費（事業系）	4,108	3,825	283
物件費	13,011	14,130	△1,119
特殊経費	1,094	768	326
借入金等償還	951,601	997,944	△46,343
借入金等利息償還	29,530	26,187	3,343
学資支給基金補助金経費	14	7	7
学資支給金補助金経費	257,336	150,003	107,333
奨学金業務システム開発費補助金経費	－	3,260	△3,260
施設整備費	－	3,123	△3,123

留学生交流支援事業費補助金経費	8,896	7,642	1,254
受託経費等	－	127	△127
寄附金事業費	1,322	1,277	44
計	2,124,372	2,034,455	89,917

（注）各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

○令和６年度収支計画

（単位：百万円）

区分	計画	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	340,262	232,734	107,528
業務経費	331,781	225,175	106,606
寄附金事業費	1,321	1,277	44
一般管理費	2,908	3,055	△147
減価償却費	4,252	3,226	1,026
臨時損失	1	0	1
収益の部			
経常収益	340,408	231,982	△108,426
運営費交付金収益	15,603	15,368	△235
施設費収益	142	202	60
自己収入	25,980	26,221	241
受託収入	－	27	27
寄附金収益	1,321	1,333	11
補助金等収益	293,215	186,096	△107,119
賞与引当金見返に係る収益	395	389	△6
退職給付引当金見返に係る収益	181	△171	△352
資産見返負債戻入	3,570	2,376	△1,194
財務収益	0	141	141
臨時利益	1	0	△1
純利益	146	△752	△897
前中期目標期間繰越積立金取崩額	5	752	747
総利益	151	0	△151

（注）各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

○令和６年度資金計画

（単位：百万円）

区分	計画	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△3,499,286	△3,497,384	1,902
奨学金貸与	△855,280	△823,834	31,445
奨学金給付	△257,351	△150,010	107,340
人件費支出	△5,335	△4,971	364
短期借入金の返済による支出	△1,375,000	△1,462,645	△87,645
長期借入金の返済による支出	△951,601	△997,944	△46,343
支払利息	△29,530	△26,187	3,342
寄附金事業による支出	△1,222	△1,270	△49
その他の業務支出	△23,342	△24,636	△1,294
政府受託収入の精算による返還金の支出	－	△7	△7
国庫補助金の精算による返還金の支出	－	△4,837	△4,837
国庫納付金の支払額	△627	△1,042	△415
投資活動による支出	△4,034	△5,058	△1,024
財務活動による支出	△770	△775	△5
次年度への繰越金	378,191	274,473	△103,718
資金収入			
業務活動による収入	3,557,199	3,469,767	△87,432
運営費交付金による収入	16,604	16,604	－
政府補給金による収入	112	104	△8
国庫補助金による収入	270,754	168,730	△102,024
貸付回収金による収入	892,831	901,523	8,692
学資金支給金の回収による収入	99	90	△9
短期借入による収入	1,375,000	1,462,645	87,645
長期借入による収入	974,943	891,359	△83,584
貸付金利息	22,182	22,099	△83
その他の業務収入	3,903	4,326	423
寄附金による収入	771	2,287	1,516
投資活動による収入	3,119	32,023	28,905
財務活動による収入	－	－	－
前年度からの繰越金	321,962	275,898	△46,064

（注）各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

		○短期借入金の調達状況 学資貸与金の財源とするための短期借入金の借入残高の最大額は5,038億円であった。 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の実績はなかった。 ○剰余金の活用状況 令和6年度に剰余金の使用実績はなかった。 ○中期目標の期間を超える債務負担の状況 － ○積立金の利用状況 第4期中期目標期間より実施している市谷事務所再整備事業等に充当し、752百万円を取り崩した。 ○債権管理の状況 独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行った。 ○貸倒引当金の計上 引当金については、学資金貸与事業における適切な債権管理を実施するために、独立行政法人会計基準に従った債務者区分に基づく算定方法により計上した。 〈令和6年度決算額〉 ・第一種　392億円 ・第二種　1,074億円		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ―１	内部統制・ガバナンスの強化		
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
<36> 内部統制・ガバナンスの強化の状況	○内部統制・ガバナンスの強化の状況 (1)事業運営への外部有識者の参画 外部有識者により組織される運営評議会（令和 6 年 12 月 11 日）を開催し、「JASSO の第 5 期中期目標期間の取組について」を議題に、取組の現状や課題に対して、高度な見識と知見に基づく客観的な助言をいただいた。 (2)外部評価の実施 ①外部有識者の意見を踏まえた自己評価の実施 第 4 期中期目標期間業務実績・自己評価案及び令和 5 年度業務実績・自己評価案を取りまとめ、外部有識者で構成される令和 6 年度独立行政法人日本学生支援機構評価委員会（令和 6 年 6 月 10 日）を開催し、意見聴取を実施した。 その後、理事会における審議を経て決定した「第 4 期中期目標期間業務実績等報告書」及び「令和 5 年度業務実績等報告書」並びに「第 4 期中期目標期間見込業務実績・令和 4 年度業務実績に関する評価を踏まえた業務運営の改善等への反映状況」を文部科学大臣に提出（令和 6 年 6 月 27 日付け）するとともに、評価委員会の意見と合わせて機構ホームページにて公表した。 ②評価結果の事業の改善への活用及び中期計画・年度計画進捗管理 業務実績に関する評価の結果をフィードバックした上で、令和 6 年度上半期の中期計画・年度計画の進捗状況や課題、評価結果の反映状況等について、各部署に詳細を確認し、上半期終了時点で計画達成が困難な事項がなかったことを確認した。進捗状況等の取りまとめ結果は、経営管理会議及び経営管理会議業務報告部会において報告した。 (3)理事会等によるガバナンスの確保 ①会議の運営 以下のとおり、重要事項について審議、報告及び決定等を行う会議を運営した。 ｉ理事会 機構の重要な方針及び施策に関し、理事長が必要と認める事項について適時理事会を開催し、審議を行った（理事長、理事長代理及び	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 （1）について ・外部有識者からなる運営評議会を開催し、機構の事業に関する重要事項について助言を得たことは評価できる。 （2）について ・外部有識者により構成される評価委員会において業務実績等に関する意見等を聴取し、厳格かつ客観的な評価の実施に努めたことは評価できる。 ・評価結果の反映状況等に留意して業務の進捗状況を確認したことは評価できる。また、中期計画・年度計画の進捗状況や課題を確認し、役員及び各部等の長が出席するに経営管理会議等おいて報告したことは、ガバナンスの観点から評価できる。 （3）について ・重要な施策の審議・決定や実施状況の報告が理事会及び経営管理会議等において行われるなど、理事長が内部統制の現状を把握していることから、適切なガバナンスが確保されていると評価できる。 （4）について ・リスク管理委員会を開催するとともに、リスク対応に	＜評定に至った理由＞ 中期計画における所期の目標を達成していると認められる。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －	

		理事が出席)。 ⅱ経営管理会議 ・経営管理会議を原則として毎月2回開催し、機構の重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組に関し、理事長が必要と認める事項について、審議等を行い、必要に応じて改善策を指示した(役員、政策企画部長、総務部長及び財務部長が出席)。 ・経営管理会議業務報告部会を原則として毎月1回開催し、各部等における業務に関し、理事長が必要と認める事項について、報告を行った(役員及び各部等の長が出席)。 ・経営管理会議資料等については、一部の取扱注意となる資料を除いて、会議後にグループウェアを通して全職員に共有した。 ・経営管理会議等における報告等の内容については、各部等における部門会議や筆頭課長会議を通じて周知を図り、業務の進捗状況や懸案事項についての問題意識の共有及び各課等における業務改善に向けた取組の実施に努めた。 ②重要事項の審議・決定 ⅰ予算配分・決算 ・予算については、理事長決定の予算編成方針に基づき、各予算責任者が作成した予算執行計画を財務部が取りまとめ、理事会での審議を経て理事長が決定した。 また、第3四半期において、それまでの事業実施の状況や年度末までの見通しを踏まえ、予算の見直しを行った。 ・令和5年度決算において作成した財務諸表については、理事会での審議を経て理事長が決定した。その後、文部科学大臣へ承認申請を行い、令和6年8月9日付けで承認を受けた。 ⅱ組織改編 中期計画の達成及び年度計画の着実な実施に向けて、組織改編に係る各部署からの要望を踏まえた役員による審議を経て、令和7年度における組織改編を理事長が決定した。 ⅲ中期計画・年度計画 ・令和7年度以降の修学支援新制度において、新たに授業料等減免の対象となる多子世帯の学生等について、大学等に対する情報提供などによる支援を行う予定であることから、中期計画の変更について理事会における審議を経て理事長が決定し、令和7年3月31日付けで文部科学大臣に認可申請を行った。 ・令和7年度計画及び定量的指標の計画値について、理事会における審議を経て理事長が決定した。令和7年度計画については、令和7年3月31日付けで文部科学大臣に届出を行い、機構ホームページにて公表した。	係る計画の策定・実施の取組を確実に実行したことは評価できる。また、金融業務(奨学金事業)に係る内部ガバナンスの高度化を図りつつ、リスク管理を推進したことは評価できる。 (5)について ・コンプライアンスに対する職員の理解を深めるための研修を実施するとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し周知するなど、積極的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。また、研修に係る方針及び計画に基づく研修を行ったことは、機構の事業の適切な運営に資するという観点から評価できる。 (6)について ・業務部門から独立した検査室において、内部監査の実施方針を定めた上で、それに基づいて計画的に業務監査、会計監査、自己査定監査、法人文書監査を実施し、その結果を関係部署にフィードバックしたことは評価できる。また、監査結果についてフォローアップを実施したことは評価できる。	

		ⅳ業務実績評価【再掲】 第 4 期中期目標期間業務実績・自己評価案及び令和 5 年度業務実績・自己評価案を取りまとめ、外部有識者で構成される令和 6 年度独立行政法人日本学生支援機構評価委員会（令和 6 年 6 月 10 日）を開催し、意見聴取を実施した。 その後、理事会における審議を経て理事長が決定した「第 4 期中期目標期間業務実績等報告書」及び「令和 5 年度業務実績等報告書」並びに「第 4 期中期目標期間見込業務実績・令和 4 年度業務実績に関する評価を踏まえた業務運営の改善等への反映状況」を文部科学大臣に提出（令和 6 年 6 月 27 日付け）するとともに、評価委員会の意見と合わせて機構ホームページにて公表した。 ③改正独立行政法人通則法に基づく内部統制システムの整備 内部統制の状況を把握するため、内部統制担当役員と職員との面談を行った（令和 7 年 1 月下旬に実施）。 (4)リスク管理の推進 ①金融業務（奨学金事業）に係るリスク管理 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及び「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」（平成 27 年 2 月 12 日財務省理財局長通知）における金融業務のリスク管理に関する指摘等を踏まえ、経営管理会議での報告等によるモニタリング、金融検査マニュアルを参照したチェックリストに基づくリスクの洗い出し・評価の実施により、金融リスク（信用リスク、自己査定リスク、金利リスク、流動性リスク）管理を推進した。 ②機構の組織全体を対象としたリスク管理 令和 6 年度の優先対応リスクとした「人材に関するリスク」について対応計画を策定し、対応を推進した。また、金融リスクと同様に、リスクの洗い出し・評価を実施することにより、リスク管理を推進した。 ③リスク管理委員会の開催 リスク管理を適切に実施するため、リスク管理委員会を開催し（令和 7 年 3 月）、上記(1)及び(2)の状況を踏まえて、令和 7 年度のリスク管理実施計画を策定した。 (5)コンプライアンスの推進 ①コンプライアンス・プログラムの策定 コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会（外部有識者 1 人を含む 21 人の委員で構成）の審議・承認を得て		

		「令和６年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、研修資料としての配付やグループウェアの掲示板での掲示により、役職員への周知を図った。 ②コンプライアンス職員研修 「第 5 期中期目標期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」（令和６年３月 19 日策定）及び「令和６年度コンプライアンス職員研修の計画」に基づき、以下のとおり職員研修を実施した。 ⅰコンプライアンス・ハラスメント防止・情報セキュリティ研修 コンプライアンスに係る更なる意識の向上を図るため、令和 6 年 10 月 1 日～10 月 31 日の間に、課長補佐級の職員並びに首都圏以外の支部及び大阪日本語教育センターに勤務する職員（117 人）を対象に、研修用動画の視聴及び関係資料の配付により研修を実施した。 ⅱ新入職員等（非常勤職員・派遣職員を含む）研修 新入職員等（78 人）に対して、採用の都度研修を実施し、コンプライアンスに係る理解の促進を図った。 (6)内部監査の実施 「第５期中期目標期間における内部監査の実施方針について」（令和６年３月 26 日理事長決定）を踏まえ、令和６年度内部監査実施計画を策定し、機構内の特定課題を調査し、課題改善につなげることを目的に、以下の内部監査を実施した。 ①業務監査（令和６年６月～令和７年１月） ⅰ調査業務（外国人留学生在籍状況調査、学生生活調査、障害のある学生の修学支援に関する実態調査）について 機構が実施する調査の結果は、学生支援の検討に当たり重要な資料となることから、調査の実施方法等が適切であるか等について留学情報課、学生支援企画課、障害学生支援課に対して監査を実施した。 ⅱ個人信用情報機関の活用 機構が加盟している全国銀行信用情報センターへの個人信用情報の登録件数の増加に加え、令和 2 年度に実施した監査においてシステム化など引き続き確認が必要な部分があったことから、改めて返還促進課に対して監査を実施した。 ⅲ支部の法的処理、法人文書の管理状況、情報セキュリティ管理及び個人情報保護 東北支部及び近畿支部に対して、法的処理業務等の管理状況における業務とマニュアルへの準拠性、個人情報保護体制、法人文書管理		

		の状況及び事務所のセキュリティ管理の状況について監査を実施した。 ②会計監査（令和 6 年 9 月～令和 7 年 1 月） 支部の会計処理について、近畿支部（令和 6 年 11 月）、東北支部（令和 6 年 12 月）における、小口現金の出納事務、切手印紙等、固定資産の管理状況、委託契約に基づく履行管理の状況等について、ヒアリング及び現物実査による監査を実施した。 ③自己査定監査（令和 6 年 5 月～9 月） 「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「貸倒引当金定の算定及び償却処理業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」、「新たに『実質破綻先』、『破綻先』に移行した債権及び『実質破綻先』、『破綻先』から改善された債権の債務者区分の設定処理」、「債務者の回収の危険性の度合いに応じた債務者区分の設定処理」について、奨学事業戦略課及び法務課に対して監査を実施した。 ④法人文書監査（令和 6 年 5 月～10 月） 法人文書の管理状況について総務課が点検を行った際の資料の提出を求め、それを踏まえて照会を行うとともに、文書管理規程、マニュアル等と業務処理の状況及び法人文書ファイル管理簿を中心に監査を実施した。 ⑤個人情報保護監査（令和 6 年 10 月～令和 7 年 3 月） 個人情報ファイル簿の公表・更新状況、本部・青海事務所（駒場事務所の留学生事業部留学試験課を含む。以下同じ）・東京日本語教育センターにおける特定個人情報についての対応状況、本部・青海事務所・東京日本語教育センターにおける個人情報を含む外部委託の実施状況を対象に監査を実施した。監査結果は、個人情報総括保護管理者へ報告した。 ⑥情報セキュリティ監査（令和 6 年 10 月～令和 7 年 3 月） 情報セキュリティ対策に係る関係規定の妥当性及びその実施状況を網羅的に把握・評価するため、情報部に対しては情報セキュリティ対策基準や情報システム台帳の整備状況やリスクアセスメントの進捗状況等について、東銀座事務所以外に所在する首都圏事務所（関東甲信越支部を除く）の各部署に対しては、情報取扱区域のクラス設定状況や各部署で所管する情報システムに係る ID 管理等について監査を実施した。監査結果は、最高情報セキュリティ責任者へ報告した。 なお、上記①～⑥の各監査の結果については、関係部署に通知し、		

		経営管理会議又は同業務報告部会において理事長等へ適時報告を行った。 ⑦監査結果のフォローアップ 令和５・６年度の内部監査において改善の検討を求めた指摘事項については、対象部署に取組状況に関する書面の提出を求め、対象部署における内部監査結果のフィードバック及び指摘事項に対する改善が実施されていることを確認することでフォローアップを実施した。 ・令和５年度業務監査「支部の法的処理等」（令和６年４月） ・令和６年度法人文書監査「法人文書の管理状況」（令和７年３月）		

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－４　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（その他の業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ―２	個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
<37> 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の実施状況	○個人情報保護研修の実施 (1)全役職員、派遣職員・委託業者（※）対象（令和6年8月19日～9月6日） 個人情報を管理する独立行政法人の職員として必要な知識を修得するとともに、個人情報保護に係る意識の向上を図り、個人情報漏えい等事案に対する危機意識を再認識させるため実施した。テキストによる自習後、内容の確認テストを実施し、成績の思わしくない者に対しては、個人情報保護管理者等により追加の指導を行った（受講者 963 人、うち追加指導者5人）。 ※派遣職員・委託業者については、契約上可能な者は受講必須、それ以外の者は教材等を提供し参加を勧奨。 (2)個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者対象（令和7年2月12日～2月28日） 個人情報保護管理者等がその役割と責務を理解し、漏えい事案等発生時の対応や効果的な安全管理措置について再確認し、現場における保有個人情報の管理を適切に行うことを目的として、外部講師による動画を作成し、オンデマンド形式で実施した（受講者 51 人）。 (3)実務担当者（貸与・給付部）対象（令和7年1月15日～1月31日） 職員による個人情報漏えい事案が発生した部署の実務担当者を対象に、テキストによる自習形式で実施した。実務面での個人情報の取扱いに係る留意点、漏えい等事案発生時の連絡体制等について学習し、事例に対する解決策を考えるケーススタディへの回答や職場の心理的安全性の指標を測るアンケートを実施した。アンケート等の結果については、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者に周知した（受講者 96 人）。 (4)新規採用職員等（常勤、任期付、非常勤職員）対象 採用の都度実施し、個人情報保護について守るべきポイント等を指導した（受講者78人）。なお、個人情報を取り扱う派遣職員に対しても、職員と同様の研修を実施した。 ○個人情報保護規程施行状況調査（令和5年度分）の実施 「個人情報保護規程」第38条及び第45条第1項に基づき、各部等の個人情報保護管理者に個人情報の管理に関する点検作業及び同規程の施行状況報告を求めた（令和6年8月）。 ○個人情報漏えい等事案に対する再発防止策の取組 組織が一丸となった仕組みの改善として、以下について取り組んだ。 (1)職場ミーティングの実施 個人情報漏えい等事案が発生した部署において、事案の共有及び対応プロセスの振り返り、原因や再発防止策の議論等を目的として、職場ミーティングを適宜実施した。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・役職員の個人情報保護に対する意識向上に資するため、多様な研修を実施したことは評価できる。また、個人情報管理状況の点検や、漏えい等事案発生時に再発防止策検討を求める等、個人情報保護への意識を高めたことは評価できる。 ・情報開示請求に対して適切に対処したことは評価できる。 ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策の統一基準群」に機構の「情報セキュリティ対策基準」が準拠されているかの見直しや「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和5年度版）」の一部改定（令和6年7月24日改定）」を踏まえ、情報セキュリティポリシー、運用規程及び実施手順を整備したことは評価できる。 ・専門的知見を有する外部事業者に	＜評定に至った理由＞ 中期計画における所期の目標を達成していると認められる。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ ・情報セキュリティ対策等に特に力を入れたことは評価できる。	

(2)個人情報漏えい等事案が発生した部署における再発防止策の策定
機構過失による個人情報漏えい等事案が発生した部署には、速やかに理事長及び個人情報総括保護管理者に報告すること及び再発防止策の検討と検討結果の報告を求めた。また、必要に応じ、再発防止策や業務遂行方法の見直し等を求めた。

(3)経営管理会議業務報告部会等での報告
経営管理会議業務報告部会等にて、個人情報漏えい等事案の発生状況や個人情報保護の取組状況等を定期的に報告した。

(4)個人情報を含む文書等発送時に係る機構内統一ルールの周知
近年の機構における個人情報漏えい等事案の発生原因を踏まえ、個人情報を含む文書等発送時に係る取扱いについて、職員間での書類の扱いも含め再周知し、改めて守るべきルールの意識統一を図った。

(5)研修テキスト等の共有
全役職員を対象とした研修及び個人情報保護管理者等を対象とした研修で使用した研修テキスト等について、グループウェアの掲示板や個人情報保護管理者等向けのスペースで共有し、各部等における研修の充実や再発防止策の徹底を図った。

〈個人情報漏えい等事案（郵便物誤発送等）発生（発覚）状況〉

種別	令和６年度	（参考） 令和５年度
機構職員によるもの	５件	10 件
委託業者によるもの	２件	２件
当該者の住所変更未届等に起因するもの	４件	２件
郵便事故等によるもの	１件	１件
計	12 件	15 件

○情報開示請求への対応
令和６年度の情報開示請求は、法人文書開示請求が 13 件（うち、全部開示４件、部分開示７件、不開示２件）、保有個人情報開示請求が６件（うち、全部開示３件、部分開示２件、不開示１件））であり、情報の公開等に関する規定等に基づき、適切に対処した。

○情報セキュリティ対策基準等の改定
「政府機関等のサイバーセキュリティ対策の統一基準群」に機構の「情報セキュリティ対策基準」が準拠しているかを確認し、機構の情報セキュリティポリシー（「情報セキュリティ対策基準」）を令和７年４月に改定するための準備を進めた（令和７年３月）。
また、「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和５年度版）」の一部改定（令和６年７月 24 日改定）及び情報セキュリティ対策基準の改定に伴い、運用規程・実施手順を令和７年４月に改定するための準備を進めた（令和７年３月）。

よるリスクアセスメント等を実施し、重大なリスクがないことを確認したことは評価できる。
・役職員全員を対象として標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ研修及び情報セキュリティポリシー自己点検を実施し、役職員の情報セキュリティに関する意識向上を図ったことは評価できる。

		○リスクアセスメントの実施（セキュリティアセスメント） 業務継続性・保守等の観点において重要度が高い情報システムの中からEJUオンライン及びEJUオンライン成績照会についてリスクアセスメントを実施し、専門的知見を有する外部事業者より重大なリスクはないとの結果報告を受けた（令和6年12月）。 ○情報セキュリティ対策の強化 (1)情報セキュリティポリシー等を踏まえたセキュリティ対策の強化 情報セキュリティポリシー及び政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、標的型攻撃から防御するためのセキュリティ対策を引き続き実施した。 (2)情報セキュリティ緊急時対応体制（CSIRT）の運用 専門的知見を有する外部事業者及び機構内他部署とともにJASSO-CSIRT緊急対応訓練を実施した（令和6年11月）。 (3) 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）監査フォローアップの実施 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)によるマネジメント監査及びペネトレーションテストのフォローアップに対して、適切に対応を行った。 (4)その他のセキュリティ対策 ①脆弱性診断 専門的知見を有する外部事業者による支援のもと、機構の利用しているクラウドサービスのメールシステムに対してCISベンチマークを用いて検証し、危険性・影響度の高い指摘はないことを確認した。 ②ウイルス対策 コンピュータウイルス対策として、毎日最新のウイルス情報を取得し、ファイルの参照及び更新時にリアルタイムでウイルスチェックを実施した。 ○情報セキュリティに対する役職員の意識向上のための取組 (1)標的型攻撃メール訓練及び情報セキュリティ研修の実施 役職員の情報セキュリティ意識向上を目的として、毎年度、標的型メール訓練及び情報セキュリティ研修を実施している。令和6年度は、引き続き、情報セキュリティ研修の受講対象者を役職員全員とし、配付資料による自己学習形式（理解度テストの受験必須）で実施した。 ・標的型攻撃メール訓練（役職員全員を対象）：令和6年6月、10月 ・情報セキュリティ研修（役職員全員を対象）：令和6年7月 (2)職員研修等の実施 情報セキュリティ対策を周知徹底するため、以下の研修を実施した。 ①コンプライアンス・ハラスメント防止・情報セキュリティ研修 参加者117人（対象：課長補佐級の職員並びに首都圏以外の支部及び大阪日本語教育センターに勤務する職員）（令和6年10月）		

		②新入職員等（非常勤職員・派遣職員を含む）研修（採用の都度実施） (3)情報セキュリティポリシー自己点検 情報セキュリティに対する理解の浸透度を確認するため、役職員全員を対象とした情報セキュリティ自己点検を実施し、点検結果において理解の浸透度が低い職員に対しては、個別指導を実施した（令和６年12月～令和７年１月）。		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ―３	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
<38> 施設及び設備の整備状況	○施設・設備の整備等の実施 東京国際交流館、兵庫国際交流会館及び駒場事務所の改修の工事監理を適切に行うとともに、所有する施設等について、安全性の向上や省エネルギーの推進等を目的とした点検や修繕など必要な保全に係る指導・助言を適切に行った。 ○市谷事務所等再整備 市谷事務所の整備については、令和５年度に引き続き本館の改修及び増築棟の建設を進めた。建築工事及び入居整備の完了は令和７年10月を予定している。 令和７年度の移転準備として行う市谷事務所のレイアウト作成については、「市谷事務所新営その他工事の基本コンセプト」に基づくとともに各部署からの意見を聴取した上で、働きやすさや業務効率を重視した設計を行った。そしてこのレイアウトに基づき、各種調達準備を進めた。また市谷事務所への移転スケジュールの検討を進めた。	〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・所有する施設等について、工事監理及び保全に係る指導・助言を適切に行ったことは評価できる。 ・市谷事務所の整備について、契約内容に基づき建築工事を進めたことは評価できる。 ・市谷事務所への移転に関して各部署と調整しながら準備を円滑に進めたことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 中期計画における所期の目標を達成していると認められる。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －	

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－４　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（その他の業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ―４	人事に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001594

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
<39> 人材の確保、育成及び職場環境整備の実施状況	○独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画に基づいた実施事項 ・幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、年度計画に基づき一斉採用に加えて通年採用を引き続き行い、任期付職員 16 人を含む 48 人を戦略的に採用した。 ・管理職に求められる役割や、部下への指導・教育のポイントを理解するとともに、具体的なスキル等を理解することによって、管理職のマネジメントスキルを向上させることを目的として、課長級を対象とした管理職研修を実施した（対象者 18 人）。 ○職員の計画的な採用及び配置 ・幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、年度計画に基づき一斉採用に加えて通年採用を引き続き行い、任期付職員 16 人を含む 48 人を戦略的に採用した。【再掲】 また、任期付職員から常勤職員への登用を行った（登用による常勤職員採用 4 人（令和 7 年度 4 月採用））。 ・職員の適性、経験等を考慮するとともに、業務に関する希望等も勘案し適材適所の配置を行った。 ・女性職員の管理職等への登用を引き続き行った。全体の割合として前年度比 0.2 ポイント増の 34.0%となった。 〈女性職員の管理職等への登用状況〉 （各年度末現在） ○公正な人事評価の実施 勤勉手当について、期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映したものとするため、自己評価及び上司による評価等を総合的に勘案し、適正に評価した。 ○人事交流の実施 高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学法人、私立大学、公益法人及び民間企業等と積極的に人事交流を行った。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」に基づき、新規職員の採用及び内部登用を実施したほか、女性職員の管理職への登用を実施したことは、多様かつ優れた人材の計画的な確保及び配置という観点から評価できる。 ・職員のモチベーションをより高められるよう、他機関との積極的な人事交流や、各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的とした分野別研修等を実施したことは、高度な実務能力と使命感を持った人材を育成するという観点から評価できる。	＜評定に至った理由＞ 中期計画における所期の目標を達成していると認められる。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －	

区分	令和 6 年度			（参考）令和 5 年度		
	人数	うち女性		人数	うち女性	
		人数	割合		人数	割合
部長級	32 人	7 人	21.9%	31 人	7 人	22.6%
課長級	59 人	22 人	37.3%	59 人	23 人	39.0%
課長補佐級	68 人	25 人	36.8%	64 人	22 人	34.4%
合計	159 人	54 人	34.0%	154 人	52 人	33.8%

		・機構から他機関への出向者：　10 人 ・他機関から機構への出向者：　24 人 ○職員研修の実施状況 (1)管理職研修 管理職に求められる役割や、部下への指導・教育のポイントを理解するとともに、具体的なスキル等を理解することによって、管理職のマネジメントスキルを向上させることを目的として、課長級を対象とした管理職研修を実施した（対象者 18 人）。【再掲】 (2)その他重点的に実施した研修 ・階層別研修（管理職研修除く）（のべ 119 人） ・分野別研修（のべ 414 人） ※各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的とする研修 機構内各部署より依頼を受け業務に対するモチベーションを維持向上すべく実施した研修 ○インターンシップの実施 大学等の学生に対し、実際の現場で就業体験等を提供することにより、当該学生のキャリア形成支援を図るとともに、機構の事業目的や業務内容等に係る理解を深め、もって機構への就業希望の促進を図ることを目的として、以下の 2 部署でインターンシップを実施した。 ・奨学事業戦略部奨学事業総務課・奨学事業戦略課（令和 6 年 9 月 4 日～10 日　1 人） ・留学生事業部留学生事業計画課（令和 6 年 9 月 4 日～13 日　2 人） ○職場環境の整備 柔軟に業務が進められる前提として、職員の健康確保の取組を促すべく、労働安全衛生法第 18 条の規定及び衛生委員会規程（平成 17 年規程第 13 号）に基づき衛生委員会を実施し、各事業場における職員の健康障害の防止、職場環境の改善対策を調査・審議し、メンタルヘルス対策、職場環境整備、職場巡視を行った。また、インターバル制度導入について実施を含め検討を行った。		

４．その他参考情報
特になし

項目別調書No.	中期目標	中期計画	年度計画
Ⅰ―1　奨学金事業	**Ⅰ国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項** １　奨学金事業 機構は、教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として次の目標に従い奨学金事業を実施することとする。 （１）給付奨学金 給付奨学金については、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等において修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するものであり、特に優れた学生等であって経済的理由により極めて修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に対して支給を行う。その際、多子世帯や理工農系の学生等の中間層への支援拡大により新たに対象になる者についても、適切に支給を行う。 さらに、支給中においては、大学等との連携によって、奨学金の支給を受けている者としての自覚を促すための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。 （２）貸与奨学金 貸与奨学金については、優れた学生等であって経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に対して貸与を行う。	**Ⅰ国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置** １　奨学金事業 教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。 （１）給付奨学金 ①　奨学金の的確な支給 給付奨学金については、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等において修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するものであり、特に優れた学生等であって経済的理由により極めて修学が困難である者が、進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に対して支給を行う。その際、多子世帯や理工農系の学生等の中間層への支援拡大により新たに対象になる者についても、適切に支給を行う。 ②　適格認定の実施 大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。 （２）貸与奨学金 ①　奨学金の的確な貸与 貸与奨学金については、優れた学生等であって経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適	**Ⅰ国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置** １　奨学金事業 教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。 （１）給付奨学金 ①奨学金の的確な支給 給付奨学金については、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等において修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するものであり、特に優れた学生等であって経済的理由により極めて修学が困難である者が、進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に対して支給を行う。 その際、多子世帯や理工農系の学生等の中間層への支援拡大により新たに対象になる者についても、適切に支給を行う。 ②適格認定の実施 大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、

	大学院修士段階における「授業料後払い制度」についても、適切な審査に基づき実施する。 貸与中においては、大学等との連携によって、貸与奨学金の必要性等を自ら判断し貸与を受けている者としての自覚を促すための指導を行うとともに、適切な適格認定を実施する。 また、貸与奨学金は、返還金を原資の一部としていることから、事業を継続的に運営するため、返還意識の涵養や、着実な返還のための施策を講ずる。あわせて、返還が困難な者に対するセーフティネットとして、減額返還制度、返還期限猶予制度等を適切に運用するとともに、企業等による代理返還制度や所得連動返還方式等、多様な返還方法を提供する。さらに、事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた返還の促進を図る。また、目的に応じた返還免除制度について適切に運用する。 機関保証制度については、代位弁済となる対象債権を的確に請求する。また、保証機関による事業計画等を踏まえ、制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。 返還に関するこれらの制度等について、関係者に対する情報提供、周知及びユーザビリティの向上に努める。 （３）奨学金事業に共通する事項 支援を必要とする者に対して確実に情報を届けることが重要であり、多様な機会や媒体を活用し、高等教育機関への進学希望者等や学生等、保護者、学校関係者等における制度の認知度を高めるために正確で分かりやすい情報提供を行う。 また、奨学金事業を円滑に運営するため、奨学金に関する申込手続き等について、高等学校や大学等と一層の連携を図るとともに、奨学金制度に対する理解や奨学生としての自覚の増進を適切に実施する。	切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施する。 また、大学院修士段階における「授業料後払い制度」についても、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施する。 ② 適格認定の実施 大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の必要性等を自ら判断しつつ奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。 ③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収 奨学金貸与に係る事業の健全性を確保するため、計画的に返還金の確実な回収に取り組む。 返還金の回収状況について、貸与人員、貸与規模減少による返還者層の構成変化の影響を受けないものを分析の観点として掲げ、定量的な把握・分析を実施することとし、今中期目標期間中の貸与奨学金新規返還者について、97.2%以上の回収率を維持する。あわせて、返還促進方策の効果等を検証し、必要な改善を図る。 ④ 減額返還・返還期限猶予制度の適切な運用 返還が困難な者へのセーフティネットである、減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行うとともに、返還者の利便性の向上を図り、適切に制度を運用する。 ⑤ 多様な返還方法等の提供 企業の担い手となる奨学金返還者についての各企業による「奨学金の返還支援（代理返還）制度」、及び奨学金の返還額が返還者の所得に連動する「所得連動返還方式」については、適切に情報提供、周知を行うとともに、確実に実施する。 ⑥ 返還免除制度の適切な運用 目的に応じた返還免除制度について適切に運用する。 ⑦ 機関保証制度の運用	適切な適格認定を実施する。 （２）貸与奨学金 ①奨学金の的確な貸与 貸与奨学金については、優れた学生等であって経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施する。 また、大学院修士段階における「授業料後払い制度」についても、令和６年度中の制度開始に向けて準備を進め、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施する。 ② 適格認定の実施 大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の必要性等を自ら判断しつつ奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。 ③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収 奨学金貸与に係る事業の健全性を確保するため、計画的に返還金の確実な回収に取り組む。 返還金の回収状況について、貸与人員、貸与規模減少による返還者層の構成変化の影響を受けないものを分析の観点として掲げ、定量的な把握・分析を実施することとし、貸与奨学金新規返還者について、97.2%以上の回収率を維持する。あわせて、返還促進方策の効果等を検証し、必要な改善を図る。 ④ 減額返還・返還期限猶予制度の適切な運用 減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行うとともに、返還者の利便性の向上

	さらに、奨学金事業の運用改善等や、奨学金事業に対する正確な認識に基づく意義の理解や支持の拡大に資するため、奨学金の効果の把握・検証のための方策や、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討し、具体的な取組を実施する。	奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。 機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を的確に請求する。 また、機関保証制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。 （３）奨学金事業に共通する事項の実施 ① 奨学金制度の周知及び広報の充実 多様な機会や媒体を活用し、奨学金制度の理解に資するため、高等教育機関への進学希望者等や学生等、保護者、学校関係者、返還者等への正確でわかりやすい情報の提供に努める。 また、奨学金相談センターについては、奨学金制度改正による制度の複雑化に伴うオペレーションの高度化に対応し、相談者に適切な案内を行うことができる体制を整備する。 ② 学校との連携強化 奨学生として学業精励の自覚を促すため、採用の段階から大学等と連携し、意識の涵養を図る。 また、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。 奨学金業務に関する適切な理解が、学生等の状況に応じたサポートに資することから、大学等の担当職員を対象とした研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策及び学校毎の貸与と返還に関する情報提供を適切に行う。 ③ 効果検証方策等の検討	を図り、適切に制度を運用する。 ⑤ 多様な返還方法等の提供 企業の担い手となる奨学金返還者についての各企業による「奨学金の返還支援（代理返還）制度」、及び奨学金の返還額が返還者の所得に連動する「所得連動返還方式」については、適切に情報提供、周知を行うとともに、確実に実施する。 なお、「奨学金の返還支援（代理返還）制度」については、口座振替の導入により利便性の向上を図るとともに、就職フェア等への参加、ＷＥＢ配信により閲覧した企業へのアプローチ等、適切な情報提供、周知を行う。 ⑥ 返還免除制度の適切な運用 死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除及び優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度について、適切に運用する。 ⑦ 機関保証制度の運用 奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、配付書類等を活用して学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。 機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を的確に請求する。 また、機関保証制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。 （３）奨学金事業に共通する事項の実施 ① 奨学金制度の周知及び広報の充実

		奨学金の効果の把握・検証に資する情報を得るための方策や、奨学金制度について広く社会の理解増進を図るため、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、在学中から給付や返還が完了するまでの間の機会を捉えて実施可能なものについて国と連携して検討し、具体的な取組を行う。	多様な機会や媒体を活用し、奨学金制度の理解に資するため、高等教育機関への進学希望者等や学生等、保護者、学校関係者、返還者等への正確でわかりやすい情報の提供を行う。また、その効果等について、広聴調査を実施すること等により把握し、経年の認知状況の変化を踏まえた適切な周知・広報の手法を検討する。 また、奨学金相談センターについては、奨学金制度改正による制度の複雑化に伴うオペレーションの高度化に対応し、相談者に適切な案内を行うことができる体制を整備する。 ② 学校との連携強化 奨学生として学業精励の自覚を促すため、採用の段階から大学等と連携し、意識の涵養を図る。 また、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。 奨学金業務に関する適切な理解が、学生等の状況に応じたサポートに資することから、大学等の担当職員を対象とした研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策及び学校毎の貸与と返還に関する情報提供を適切に行う。 ③ 効果検証方策等の検討 奨学金の給付及び貸与が奨学生等に与える効果の把握・検証のため、奨学生を対象としたアンケートを実施する。また、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するため、当該者への通知

			物等を利用した効果的な方策について検討する。
Ⅰ―２　留学生支援事業	２ 留学生支援事業 「第４期教育振興基本計画」等の国の方針を踏まえ、引き続き、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するとともに、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を支援するため、次の目標に従い事業を実施することとする。 （１）外国人留学生に対する支援 大学のグローバル化の推進や我が国で活躍する高度外国人材受入れ促進等の国の方針を踏まえ、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するため、関係府省庁、独立行政法人、大学等の関係機関との一層の連携の下、留学前から卒業（修了）後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。また、政策提言に資するための留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析の実施を目的とした留学生交流推進のナショナルセンターとしての機能の充実を図る。 ① 日本留学が期待される者を中心に、関係機関との連携の下、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信する。また、国内外の大学・関係機関とのネットワークを構築し、日本留学に関する情報の収集・整理及び提供を行う。加えて、国の方針を踏まえ、政策提言に供するための留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析を行う。 ② 国内外における日本留学試験の実施を通じ、日本の大学等への進学に必要な日本語力及び学力を客観的に評価するとともに、海外における日本留学試験の利用の促進及び渡日前入学許可など日本の大学等における試験結果の活用の促進に努める。	２ 留学生支援事業 「第４期教育振興基本計画」等の国の方針を踏まえ、各種奨学金制度や大学等の留学生交流を支援する施策等を適切に実施するとともに、留学に関する情報発信を積極的に行い、外国人留学生の受入れ及び日本人生徒・学生の留学支援を推進する。 （１）外国人留学生に対する支援 ① 日本留学に関する情報提供等の充実 日本留学情報サイト等の活用により、日本留学が期待される者を中心に、留学前、留学中及び卒業（修了）後のキャリアパス等日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行う。一元的な情報発信機能の強化に向けては、政府機関、大学等関係機関との連携を強化するとともに、関係機関からの積極的な情報提供を促す。 日本留学に関する情報を日本留学希望者に直接提供する方策として、日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。 国の方針を踏まえ、政策提言に供するための留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析を行う。 ② 日本留学試験の適切な実施 得点の等化、海外実施に対応する複数問題の作成、厳正な試験監督の実施、不測の事態における受験機会の確保等により、日本留学試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。 なお、試験実施にあたっては、国内・国外会場とも受験料を段階的に見直すとともに、効率的な運営により、収支の改善に努める。また、受験者の利便性向上及び多様な受験機会の確保に資するよう新たな方策の実施を検討する。さらに、日本留学試験の利	２ 留学生支援事業 様々な国の留学生支援に係る戦略を踏まえ、以下の事業を推進し、外国人留学生に対する支援については、関係府省庁や独立行政法人、大学等の関係機関との一層の連携の下、留学前から卒業（修了）後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。また、国の方針を踏まえ、政策提言に供するための留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析に着手する。 日本人留学生に対する支援については、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を促進し、グローバルに活躍する人材の育成に資するため、海外留学への機運醸成や学資金支給事業に取り組む。 （１）外国人留学生に対する支援 ① 日本留学に関する情報提供等の充実 日本留学情報サイト等の活用により、留学前、留学中及び卒業（修了）後のキャリアパス等、日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行うとともに、政府機関、大学等関係機関との連携を強化し、関係機関からの積極的な情報提供を促す。 また、日本留学に関する情報を日本留学希望者に直接提供する方策として、オンラインによる日本留学フェアと併せて、対面式の日本留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。さらに、国の方針を踏まえ、政策提言に供するための留学を巡る諸外国の動向やデ

	なお、収支の継続的な欠損については、引き続き効率的な事業運営を行いつつ収支の改善が図られるよう努める。 ③ 学生等のニーズに応じたきめ細かく、質の高い日本語教育を実践するとともに、大学等進学のための日本語教育のモデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。 ④ 大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、国費外国人留学生や私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。 また、留学生受入れに係る事業については、大学等の留学生の在籍管理の適正化を図る観点から、不法残留者数等に応じた推薦依頼・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用する。 ⑤ 東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用し、外国人留学生・日本人学生・地域住民等の交流推進・相互理解の促進、将来につながる人的ネットワークの構築、留学生の我が国での就職の支援等による定着の促進を図る。 ⑥ 日本留学の総合的な魅力を高めるため、関係機関との連携の下、外国人留学生の卒業・修了後の就職支援や帰国後のフォローアップの取組を強化するとともに、支援を受けた留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。 （２）日本人留学生に対する支援 意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を促進し、グローバルに活躍する人材の育成に資するため、海外留学への機運醸成や学資金支給事業に取り組む。 ① 海外留学への機運醸成に向けて、海外留学に関する幅広い情報を収集・整理するとともに、機構の奨学金受給経験者とのネット	用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資するよう効果的に広報施策等を実施し、新たな方策を検討するほか、外国人留学生の受入れを推進する観点から、現地の需要や経費を踏まえつつ海外における試験実施国・都市の在り方を検討する。 今中期目標期間における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間の最終年度（令和５年度）における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数を上回ることとする。 ③ 日本語教育センターにおける教育の実施 日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施し、日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合を 95.8%以上とする。また、モデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。 ④ 学資金の支給等 大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。 なお、各制度の実施に当たっては、以下の取組を行う。 ア. 国費外国人留学生への学資金の支給等においては、国や大学等と連携して適切に実施する。 イ. 留学生受入れ促進プログラムについては、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、学資金を重点的に配分する。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼	ータ等の収集・分析に着手する。 ② 日本留学試験の適切な実施 試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に努めるため、適正な試験問題作成及び点検を行うとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を図る。 不測の事態が生じた場合も受験機会の確保に努める。 なお、試験実施にあたっては、受験者の負担を考慮しつつ社会情勢を踏まえ、国内外会場の受験料を見直すとともに、効率的な運営により、収支の改善に努める。 また、受験者の利便性向上及び多様な受験機会の確保に資するよう新たな方策に係る課題の整理を計画的に進める。さらに、日本留学試験の利用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資する広報施策等を検討・実施するほか、外国人留学生の受入れを推進する観点から、国の留学生政策及び現地の需要や経費を踏まえた海外における試験実施国・都市の在り方を検討する。 これらの施策等を通じ、日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間の最終年度（令和５年度）における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数を上回るよう努める。 ③ 日本語教育センターにおける教育の実施国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生の積極的な受入れを図りつつ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日

	ワーク構築により留学経験を収集し、留学希望者や国内外の関係機関等へ情報提供を行う。また、都道府県教育委員会等の国内外の関係機関と連携し、海外留学を推進する取組を実施する。 ② 諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生の経済的負担を軽減するための学資金支給に取り組むとともに、大学間交流協定等に基づく留学への支援を通じ、大学等における留学期間の長期化を促す取組や短期留学の成果を生かしたグローバルに活躍する人材の育成に向けての取組など、留学の効果を高めるための取組を実施する。 ③ 意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した仕組みによる、経済的負担を軽減するための学資金の支給事業について、引き続き、令和 9 年度までの派遣人数５千人の目標達成に向け、日本人の海外留学を促進する。また、事業成果の確認及び評価を行い、その結果も踏まえて令和 10 年度以降の事業の在り方について検討する。	数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行う。高度外国人材育成課程履修支援制度についても、国や大学等との連携のもと、適切に実施する。 ウ．海外留学支援制度（協定受入）においては、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して重点的に支援を行う。 エ．外国人留学生が借り上げ宿舎に居住する場合等に費用の一部を支援する事業については、私費外国人留学生への学資金の支給との連携を図り、適切に実施する。 ⑤ 宿舎の支援及び交流促進 東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として、国内外の優秀な学生や研究者が民間に比して低廉な使用料（館費）で共に居住する宿舎の提供、居住経験者の大学等の枠を超えた同窓会組織の支援、居住者以外の学生及び地域の交流、並びに外国人留学生の就職支援の充実等の取組を行う。 また、外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。 ⑥ 卒業・修了後の支援 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを推進するため、国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援や大学等に対する情報提供等を関係機関等と連携して行う。 卒業・修了後の外国人留学生に対しては、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供するほか、有益な情報の提供等、留学経験者のネットワーク化に向けた支援の充実を図るとともに、機構と日本留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。 （２）日本人留学生に対する支援 ① 海外留学に関する情報提供等の充実 留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機	本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践する。また、カリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図るべく、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会や、外国人等の現職日本語教員に対する研修等を推進する。 これらの施策により、日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合を 95.8%以上とする。 ④ 学資金の支給等 大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。 なお、各制度の実施に当たっては、以下の取組を行う。 ア．国費外国人留学生への学資金の支給等においては、国や大学等と連携して適切に実施する。 イ．留学生受入れ促進プログラムによる私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、重点的に配分する。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行う。高度外国人材育成課程履修支援制度については、「留学生就職促進教育プログラム認定制度」による文部科学省の認定を受けたプログラムを履修する留学生に対する奨学金制度として、適切に実施する。 ウ．海外留学支援制度（協定受入）においては、グ

		関への情報提供を充実させる。 また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。加えて、海外留学支援制度における海外大学卒業生とのネットワークを構築し、奨学金制度利用者の活躍事例を活用した情報提供を行う。 更に、都道府県教育委員会等の国内外の関係機関と連携し、海外留学を推進する取組を実施する。今中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数を年間 30 回以上とする。 ② 学資金の支給 グローバルに活躍する人材を育成する国の方針のもと、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、海外の大学等において、大学間交流協定等に基づく交流を行う日本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、学資金を適切に支給する。 また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施に加え、第４期教育振興基本計画等の政府方針を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的に支援を行う。 官民協働留学支援策である「トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ」第２ステージについて、引き続き民間企業等からの寄附金を募り、2027 年度までの派遣人数５千人の目標達成に向けて計画的な運営に努めるとともに、「トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ」の施策で得た経験を活用し、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプログラムに対する支援を海外留学支援制度で実施する。	ローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して、奨学金の採用枠を重点的に配分する。 エ．留学生借り上げ宿舎支援事業については、留学生受入れ促進プログラム等と連携しつつ、適切に実施する。 ⑤ 宿舎の支援及び交流促進 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として、国内外の優秀な学生等が民間に比して低廉な使用料（館費）で共に居住する宿舎を提供する。また、東京国際交流館において、建物の老朽化を防止するための屋上防水等の改修に取り組む。さらに、兵庫国際交流会館においては、居住者の安全安心の確保のため、老朽化した電気設備の更新を行う。 居住経験者の大学等の枠を超えた同窓会組織の支援、居住者以外の学生及び地域の交流等、国際交流の拠点としての取組を行うこととし、国際塾、交流研究発表会及び就職セミナーなどの国際交流事業を実施する。 また、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。 ⑥ 卒業･修了後の支援 国内での就職を希望する外国人留学生に対する就職支援として、大学等の教職員等を対象としたガイダンスや、外国人留学生を対象とした国内就職に関する情報提供を外国人雇用サービスセンター等の関係機関等と連携して行う。 帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資す

			る支援プログラムとして、帰国外国人留学生短期研究制度を実施するほか、ＳＮＳを活用して外国人留学生にとって有益な、機構の留学生支援事業に関する情報、助成金団体等の情報、就職関係情報など様々な情報を提供する。 また、国内で活動する各国の留学生会について、その活動状況等を把握するとともに、各留学生会が集う機会を提供する等により、日本留学経験者とのネットワークの整備に取り組む。 （２）日本人留学生に対する支援 ① 海外留学に関する情報提供等の充実 留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関に対して更なる情報提供の充実を図るために「海外留学情報サイト」を適切に運営する。 また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、都道府県教育委員会等の国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、海外留学希望者のニーズに対応した留学情報の提供及び留学相談に努める。加えて、海外留学フェア等の説明会の開催にあたり、海外留学支援制度における奨学金制度利用者の協力を得て、活躍事例を活用した情報提供を行うこととし、イベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数を年間 30 回以上とする。 ② 学資金の支給 海外の大学等において、大学間交流協定等に基づく交流を行う日本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、奨学金支給業務を適切に実施する。 また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施に加え、様々な

			国の戦略を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的な支援を行う。 海外留学支援制度（大学院学位取得型）及び海外留学支援制度（学部学位取得型）においては、様々な関係機関に奨学金制度を周知する等、効果的な周知の実施に努めつつ、適切に募集・採用を実施する。 官民協働留学支援策である「トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ」第２ステージについて、引き続き民間企業等からの寄附金を募り、令和９年度までの派遣人数５千人の目標達成に向けて、令和６年度は高校生等、大学生等の募集を引き続き行うとともに、高校生等向けの都道府県単位で実施する拠点形成支援事業による募集を推進する。また、計画的な運営に努めるとともに、「トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ」の施策で得た経験を活用し、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプログラムに対する支援を海外留学支援制度で実施する。
Ⅰ―３　学生生活支援事業	３ 学生生活支援事業 全ての大学等において障害のある学生等に対する合理的配慮の提供が法的義務となる状況の中、機構は、大学等における障害学生支援の取組の促進を図ることが期待されている。また、産学で合意された新たな類型に基づくインターンシップをはじめとした学生のキャリア形成支援・就職支援に係る取組の促進を図ること等、学生生活支援において、政策上特に重要性の高いもの等について、大学等の取組を促進することが期待されている。	３ 学生生活支援事業 政府方針に基づき、大学等における障害のある学生への修学支援や、学生のキャリア教育・就職支援等、学生生活支援において、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものについて、問題の把握、分析、先進的取組の共有等を行うとともに、総合的な情報提供の充実を図る。 （１）学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供 大学等における学生生活状況について調査・分析を実施し、国の	３ 学生生活支援事業 政府方針に基づき、大学等における学生生活支援において、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものについて、問題の把握、分析、先進的取組の共有等を行うとともに、総合的な情報提供の充実を図る。 （１）学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供

	このことを踏まえ、次の目標に従い事業を実施することとする。 （１）学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実 大学等における学生生活状況についての調査や学生生活支援の取組に関する調査を実施し、分析を行うとともに、学生生活支援の充実や大学等の理解・啓発に資するよう情報提供等を実施する。 （２）障害のある学生等に対する支援 全ての大学等において障害のある学生に対する合理的配慮の提供が法的義務となる状況の中、大学等全体としての理解・啓発を促すとともに、大学等における支援体制の全体的な底上げを図る。また、実態調査に基づく現状の把握等や情報提供等を総合的に実施する。このほか、大学等における学生のメンタルヘルス支援の充実に向けた情報提供等を実施する。 （３）キャリア教育・就職支援 大学等におけるキャリア教育・就職支援の推進に向けて、各大学等の教職員の資質向上や大学等と企業等のネットワーク構築等に資するよう、全国規模のガイダンス等を実施する。また、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」により示された新たな類型に基づく学生等のキャリア形成支援に係る取組が推進されるよう、専門人材の育成に向けたセミナーの開催や総合的な情報提供等を実施し、各大学等と企業等の取組を促進する。	施策等の充実に資するよう情報提供等を実施する。 また、大学等における学生生活支援の取組について調査を実施し、実態や課題を把握するとともに、学生を取り巻く諸問題や喫緊の課題について大学等の理解・啓発に資するよう、先進的な取組等に関する情報提供等を実施する。 （２）障害のある学生等に対する支援 障害のある学生の修学支援に関する実態調査を通じて現状の把握を行うとともに、障害学生支援に関する諸課題の理解・啓発に重点を置いたセミナー等を実施する。 また、障害学生に対する支援体制の全体的な底上げを図るために、総合的な情報提供や、関係機関等と連携した取組等を推進する。 このほか、大学等における学生の心理・メンタルヘルス支援の充実に資する情報提供等を行う。 （３）キャリア教育・就職支援 大学等におけるキャリア教育・就職支援の取組が推進されるよう、全国規模のガイダンスやワークショップ等を実施する。 また、大学等におけるインターンシップをはじめとする学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組が推進されるよう、専門人材の育成に向けたセミナーの開催や好事例の収集・発信等を行う。	大学等における学生生活の実態について把握するため、大学、短期大学、大学院を対象とした「学生生活調査」、高等専門学校を対象とした「高等専門学校生生活調査」、専修学校（専門課程）を対象とした「専門学校生生活調査」を実施する。 令和５年度に実施した「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」の結果については、専門家の協力を得て分析し、情報提供を行う。 さらに、各大学等において生じている喫緊の課題の解決に向けた先進的な取組等の普及を目的とするセミナーを実施する。 （２）障害のある学生等に対する支援 「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の調査項目を改定し、改正障害者差別解消法施行後の現状の把握を行う。 大学等における障害のある学生に対する支援体制の全体の底上げを図るため、各種セミナーや研修会を通じ障害学生支援に係る理解促進・普及啓発を行うとともに、関係機関等と連携した取組を行う。 大学等における学生の心理・メンタルヘルス支援に係るワークショップを行う。 （３）キャリア教育・就職支援 大学等におけるキャリア教育・就職支援の取組の推進に向けて、大学等や企業の担当者を招き、キャリア教育の先進事例の紹介、大学等、国、地方公共団体及び企業による情報交換会等を実施する。 また、大学等におけるインターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進を目的として、産業界とも連携し、専門人材セミナーを実

			施するとともに、キャリア教育の実施状況等に係る好事例等、情報の収集・提供・発信等を行う。
Ⅱ―１　業務の効率化	**Ⅱ業務運営の効率化に関する事項** １　業務の効率化 （１）一般管理費等の削減 業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、令和５年度予算を基準として、中期目標期間中、その５％以上を削減する。 また、奨学金事業のうち貸与奨学金に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、令和５年度予算を基準として、令和 10 年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年８月２日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。 なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。 （２）人件費・給与水準の適正化 給与水準について、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 （３）契約の適正化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。	**Ⅱ業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置** １　業務の効率化 （１）一般管理費等の削減 業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、令和５年度予算を基準として、中期目標期間中、５％以上を削減する。 また、奨学金事業のうち貸与奨学金に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、令和５年度予算を基準として、令和 10 年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年８月２日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。 なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。 （２）人件費・給与水準の適正化 給与水準について、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。 （３）契約の適正化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部	**Ⅱ業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置** １　業務の効率化 （１）一般管理費等の削減 業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、中期計画の達成に向け経費節減に努める。 また、奨学金事業のうち貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、令和５年度予算を基準として、令和 10 年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年８月２日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。 なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。 （２）人件費・給与水準の適正化 給与水準について、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。 （３）契約の適正化

		有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。
Ⅱ―２　組織の効果的な機能発揮	２ 組織の効果的な機能発揮 課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。 また、各事業の枠を超え、機構全体として的確で効果的な事業実施体制を構築する。	２ 組織の効果的な機能発揮 課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。 また、各事業の枠を超え、機構全体として的確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。	２ 組織の効果的な機能発揮 業務運営がより効果的・効率的に行えるよう、機構全体として的確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。
Ⅱ―３　情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善	３ 情報システムの適切な整備及び管理及び運用、業務処理方法の改善 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムやデジタル技術等を活用した業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続きの簡素化等により業務改善を推進し、効率的・効果的な業務運営を実現する。	３ 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムやデジタル技術等を活用した業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続きの簡素化等により業務改善を推進し、効率的・効果的な業務運営を実現する。	３ 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムやデジタル技術等を活用した業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続きの簡素化等により業務改善を推進し、効率的・効果的な業務運営を実現する。
Ⅱ―４　適切な情報の発信、調査分析等の推進	４ 適切な情報の発信、調査分析等の推進 多様な媒体を活用し、正確でわかりやすい情報の提供に努めつつ、幅広く国民や関係者の声を施策に生かすための広報・広聴の充実を図る。 また、機構の業務運営や国の施策等の検討にも資するよう、学生支援に関する調査・分析・研究を実施する。	４ 適切な情報の発信、調査分析等の推進 国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、多様な媒体を活用し、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供する。 また、機構の業務運営や国の施策等の検討にも資するよう、学生支援に関する調査・分析・研究を実施する。	４ 適切な情報の発信、調査分析等の推進 国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、多様な媒体を活用し、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供する。 機構の業務運営や国の施策等の検討にも資するよう、学生生活調査、外国人留学生在籍状況調査等を実施する。
Ⅲ―１　収入の確保等寄	**Ⅲ財務内容の改善に関する事項**	**Ⅲ財務内容の改善に関する事項**	**Ⅲ財務内容に関する事項**

附金の活用	１ 収入の確保等、寄附金の活用 寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。寄附金に関しては、寄附金募集に係る取組を強化するとともに、学生支援の更なる充実に向けて適切に活用する。	１ 収入の確保等、寄附金の活用 寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。 寄附金に関しては、寄附金募集に係る広報等を推進するとともに、災害支援をはじめとした支援策への活用を適切に実施する。	１ 収入の確保等、寄附金の活用 寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。 寄附金に関しては、寄附金募集に係る広報等を推進するとともに、災害支援、児童養護施設等の生徒への受験料等支援をはじめとした支援策への活用を適切に実施する。
Ⅲ―２ 予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理	２ 予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理 独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 また、運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。 さらに、貸与奨学金による債権に関しては、独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。	２ 予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理 （１）予算、収支計画及び資金計画 別紙のとおり （２）短期借入金の限度額 奨学金貸与事業において、学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、8,700 億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、67 億円とする。 （３）不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画 なし （４）重要な財産の処分等に関する計画 なし （５）剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、機構が実施する業務の充実、老朽化対応のための施設整備、不測の事態への対応等に充てる。 （６）中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断される	２ 予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理 （１）予算、収支計画及び資金計画 別紙のとおり （２）短期借入金の限度額 奨学金貸与事業において、学資貸与金の財源とするための短期借入金の 限度額は、8,700 億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、67 億円とする。 （３）不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する 計画 なし （４）重要な財産の処分等に関する計画 なし （５）剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、機構が実施する業務の充実、老朽化対応のための施設整備、不測の事態への対応等に充てる。 （６）中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債

		ものについて行う。 （７）積立金の使途 前期中期目標期間中の繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。 前期中期目標期間中の繰越積立金については、独立行政法人日本学生支援機構法に定める業務の財源に充てる。 （８）奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。	務負担行為の必要性 及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。 （７）積立金の使途 前中期目標期間中の繰越積立金については、独立行政法人日本学生支援 機構法に定める業務の財源に充てる。 （８）奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。
Ⅳ―１　内部統制・ガバナンスの強化	**Ⅳその他業務運営に関する重要事項** １ 内部統制・ガバナンスの強化 機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。	**Ⅳその他業務運営に関する重要事項** １ 内部統制・ガバナンスの強化 （１）事業運営への外部有識者の参画 運営評議会など外部有識者で構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関し大所高所から助言を得る。 （２）外部評価の実施 外部有識者で構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果をホームページにおいて公表するとともに、事業の改善に活用する。 （３）理事会等によるガバナンスの確保 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき、理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。 （４）リスク管理の推進	**Ⅳその他業務運営に関する重要事項** １ 内部統制・ガバナンスの強化 （１）事業運営への外部有識者の参画 運営評議会など外部有識者で構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関し大所高所から助言を得、業務の適切性を確保する。 （２）外部評価の実施 外部有識者で構成する評価委員会より聴取した評価意見を踏まえて、厳格かつ客観的な評価を行う。また、その結果を効率的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用する。評価の結果は、ホームページにおいて公表する。 （３）理事会等によるガバナンスの確保 理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。

		「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、リスク管理委員会において、各年度のリスク管理実施計画を策定のうえ、各種リスク管理の一層の推進を図る。 （５）コンプライアンスの推進 コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定のうえ、一層の推進を図る。 （６）内部監査の実施 業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、内部監査を実施するとともに個人情報保護、情報セキュリティ等の内部統制上重要な事項について監査を実施する。	（４）リスク管理の推進 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、リスク管理委員会において、リスク管理に係る計画を策定のうえ、各種リスク管理の一層の推進を図る。 （５）コンプライアンスの推進 コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス・プログラムを策定のうえ、一層の推進を図る。 （６）内部監査の実施 第５期中期目標期間における内部監査の実施方針に基づき、計画的に内部監査を実施する。
Ⅳ―２　個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進	２ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。 また、「サイバーセキュリティ基本法」（平成 26 年法律第 104 号）に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 28 年８月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等の政府の方針を踏まえ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。	２ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進 個人情報保護については、研修の改善・充実等により、さらなる徹底を図る。 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 28 年８月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等に基づき、機構が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。	２ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進 個人情報保護について、業務遂行の見直し、研修の改善・充実等により、更なる徹底を図るとともに、情報公開に関する審査基準に基づき、情報公開を適正に実施する。 情報セキュリティに関する最新動向及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 28 年８月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を踏まえ、情報セキュリティ対策を推進する。 また、リスクアセスメント等によりリスクを評価し、必要な情報セキュリティ対策を講じる。
Ⅳ―２　施設及び設備に関する計画	３ 施設及び設備に関する計画 施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	３ 施設及び設備に関する計画 施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。 特に、市谷事務所の再整備については、着実に実施する。	３ 施設及び設備に関する計画 施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。 特に、市谷事務所の再整備については、業務継続性

			と安全性の確保、業務効率の向上等の観点を踏まえた計画を具現化し、必要な環境整備を実施する。
Ⅳ―３　人事に関する計画	４　人事に関する計画 業務が多様化・複雑化する状況の中、機構の業務を適切に実施するため、人事基本計画の見直し等も行いつつ、戦略的に人材の確保・育成を実施するとともに、必要に応じて専門人材の確保も考慮しながら、業務の状況等を踏まえた適正配置を図る。また、多様な職務経験を通じたキャリア形成を促進するとともに、職員が制度の意義を感じ、モチベーションをより高められるような取組を実施し、各部署における新たな業務の進め方の提案等も含め、柔軟に業務が進められるよう職場環境の整備を図る。	４　人事に関する計画 業務が多様化・複雑化する中、奨学金事業における金融等の専門性や、留学生支援事業における諸外国の情報収集・分析等を行える多様な専門性を持つ人材の確保・育成に向けた取組を実施する。 また、職員が制度の意義を感じ、モチベーションをより高められるよう、多様な職務経験の付与を通じて職員のキャリア形成を促進するとともに、柔軟に業務が進められるよう職場環境の整備を図る。	４　人事に関する計画 人事基本計画に基づき、業務が多様化・複雑化する中、奨学金事業における金融等の専門性や、留学生支援事業における諸外国の情報収集・分析等を行える多様な専門性を持つ人材の確保・育成に向けた採用活動・研修を実施する。 また、職員が制度の意義を感じ、モチベーションをより高められるよう、多様な研修の実施により、職員のキャリア形成を促進するとともに、柔軟に業務が進められるよう職場環境の整備を図る。